第2章 国民年金・厚生年金の財政の現況

- 第1節 年金制度を取り巻く社会・経済状況の推移と現状
- 第2節 国民年金・厚生年金の財政の推移と現状
- 第3節 2004(平成16)年以前の制度改正と財政再計算
- 第4節 2004(平成16)年改正と公的年金財政の枠組み
- 第5節 2019(令和元)年以前の財政検証
- 第6節 国民年金・厚生年金の財政方式

第1節

年金制度を取り巻く社会・経済状況の 推移と現状

公的年金制度は人の一生にわたる長期の制度であることから、年金財政の評価あるいは将来見通しの作成にあたっては、人口や経済の長期の趨勢を見極めることが重要である。

ここでは、人口や経済の長期的な動向について現状をみるという観点から、

- ・少子高齢化の現状について、各国の動向と比較してどうなっているか
- ・女性や高齢者の社会進出の状況がどうなっているか
- ・経済の状況として、財政検証の経済前提に用いる物価上昇率、賃金上昇 率、運用利回りの実績がどうなっているか

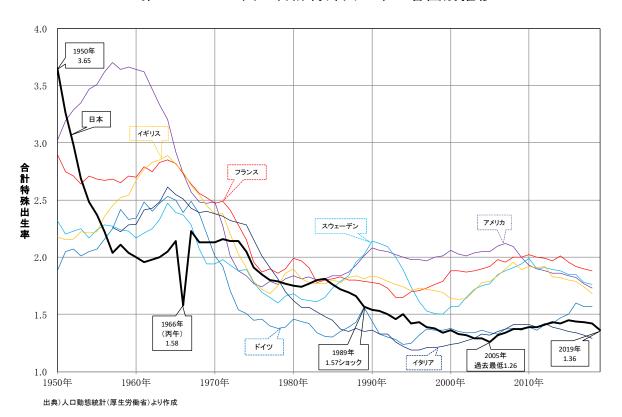
という点について考察する。

1. 少子高齢化の推移と現状

我が国の合計特殊出生率(その年の年齢別出生率で1人の女性が子供を生んだとした場合に、一生の間に生むこととなる子供の数)は、終戦後の1950(昭和25)年には3.65と非常に高い水準であった。その後急激に低下したものの、1960年代以後、丙午(ひのえうま)という特殊事情の影響により1.58となった1966(昭和41)年以外は、人口を維持する程度の水準前後でしばらく推移していた。しかし、1975(昭和50)年に2.0を下回り1.91となって以降、多少の上下変動はあるものの低下傾向を示し、1989(平成元)年には、丙午(ひのえうま)の年を下回る1.57となり、「1.57ショック」と呼ばれた。その後も低下傾向は継続し、2005(平成17)年には1.26と過去最低を記録した。その後は上昇傾向を示し、2015(平成27)年には1.45まで回復し、更にその後も1.4台前半で推移していたが、2019(令和元)年に1.36となった。「日本の将来推計人口」(2017(平成29)年4月公表)における出生中位推計の仮定値については、2015(平成27)年以降は1.4台前半で推移しているものの、人口を維持するのに必要な水準を大きく下回っている。

欧米主要先進国と比較してみると、フランスは 2.0 を前後し、スウェーデン、イギリス、アメリカについては日本に比べ高い水準で推移している。ドイツは近年回復の傾向が見られ、イタリアは我が国と並んで国際的に低い水準にある(第 2-1-1 図)。

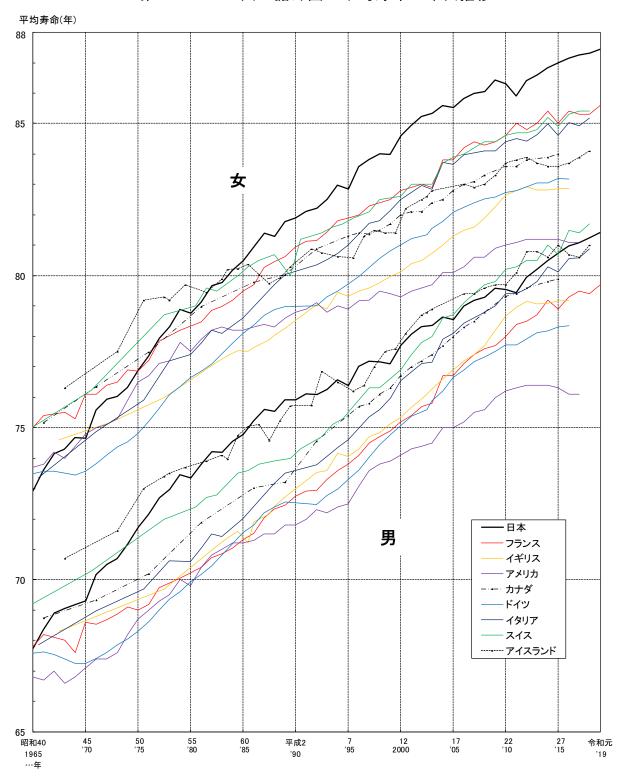
第2-1-1図 合計特殊出生率の各国別推移



一方、我が国の平均寿命をみると、1965(昭和 40)年には男 67.74年、女 72.92年であったが、その後急速に上昇した。近年では、終戦後より上昇速度は遅くなったものの、上昇傾向は依然として続いており、2018(平成 30)年には男で 81.25年、女で 87.32年となっている。諸外国と比較してみても、世界有数の長寿国といえる(第 2-1-2 図)。

2017(平成29)年4月に公表された「日本の将来推計人口」(出生中位・脂肪中位推計)によると、合計特殊出生率は人口を維持するのに必要な水準を大きく下回り、2065(令和47)年でも1.44である一方で、平均寿命は2065(令和47)年には男84.95年、女91.35年まで伸びると仮定されており、今後も我が国では少子高齢化が欧米主要先進国の中でも例をみないほど急速に進行すると見込まれる。高齢化率(総人口に占める65歳以上人口割合)を欧米主要先進国と比べてみると、欧米主要先進国以上の速さで急速に上昇してきた我が国の高齢化の水準は、今後も欧米主要先進国の水準を大きく超え、2065(令和47)年には約38%という高水準に到達すると見込まれている(第2-1-3図)。

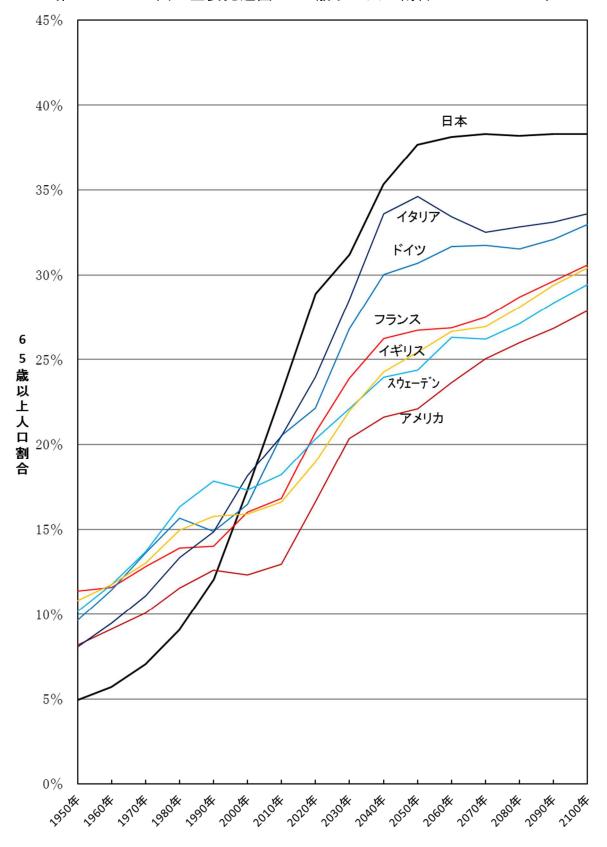
第2-1-2図 諸外国の平均寿命の年次推移



資料:令和元年簡易生命表(厚生労働省)

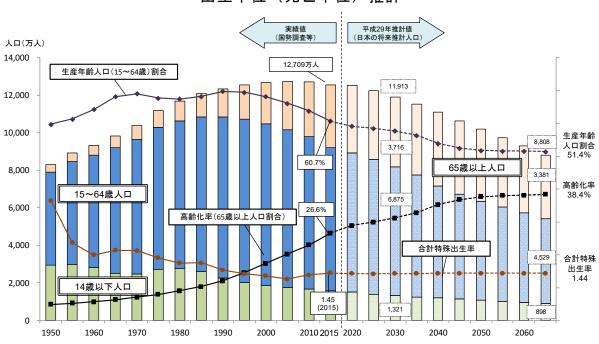
注 :1) 1971年以前の日本は、沖縄県を除く数値である。 注 :2) 1990年以前のドイツは、旧西ドイツの数値である。

第2-1-3図 主要先進国の65歳以上人口割合:1950~2100年



資料)国立社会保障·人口問題研究所 人口統計資料集

また、「日本の将来推計人口」(出生中位・死亡中位推計)によると、生産年齢人口 $(15\sim64$ 歳人口)の扶養負担の程度については、生産年齢人口の 65 歳以上人口に対する比率が 2015 (平成 27)年には 2.3 人で 1 人を支える状態となっており、2023 (令和 5)年には 2 人で 1 人、2065 (令和 47)年度には 1.3 人で 1 人を支えることになると見込まれている(第 2-1-4 図)。



第2-1-4図 年齢区分別人口の推移 (2017(平成 29)年4月推計) -出生中位 (死亡中位) 推計-

(資料) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成 29 年推計:出生中位・ 死亡中位推計、各年 10 月 1 日現在人口)、厚生労働省「人口動態統計」

2. 女性、高齢者の社会進出の推移と現状

我が国の女性の労働力率は上昇しており、例えば $30\sim34$ 歳では、1975 (昭和 50)年は 43.9% となっているが、それ以降上昇傾向が続き、2019 (令和元)年には 77.5%まで上昇している(第 2-1-6 表)。

また、高齢者の労働力率について、例えば $60\sim64$ 歳男性の労働力率は、2000年代前半までは自営業者の減少に伴い低下傾向にあり、2005(平成 17)年には 70.3%と最低であったが、近年では上昇傾向にあり、2019(令和元)年には 84.4%となっている(第2-1-5表)。一方、 $60\sim64$ 歳女性の労働力率は、 2000年代前半まではおおむね 40%前後で横ばいの動きとなっていたが、近年では上昇傾向にあり、2019(令和元)年では 59.9%となっている。

第2-1-5表 男性の労働力率

午	次	総数	15~19歳	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65歳以上		
4-	· t/\													65~69	70歳以上
昭和50年	(1975)	81.4	20.5	76. 5	97. 2	98. 1	98. 1	97.6	96. 7	96. 2	92. 2	79.4	44. 4	63. 9	31. 6
55	(1980)	79.8	17.4	69.6	96. 3	97.6	97.6	97.6	96.5	96.0	91.2	77.8	41.0	60.1	28.4
60	(1985)	78. 1	17.3	70.1	95. 7	97.2	97.6	97.2	96.8	95.4	90.3	72.5	37.0	55.6	26.8
平成 2	(1990)	77. 2	18.3	71.7	96. 1	97.5	97.8	97.6	97.3	96.3	92.1	72.9	36.5	54. 1	26.3
3	(1991)	77.6	19.1	72.8	96. 1	97.4	97.9	97.9	97.4	96.3	93.2	74.2	38.0	56.8	26.6
4	(1992)	77. 9	19.4	74.5	96. 4	98.0	98.1	98.2	98.0	97.1	93.6	75.0	38.2	56.5	26.6
5	(1993)	78.0	19.0	75. 2	96. 5	98.0	98.3	98.3	97.9	97.2	94.1	75.6	37.7	55.3	26.3
6	(1994)	77.8	18.3	74. 9	96. 3	97.7	98.2	97.7	97.8	97.1	94.0	75.0	37.6	54.7	26. 2
7	(1995)	77.6	17.9	74.0	96.4	97.8	98.0	97.8	97.7	97.3	94.1	74.9	37.3	54.2	26. 1
8	(1996)	77.7	18.4	74.6	97.0	98.0	97.9	98.2	97.7	97.4	94.6	74.5	36.7	53.1	26. 1
9	(1997)	77.7	18.9	75.0	96. 5	97.8	98.0	98.1	97.8	97.5	94.8	74.5	36.7	53.3	26. 2
10	(1998)	77.3	18.7	74. 2	96. 1	97.7	98.0	97.8	97.7	97.0	94.5	74.8	35.9	52.9	25.4
11	(1999)	76.9	18.5	72.8	95.6	97.5	97.7	97.7	97.5	97.1	94.7	74.1	35.5	52.6	25.3
12	(2000)	76.4	18.4	72.7	95.8	97.7	97.8	97.7	97.3	96.7	94.2	72.6	34.1	51.1	24.3
13	(2001)	75.7	17.9	71.9	95.4	97.2	97.8	97.7	97.2	96.3	93.9	72.0	32.9	50.1	23.0
14	(2002)	74.7	17.8	71.4	94.6	96.9	97.3	97.4	97.1	96.3	93.8	71.2	31.1	48.1	21.8
15	(2003)	74.1	16.6	70.8	94. 4	96.7	96.9	97.5	97.2	96.0	93.5	71.2	29.9	46.7	21.2
16	(2004)	73.4	16.3	68.5	94.0	96.6	96.8	97.2	97.0	95.7	93. 2	70.7	29.2	45.6	20.9
17	(2005)	73.3	16.2	68.6	93. 6	96.4	97.0	97.0	96.7	95.7	93.6	70.3	29.4	46.7	21.1
18	(2006)	73. 2	16.4	69. 1	93. 9	96.5	96.7	97.0	96. 9	95.7	93. 2	70.9	29. 2	47.6	20.7
19	(2007)	73.1	16.4	70.0	94.0	96.9	96.6	97.1	96. 9	95.8	93.1	74.4	29.8	48.5	20.9
20	(2008)	72.8	16.1	69. 1	94. 4	96.5	96.7	96.9	96. 9	95.7	92.5	76.4	29.7	49.6	20.4
21	(2009)	72.0	14.7	67.6	94.0	96.1	96.7	97.0	96.4	95.9	92.4	76. 5	29.4	49.4	19.9
22	(2010)	71.6	14.5	67.1	94. 2	96.2	96.7	96.8	97.0	95.8	92.8	76.0	28.8	48.9	19.6
23	(2011)	71.1	14.0	67.7	93. 9	96.3	96.7	96.5	96.2	95.5	92.7	75.3	28.4	48.4	20.0
24	(2012)	70.8	14.8	67.4	93.6	96.0	96.5	96.2	96.1	95.0	92.2	75.4	28.7	49.0	20.2
25	(2013)	70.5	15.5	67.7	93.8	95.6	96.5	96.3	96.2	95.3	92.7	76.0	29.4	50.7	20.1
26	(2014)	70.4	15.9	68.6	93.6	95.8	96.4	96.2	96.1	94.6	93. 2	77.6	30.2	52.5	20.2
27	(2015)	70.3	16.0	68.8	93. 2	95.7	96.2	96.2	95.9	95.0	93.1	78.9	31.1	54.1	20.3
28	(2016)	70.4	17.6	70.5	93. 9	95.4	96.1	96.3	96. 1	95.0	93.3	80.0	31.7	54.8	20.2
29	(2017)	70.5	16.5	70.8	93.8	95.6	96.3	96.0	95.6	95.1	93.7	81.7	32.5	56.5	21.3
30	(2018)	71.2	18.4	73.8	94. 4	95.8	96.2	96.3	95.7	95.2	93.4	83.5	33.9	58.7	23.3
令和元年	(2019)	71.4	19.7	74.8	94. 1	95.7	96.1	96. 2	95.5	95. 1	93. 2	84. 4	34.8	60.7	25.0

(出典)総務省「労働力調査」

第2-1-6表 女性の労働力率

<i></i>	VL.	総数	15~19歳	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65歳以上		
牛	次	110 300												65~69	70歳以上
昭和50年	(1975)	45. 7	21.7	66, 2	42. 6	43.9	54.0	59. 9	61.5	57. 8	48.8	38. 0	15. 3	24. 7	9. 3
55	(1980)	47. 6	18. 5	70. 0	49. 2	48. 2	58.0	64.1	64.4	59. 3	50.5	38.8	15. 5	25. 8	9. 6
60	(1985)	48. 7	16. 6	71. 9	54. 1	50.6	60.0	67. 9	68. 1	61.0	51.0	38. 5	15. 5	26.8	10. 0
平成 2	(1990)	50. 1	17.8	75. 1	61. 4	51.7	62.6	69.6	71.7	65. 5	53. 9	39. 5	16. 2	27.6	10. 4
3	(1991)	50. 7	17. 8	75. 6	63. 2	52.9	62.1	70.4	72. 1	66.5	55. 5	40. 7	16.6	28. 7	10. 1
4	(1992)	50.7	17.6	75. 6	64. 0	52.7	62. 4	70. 5	72. 0	67.6	55. 6	40. 7	16. 7	29. 3	10. 7
5	(1993)	50.3	17. 4	74. 5	64. 3	52.7	61.7	70. 3	71.9	66. 9	56. 4	40. 1	16.0	28. 0	10.1
6	(1994)	50. 2	17. 0	74. 2	65. 3	53. 5	61.6	69.8	71. 2	67.4	56. 4	39. 4	15. 9	27. 5	10. 4
7	(1995)	50. 0	16.0	74. 1	66. 4	53.7	60.5	69. 5	71. 3	67. 1	57. 0	39. 7	15.6	27. 2	10. 3
8	(1996)	50.0	16. 3	73. 8	67. 9	54.8	60.8	69.5	71.6	66. 9	58. 1	39. 0	15. 4	27. 0	10. 1
9	(1997)	50. 4	16.8	73. 4	68. 2	56. 2	62.3	70. 9	72. 2	67.9	58. 7	39. 8	15. 4	27. 2	10. 2
10	(1998)	50. 1	17. 3	73. 4	69. 2	55.8	62. 2	70. 2	72.4	67.8	59. 1	40. 1	15. 2	26. 5	10. 4
11	(1999)	49.6	16.8	72.4	69. 7	56.7	61.5	69.5	71.8	67.9	58.7	39. 7	14.9	26. 2	10.1
12	(2000)	49.3	16.6	72. 7	69. 9	57.1	61.4	69.3	71.8	68.2	58.7	39. 5	14.4	25.4	9.8
13	(2001)	49. 2	17.5	72.0	71.1	58.8	62.3	70.1	72.7	68.2	58.4	39. 5	13.8	24. 4	9.4
14	(2002)	48.5	16.7	70.1	71.8	60.3	61.8	70.5	72.4	67.7	58.1	39. 2	13.2	24.0	9.0
15	(2003)	48.3	16.6	69.4	73.4	60.3	63.1	70.3	72.5	68.1	58.9	39.4	13.0	23.8	8.8
16	(2004)	48.3	16.3	68.9	74.0	61.4	62.4	70.4	73.0	68.4	59.6	39.7	12.9	24.0	8.7
17	(2005)	48.4	16.5	69.8	74. 9	62.7	63.0	71.0	73.9	68.8	60.0	40.1	12.7	24.0	8.7
18	(2006)	48.5	16.6	70.1	75. 7	62.8	63.6	71.4	74.0	70.5	60.3	40.2	13.0	25.1	8.7
19	(2007)	48.5	16.2	69.5	75.8	64.0	64.3	72.0	75.6	70.8	60.8	42.2	12.9	25.8	8.4
20	(2008)	48.4	16.2	69.7	76. 1	65.1	64.9	71.1	75.5	71.6	61.6	43.6	13.1	26.0	8.5
21	(2009)	48.5	16.2	70.2	77. 2	67.2	65.5	71.7	75.3	72.5	62.5	44.6	13.1	27.0	8.3
22	(2010)	48.5	15.9	69.4	77. 1	67.8	66.2	71.6	75.8	72.8	63.3	45.7	13.3	27.4	8.4
23	(2011)	48.2	15.0	69.2	77.0	67.5	67.0	71.2	75.7	72.6	64.0	45.7	13.2	27.6	8.6
24	(2012)	48.2	14.6	68.7	77. 6	68.6	67.7	71.7	75.7	73.4	64.6	45.8	13.4	28.3	8.7
25	(2013)	48.9	15.6	70.3	79.0	70.1	69.6	73.1	76. 1	74.9	66.5	47.4	13.8	29.8	8.6
26	(2014)	49. 2	16.7	69.4	79. 3	71.0	70.8	74.3	76.8	75.7	67.9	48.7	14.5	31.1	8.9
27	(2015)	49.6	16.8	68.5	80.3	71.2	71.8	74.8	77.5	76.3	69.0	50.6	15.3	32.0	9.3
28	(2016)	50.3	16.8	71.6	81.7	73.2	71.8	75.7	78.5	77.2	70.9	51.8	15.9	33.8	9.3
29	(2017)	51.1	17.1	72. 1	82. 1	75.2	73.4	77.0	79.4	78.1	72.1	54.9	16.5	35.0	10.0
30	(2018)	52.5	20.4	74.8	83. 9	76.9	74.8	79.6	79.6	79.2	73.3	58. 1	17.6	37.0	11.3
令和元年	(2019)	53.3	22.1	76.3	85. 1	77.5	76.7	80.2	81.4	80.0	74.7	59.9	18.0	39.0	11.9

(出典) 総務省「労働力調査」

3. 経済状況の推移と現状

(1)物価上昇率

消費者物価指数の伸び率の推移をみると、1973(昭和 48)年 10 月に勃発した第 4 次中東戦争をきっかけとして起こった石油危機の時期以降、現在まで傾向として低下している(第 2-1-7 表)。

このため、オイルショックの時期を含めた $1970\sim2019$ 年の過去 50 年の平均では 2.5% となるが、 $2000\sim2019$ 年の過去 20 年平均では 0.1% となっており、ゼロ近傍で横ばいの状態となっている(第 2-1-8 図)。なお、 $2010\sim2019$ 年の過去 10 年平均では 0.5% となっている。

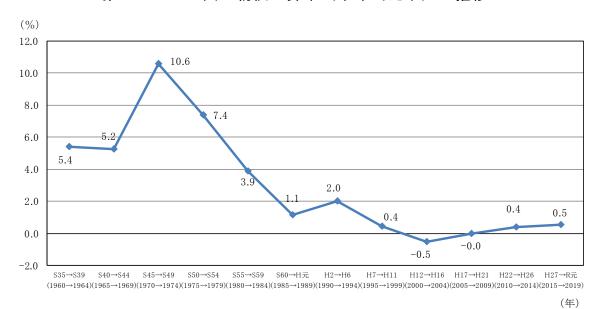
第2-1-7表 物価上昇率の推移

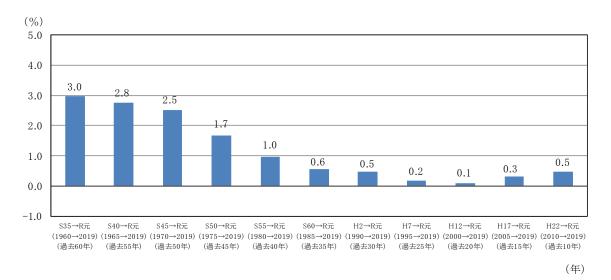
(単位:%)

			(単位:%)
年 次	消費者物価 上昇率	年次	消費者物価 上昇率
昭和27 (1952) 年	5. 0	昭和61 (1986) 年	0.6
昭和28 (1953) 年	6. 5	昭和62 (1987) 年	0.1
昭和29 (1954) 年	6. 5	昭和63 (1988) 年	0.7
昭和30 (1955) 年	-1.1	平成元 (1989) 年	2.3
昭和31 (1956) 年	0.3	平成2 (1990) 年	3. 1
昭和32 (1957) 年	3. 1	平成3 (1991)年	3. 3
昭和33 (1958) 年	-0.4	平成4 (1992) 年	1.6
昭和34 (1959) 年	1.0	平成5 (1993) 年	1.3
昭和35 (1960) 年	3.6	平成6 (1994) 年	0.7
昭和36 (1961) 年	5. 3	平成7 (1995) 年	-0.1
昭和37 (1962) 年	6.8	平成8 (1996) 年	0.1
昭和38 (1963) 年	7. 6	平成9 (1997) 年	1.8
昭和39 (1964) 年	3. 9	平成10 (1998) 年	0.6
昭和40 (1965) 年	6.6	平成11 (1999) 年	-0.3
昭和41 (1966) 年	5. 1	平成12 (2000) 年	-0.7
昭和42 (1967) 年	4.0	平成13 (2001) 年	-0.7
昭和43 (1968) 年	5. 3	平成14 (2002) 年	-0.9
昭和44 (1969) 年	5. 2	平成15 (2003) 年	-0.3
昭和45 (1970) 年	7. 7	平成16 (2004) 年	0.0
昭和46 (1971) 年	6. 3	平成17 (2005) 年	-0.3
昭和47 (1972) 年	4. 9	平成18 (2006) 年	0.3
昭和48 (1973) 年	11. 7	平成19 (2007) 年	0.0
昭和49 (1974) 年	23. 2	平成20 (2008) 年	1.4
昭和50 (1975) 年	11.7	平成21 (2009) 年	-1.4
昭和51 (1976) 年	9. 4	平成22 (2010) 年	-0.7
昭和52 (1977) 年	8. 1	平成23 (2011) 年	-0.3
昭和53 (1978) 年	4. 2	平成24 (2012) 年	0.0
昭和54 (1979) 年	3. 7	平成25 (2013) 年	0.4
昭和55 (1980) 年	7. 7	平成26 (2014) 年	2. 7
昭和56 (1981) 年	4. 9	平成27 (2015) 年	0.8
昭和57 (1982) 年	2.8	平成28 (2016) 年	-0.1
昭和58 (1983) 年	1. 9	平成29 (2017) 年	0.5
昭和59 (1984) 年	2. 3	平成30 (2018) 年	1.0
昭和60 (1985) 年	2.0	令和元 (2019) 年	0.5

(注)1970年以前は持家の帰属家賃を除く

第2-1-8図 物価上昇率(単年当たり)の推移





(2) 賃金上昇率

厚生年金の平均標準報酬月額上昇率から物価上昇率を控除した実質上昇率の推移をみると、1980年代から 1990年代前半にかけてはおおむね $1\sim2$ %の伸び率で推移してきたが、1990年代後半から伸び率が低下してきており、2000年代後半以降は平均するとマイナスとなっている(第2-1-9表及び第2-1-10図)。

2002(平成 14)年から 2007(平成 19)年にかけては景気回復期にあったが、この間の労働分配率が低下傾向にあることなどから賃金上昇率が伸び悩んだ(第 2-1-11 図)。また、2009(平成 21)年にはリーマン・ショックによる賃金上昇率の落ち込みがみられ、その後も低迷が続いている。

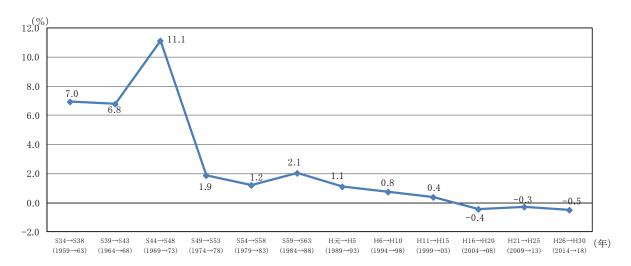
第2-1-9表 平均標準報酬月額上昇率の推移

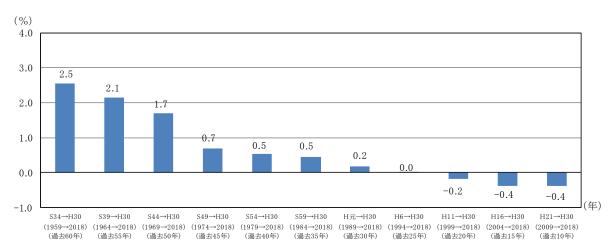
	ı	1	
年 次	名目	実 質	年 次 名目 実質
昭和27 (1952) 年	4.2	-0.8	昭和61 (1986) 年 2.6 2.0
昭和28 (1953) 年	2. 9	-3.6	昭和62 (1987) 年 1.9 1.8
昭和29 (1954) 年	62. 4	55. 9	昭和63 (1988) 年 3.0 2.3
昭和30 (1955) 年	2. 2	3. 3	平成元 (1989) 年 5.1 2.8
昭和31 (1956) 年	1. 9	1.6	平成 2 (1990) 年 4.5 1.4
昭和32 (1957) 年	2. 1	-1.0	平成 3 (1991) 年 3.9 0.6
昭和33 (1958) 年	1. 3	1.7	平成4 (1992) 年 2.4 0.8
昭和34 (1959) 年	1. 5	0.5	平成 5 (1993) 年 1.4 0.1
昭和35 (1960) 年	31. 7	28. 1	平成 6 (1994) 年 2.9 2.2
昭和36 (1961) 年	10.2	4. 9	平成7 (1995) 年 1.3 1.4
昭和37 (1962) 年	10. 4	3.6	平成8 (1996) 年 1.2 1.1
昭和38 (1963) 年	7. 6	0.0	平成 9 (1997) 年 1.8 -0.0
昭和39 (1964) 年	9. 1	5. 2	平成10 (1998) 年
昭和40 (1965) 年	22. 5	15. 9	平成11 (1999) 年 -0.2 0.1
昭和41 (1966) 年	8.5	3. 4	平成12 (2000) 年 1.0 1.7
昭和42 (1967) 年	9. 3	5.3	平成13 (2001) 年 -0.3 0.7
昭和43 (1968) 年	9. 9	4.6	平成14 (2002) 年 -1.2 -0.5
昭和44 (1969) 年	23.8	18.6	平成15 (2003) 年 -0.3 0.2
昭和45 (1970) 年	15. 2	7. 5	平成16 (2004) 年
昭和46 (1971) 年	17.4	11. 1	平成17 (2005) 年 -0.2 0.2
昭和47 (1972) 年	12. 1	7. 2	平成18 (2006) 年 0.0 -0.4
昭和48 (1973) 年	23. 4	11.7	平成19 (2007) 年
昭和49 (1974) 年	24. 3	1. 1	平成20 (2008) 年
昭和50 (1975) 年	10. 7	-1.0	平成21 (2009) 年 -4.1 -2.7
昭和51 (1976) 年	16.8	7. 4	平成22 (2010) 年 0.7 1.4
昭和52 (1977) 年	8.8	0.7	平成23 (2011) 年 -0.2 0.1
昭和53 (1978) 年	5. 7	1.5	平成24 (2012) 年 0.2 0.2
昭和54 (1979) 年	5. 7	2.0	平成25 (2013) 年 0.1 -0.3
昭和55 (1980) 年	8.8	1. 1	平成26 (2014) 年 1.0 -1.7
昭和56 (1981) 年	5. 2	0.3	平成27 (2015) 年 0.5 -0.3
昭和57 (1982) 年	4.5	1. 7	平成28 (2016) 年 -0.0 0.1
昭和58 (1983) 年	2.9	1.0	平成29 (2017) 年 0.3 -0.2
昭和59 (1984) 年	3.4	1. 1	平成30 (2018) 年 0.8 -0.2
昭和60 (1985) 年	5. 1	3. 1	

⁽注1)標準報酬上昇率は、平成12年度以前は年末(12月)の平均標準報酬月額の対前年同月比の伸び率である。平成13年度以降は、性・年齢構成の変動による影響を控除した名目標準報酬上昇率である(年金積立金運用報告書より抜粋、平成16年度以降は総報酬ベース、平成27年度までは被用者年金一元化前)。

⁽注2) 実質上昇率を計算する基となる消費者物価指数は年平均の伸び率である。

第2-1-10図 平均標準報酬月額上昇率(実質)の推移





第2-1-11図 労働分配率と実質経済成長率の推移



(3) 運用利回り

厚生年金、国民年金の積立金は、2000(平成 12)年度までは全額を旧大蔵省資金運用部(財務省財政融資資金)に預託することによって運用されていた。しかし、2001(平成 13)年度以降は、財政投融資制度の抜本的な改革等により、厚生労働大臣が、直接、年金積立金管理運用独立行政法人(2005(平成 17)年度までは旧年金資金運用基金)に資金を寄託することにより運用されることとなった。

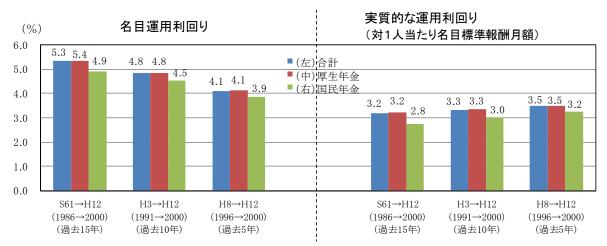
年金積立金管理運用独立行政法人においては、民間の運用機関等を活用した市場運用を行っているほか、2001(平成13)年度から2007(平成19)年度までに財政融資資金特別会計から直接引き受けた財投債の管理運用を行っていた。また、2010(平成22)年度まで、旧年金福祉事業団に係る承継資産の運用についても行っており、旧資金運用部へ預託されていた積立金の全額が償還される2008(平成20)年度末までの間は、経過的に、財政融資資金への預託という形でも運用を行っていた。

このため、積立金の運用利回りの実績については、2000(平成 12)年度以前と2001(平成 13)年度以降の運用方法の違いに留意する必要がある。長期的にみると保険料収入や年金給付費は名目賃金上昇率に連動して増加することから、年金財政にとっては、名目運用利回りから名目賃金上昇率を控除したもの(以下、「実質的な運用利回り」という。)が重要である。以下において、2000(平成12)年度以前と2001(平成13)年度以降の運用利回りが、実質的な運用利回りでどのように推移しているかみることとする。

2000(平成 12)年度以前の運用利回りについては、資金運用部に対する名目の新規預託金利の動向に依存するものであるが、実質的な運用利回りでみるとおおむね $3\sim4\%$ の水準となっていた(第2-1-12図)。

2001 (平成 13) 年度以降の運用利回りについては、自主運用を開始した 2001~2018 年度の 18 年度平均でみると、実質的な運用利回りの実績値は 3.27%となっており、この間の財政再計算及び財政検証上の前提である 0.11%を 3.16%ポイント程度上回って推移している(第 2-1-13 表)。

第2-1-12図 運用利回りの推移(1986~2000年度)



- (注1)旧年金福祉事業団による自主運用分の損益は含まれていない。
- (注2)年度ベースの運用利回りである。
- (注3)1人当たり名目標準報酬月額上昇率は、性・年齢構成の変動による影響を除去していない。

第2-1-13表 2001 (平成13) 年度以降の運用利回り

(1)名目運用利回り、実質運用利回り、実質的な運用利回り

(単位:%)

年 度		名目i	軍用利回り				軍用利回り 価上昇率)				な運用利回り 賃金上昇率)			
1 1/2	合計	(過去10年 平均)	厚生年金	国民年金	合計	(過去10年 平均)	厚生年金	国民年金	合計	(過去10年 平均)	厚生年金	国民年金		
平成13 (2001)	1.94	-	1.99	1.29	2.97	-	3.02	2.31	2.22	-	2.27	1.56		
14 (2002)	0.17	-	0.21	-0.39	0.77	=	0.81	0.21	1.34	-	1.38	0.77		
15 (2003)	4.90	-	4.91	4.78	5.11	=	5.12	4.99	5.18	-	5.19	5.06		
16 (2004)	2.73	-	2.73	2.77	2.83	=	2.83	2.87	2.94	-	2.94	2.98		
17 (2005)	6.83	-	6.82	6.88	6.94	-	6.93	6.99	7.01	-	7.00	7.06		
18 (2006)	3.10	-	3.10	3.07	2.89	-	2.89	2.86	3.09	-	3.09	3.06		
19 (2007)	-3.53	-	-3.54	-3.38	-3.91	-	-3.92	-3.76	-3.46	-	-3.47	-3.31		
20 (2008)	-6.86	-	-6.83	-7.29	-7.87	-	-7.84	-8.30	-6.62	-	-6.59	-7.05		
21 (2009)	7.54	-	7.54	7.48	9.40	-	9.40	9.34	12.09	-	12.09	12.03		
22 (2010)	-0.26	(1.57)	-0.26	-0.25	0.14	(1.81)	0.14	0.15	-0.93	(2.16)	-0.93	-0.92		
23 (2011)	2.17	(1.59)	2.17	2.15	2.27	(1.74)	2.27	2.25	2.39	(2.18)	2.39	2.36		
24 (2012)	9.56	(2.50)	9.57	9.52	9.89	(2.63)	9.90	9.85	9.33	(2.96)	9.34	9.29		
25 (2013)	8.23	(2.82)	8.22	8.31	7.26	(2.84)	7.25	7.34	8.09	(3.24)	8.08	8.17		
26 (2014)	11.62	(3.68)	11.61	11.79	8.47	(3.39)	8.46	8.64	10.53	(3.98)	10.52	10.69		
27 (2015)	-3.64	(2.62)	-3.63	-3.72	-3.83	(2.30)	-3.82	-3.91	-4.12	(2.84)	-4.11	-4.20		
28 (2016)	5.48	(2.85)	5.47	5.63	5.59	(2.56)	5.58	5.74	5.45	(3.07)	5.44	5.60		
29 (2017)	6.52	(3.88)	6.51	6.70	5.78	(3.55)	5.77	5.96	6.09	(4.05)	6.08	6.26		
30 (2018)	1.43	(4.77)	1.43	1.46	0.72	(4.48)	0.72	0.75	0.48	(4.81)	0.48	0.51		
令和元 (2019)	-5.00	(3.47)	-5.00	-5.07	-5.47	(2.96)	-5.47	-5.54	-5.66	(3.02)	-5.66	-5.73		
平成13(2001) →令和元(2019) (過去19年平均)	2.66	-	2.67	2.60	2.51	-	2.51	2.44	2.78	=	2.79	2.71		

⁽出所)年金積立金の運用状況について (注1)運用利回りは運用手数料控除後のものである。

⁽注2)承継資産の損益を含む。 (注3)承継資産の損益を含む。 (注3)実質的な運用利回りは、(1+名目運用利回り÷100)÷(1+名目賃金上昇率÷100)×100-100により求めている。ここで、名目賃金上昇率は、性・年齢構成の変動による影響を控除した名目標準報酬上昇率である。

(2)各運用方法ごとの収益率(厚生年金・国民年金合計)

(単位:%)

年月	芝	市場運用分	財投債引受け分	財政融資資金預託分
平成13	(2001)	-2.59	1.13	2.99
14	(2002)	-8.53	0.89	2.75
15	(2003)	12.43	0.83	2.41
16	(2004)	4.56	0.90	2.06
17	(2005)	14.33	0.93	1.73
18	(2006)	4.74	1.01	1.61
19	(2007)	-6.45	1.10	1.45
20	(2008)	-10.06	1.18	0.57
21	(2009)	9.52	1.26	0.09
22	(2010)	-0.60	1.37	0.03
23	(2011)	2.44	1.42	0.03
24	(2012)	11.31	1.45	0.03
25	(2013)	9.24	1.58	0.02
26	(2014)	12.85	1.63	0.01
27	(2015)	-4.01	1.75	0.00
28	(2016)	5.90	1.77	0.01
29	(2017)	6.91	1.82	0.00
30	(2018)	1.49	1.93	0.00

⁽出所)年金積立金の運用状況について

⁽注1)運用利回りは運用手数料控除後のものである。

⁽注2)承継資産の損益を含む。

第2節

国民年金・厚生年金の財政の推移と現状

1. 被保険者の動向

(1) 厚生年金(第1号)

厚生年金の適用事業所数及び被保険者数について、これまでの推移を示したものが第2-2-1表である。

適用事業所数は1942(昭和17)年度末には6万事業所であったが、その後、数次の適用拡大があり、1955(昭和30)年度末には26.5万事業所と約4倍に増加した。また、被保険者数も1942(昭和17)年度末には356万人であったものが、1955(昭和30)年度末には840万人と倍以上に増加した。1960年代には、適用範囲についての制度上の変更はなかったが、高度経済成長に伴う適用事業所や被用者の増加があり、被保険者数は大幅に増大した。しかし、1970年代には、オイルショックを契機に高度成長から安定成長に向かうという経済情勢の変化があり、適用事業所数、被保険者数ともに伸びが鈍化した。

経済情勢の変化の影響は特に女子の被保険者数の動向にあらわれている。1960年代は、経済の高度成長期にあたり、女子の被保険者数の伸びは1.8倍と男子の1.6倍を上回る伸びを示した。しかし、1970年代には、男子については徐々に増加しているものの、女子については1973(昭和48)年度をピークとして減少している。女子は、その後増減を繰り返し、1977(昭和52)年度から増加傾向にある。女子の被保険者数は経済成長期に大きく伸び、不況期には減少するという傾向がみられたが、近年は女性の社会進出に伴い、常に増加傾向にあることがわかる。

1980年代には、5人未満事業所への適用拡大があり、被保険者数は着実に増加した。しかし、平成になってからは、厳しい経済状況に伴う雇用環境の変化に伴い、1997(平成9)年度末の3,347万人をピークに、2003(平成15)年度までは減少基調であった。しかしながら、近年は増加傾向にあり、2008(平成20)年度及び2009(平成21)年度にはリーマン・ショックによる減少があったものの、以後は毎年上昇している。特に2014(平成26)年以降の上昇の度合いは高く、2018(平成30)年度末の被保険者総数は3,981万人となっている。

なお、2015(平成 27)年 10 月の被用者年金一元化により、それまで厚生年金と 共済年金に分かれていた被用者年金制度が厚生年金に統一されたが、ここでは対 象を厚生年金(第1号)の被保険者に限っている。

第2-2-1表 厚生年金適用事業所数及び被保険者数の推移

(年度末現在)

		1	1	1				(年月	度末現在)
年	庇	適用	船 舶	初	保保	険	者	数	
午	度	事業所数	所有者数	合計	一般男子	女子	坑内員	船員	任意継続
		千	千	千人	千人	千人	千人	千人	千人
昭和17	(1942)	60	4	3, 557	3, 168	0	294	95	•
2 0	(1945)	91		4, 411	3, 128	1,038	160	84	•
2 5	(1950)	167	6	6, 237	4, 323	1, 528	262	124	0
3 0	(1955)	265	8	8, 402	5, 774	2, 220	232	165	10
3 5	(1960)	399	10	13, 457	8, 992	3, 997	234	216	17
4 0	(1965)	583	11	18,670	12, 269	5, 979	147	252	23
4 5	(1970)	732	11	22, 522	14, 834	7, 313	80	262	33
5 0	(1975)	855	12	23, 893	16, 158	7, 392	40	245	58
5 5	(1980)	968	11	25, 445	17, 181	7, 922	33	205	103
6 0	(1985)	1,030	10	27, 234	18, 344	8, 573	25	166	126
6 1	(1986)	1, 050	9	26, 994	18, 169	8, 531	20	156	118
6 2	(1987)	1, 105	9	27, 676	18, 643	8, 780	14	146	92
6 3	(1988)	1, 207	9	28, 769	19, 341	9, 213	12	138	65
平成 元	(1989)	1, 311	9	29, 921	20, 046	9, 689	9	131	45
2	(1990)	1, 409	9	30, 997	20, 699	10, 132	8	126	32
3	(1991)	1, 488	8	31, 959	21, 258	10, 552	8	120	22
4	(1992)	1, 536	8	32, 493	21, 589	10, 768	7	114	15
5	(1993)	1, 564	8	32, 651	21,694	10,829	6	109	12
6	(1994)	1, 587	8	32, 740	21, 773	10, 848	5	104	10
7	(1995)	1, 606	7	32, 808	21, 823	10, 873	5	99	8
8	(1996)	1, 652	7	32, 999	21, 942	10, 955	3	94	5
9	(1997)	1, 703	7	33, 468	22, 361	11,011	3	89	3
1 0	(1998)	1, 691	7	32, 957	22, 039	10, 830	3	82	2
1 1	(1999)	1, 683	7	32, 481	21,720	10,680	3	78	1
1 2	(2000)	1,674	6	32, 192	21, 508	10,608	3	74	0
1 3	(2001)	1,651	6	31, 576	21, 087	10, 419	1	69	-
1 4	(2002)	1,629	6	32, 144	21, 414	10, 663	1	66	-
1 5	(2003)	1,618	6	32, 121	21, 305	10, 753	1	63	-
1 6	(2004)	1, 626	6	32, 491	21, 442	10, 987	1	61	_
1 7	(2005)	1, 643	5	33, 022	21,679	11, 282	1	60	-
1 8	(2006)	1, 676	5	33, 794	22, 079	11, 655	1	59	_
	(2007)	1, 710		34, 570	22, 485		1	58	-
2 0	(2008)	1, 734		34, 445	22, 319		1	57	-
	(2009)	1, 749		34, 248	22, 137		1	56	-
2 2	(2010)	1, 744		34, 411	22, 186		1	54	_
2 3	(2011)	1, 740		34, 515	22, 188		1	53	-
2 4	(2012)	1, 754		34, 717	22, 226		1	53	_
2 5	(2013)	1, 796		35, 273	22, 513		1	52	-
2 6	(2014)	1, 863		35, 985	22, 876		1	52	_
2 7	(2015)	1, 970		36, 864	23, 323		1	52	_
2 8	(2016)	2, 105		38, 218	23, 927		1	52	-
2 9	(2017)	2, 223		39, 112	24, 364		1	52	_
3 0	(2018)	2, 333	4	39, 806	24, 637	15, 117	1	52	_

資料:厚生労働省「事業年報」(平成19年度までは社会保険庁「事業年報」)

⁽注) 1 第1号厚生年金被保険者のみである。 2 平成 9 (1997)年度以降の被保険者数は、旧日本鉄道共済組合、旧日本たばこ産業共済組合、 旧日本電信電話共済組合の旧3公社共済組合適用の被保険者を含む。

³ 平成14(2002)年度以降の被保険者数は、旧農林漁業団体職員共済組合適用の被保険者を含む。

⁴ 任意継続被保険者制度は、昭和60年の制度改正時に原則として廃止され、それ以降は経過的に存続。

坑内員は、1950(昭和 25)年度には被保険者数 26 万人を数えていたが、その後は減少の一途をたどり、2018(平成 30)年度末には千人未満となっている。また、船員である被保険者数は、1970(昭和 45)年度の 26 万人をピークとして減少し、2018(平成 30)年度末には 5.2 万人とピーク時の 5 分の 1 程度になっている。

第2-2-2表は厚生年金被保険者の平均年齢の推移を示したものである。なお、2003(平成15)年度以降は全数統計であるが、2002(平成14)年度までは厚生年金の被保険者を抽出率100分の1 (1990(平成2)年度までは500分の1) で抽出し、その標本の平均年齢を算出したものである。平均年齢は、1965(昭和40)年代には年当たり0.5歳程度上昇していたが、その後上昇の度合いは緩やかとなり、2018(平成30)年度末の平均年齢は男子で44.5歳、女子で42.6歳となっている。なお、2002(平成14)年度の上昇は、65歳以上への適用拡大の影響によるものである。

第2-2-3表は、厚生年金の平均標準報酬月額の推移を示したものである。 厚生年金の保険料や年金給付は、基本的に被保険者の報酬額に応じて決定される が、被保険者が実際に受ける報酬をそのまま算定基礎として用いず、報酬をいく つかの階級に分けて、その階級に代表的な報酬額(標準報酬)を与え、それを算 定基礎として用いる報酬とすることとしている。基本的に、4月から6月(2002(平 成14)年度までは5月から7月)の3か月間の報酬月額(ボーナスは含まない) の平均を基に標準報酬月額を決定し、その年の9月(2002(平成14)年度までは10 月)から翌年に改定されるまで適用される。

第2-2-2表 厚生年金被保険者の平均年齢

	1		(単位:歳)
年 度	合 計	一般男子	女 子
昭和40 (1965)	32.6	34.0	29.6
4 5 (1970)	34. 9	36. 1	32.4
5 0 (1975)	37.3	38.0	35. 7
5 5 (1980)	38.5	39. 3	36. 7
6 0 (1985)	39. 2	40. 1	37.3
6 1 (1986)	38.6	39. 5	36. 7
6 2 (1987)	38.5	39. 5	36. 5
6 3 (1988)	38.7	39. 7	36.6
平成 元 (1989)	38.9	39.8	36.8
2 (1990)	39.0	40.0	37.0
3 (1991)	39. 2	40.2	37. 2
4 (1992)	39. 4	40.3	37. 3
5 (1993)	39. 5	40.5	37. 5
6 (1994)	39. 7	40.6	37. 9
7 (1995)	39.9	40.7	38. 2
8 (1996)	40.1	40.9	38. 5
9 (1997)	40.2	41.1	38.6
1 0 (1998)	40.4	41.2	38.8
1 1 (1999)	40.5	41.3	38.9
1 2 (2000)	40.6	41.4	39.0
1 3 (2001)	40.7	41.5	39.0
1 4 (2002)	41.3	42. 1	39. 6
1 5 (2003)	41.4	42.2	39. 6
1 6 (2004)	41.5	42.3	39. 7
1 7 (2005)	41.6	42.4	39.8
1 8 (2006)	41.6	42.5	40.0
1 9 (2007)	41.8	42.6	40. 1
2 0 (2008)	42.0	42.8	40.4
2 1 (2009)	42. 1	42.9	40.6
2 2 (2010)	42.3	43. 1	40.8
2 3 (2011)	42.5	43.3	41.0
2 4 (2012)	42.7	43. 4	41.2
2 5 (2013)	42.8	43.6	41.4
2 6 (2014)	43.0	43.8	41.7
2 7 (2015)	43.2	44.0	41.9
2 8 (2016)	43.5	44. 2	42.2
2 9 (2017)	43.6	44. 4	42.4
3 0 (2018)	43.8	44. 5	42.6

資料:厚生労働省「事業年報」(平成19年度までは社会保険庁「事業年報」) (注) 第1号厚生年金被保険者のみのものである。

第2-2-3表 厚生年金の標準報酬月額の平均の推移

	ı	Ī			(単位:円)
年 度	合 計	一般男子	女 子	坑 内 員	船員
昭和30 (1955)	11,884	13, 391	7,530	16, 040	
3 5 (1960)	16, 690	19,660	9, 516	25, 098	•
4 0 (1965)	29, 342	34,670	18, 178	38, 751	•
4 5 (1970)	54, 806	64, 823	34, 306	71, 149	•
4 8 (1973)	89, 439	105, 747	55, 439	111, 694	•
5 0 (1975)	122, 552	141, 376	81, 166	167, 383	•
5 5 (1980)	188, 263	220, 444	119, 082	248, 016	•
6 0 (1985)	231, 161	270, 435	148, 177	303, 757	•
6 1 (1986)	237, 022	276, 333	153, 580	311, 278	280, 153
6 2 (1987)	241, 299	280, 533	158, 168	305, 829	284, 135
6 3 (1988)	248, 667	289, 120	163, 789	315, 727	286, 059
平成 元 (1989)	261,839	305, 200	172, 036	327, 465	301, 435
2 (1990)	273, 684	318, 682	181, 493	342, 224	318, 666
3 (1991)	284, 362	330, 566	190, 914	354, 887	333, 511
4 (1992)	291, 145	337, 142	198, 458	365, 433	345, 673
5 (1993)	295, 125	340, 798	203, 125	374, 234	353, 246
6 (1994)	303, 611	351, 140	207, 696	390, 047	363, 927
7 (1995)	307, 530	355, 607	210, 526	396, 997	367, 371
8 (1996)	311, 344	359, 836	213, 720	404, 524	371, 453
9 (1997)	316, 881	365, 532	217, 624	406, 838	373, 917
1 0 (1998)	316, 186	363, 777	218, 915	406, 776	371, 121
1 1 (1999)	315, 353	361, 901	220, 278	370, 827	370, 737
1 2 (2000)	318, 688	365, 917	222, 587	369, 175	366, 382
1 3 (2001)	318, 679	365, 143	224, 311	376, 364	366, 802
1 4 (2002)	314, 489	359, 249	224, 292	392, 061	362, 128
1 5 (2003)	313, 893	358, 875	224, 394	378, 782	377, 137
1 6 (2004)	313, 679	358, 607	225, 663	371, 176	373, 815
1 7 (2005)	313, 204	358, 118	226, 582	363, 271	371, 635
1 8 (2006)	312, 703	357, 549	227, 439	352, 678	373, 141
1 9 (2007)	312, 258	356, 597	229, 030	356, 494	379, 729
2 0 (2008)	312, 813	356, 898	230, 952	350, 544	381, 751
2 1 (2009)	304, 173	345, 077	228, 710	346, 295	379, 114
2 2 (2010)	305, 715	347, 136	229, 876	350, 533	378, 467
2 3 (2011)	304, 589	345, 623	230, 085	348, 305	377, 725
2 4 (2012)	306, 131	347, 421	232, 046	346, 458	378, 687
2 5 (2013)	306, 282	347, 194	233, 482	342, 763	382, 649
2 6 (2014)	308, 382	349, 654	235, 763	341, 407	385, 514
2 7 (2015)	308, 938	350, 017	237, 574	340, 279	393, 533
2 8 (2016)	308, 133	349, 991	237, 462	342, 756	396, 995
2 9 (2017)	309, 994	351, 857	240, 264	347, 976	400, 312
3 0 (2018)	312, 678	354, 863	243, 623	354, 816	400, 766

資料:厚生労働省「事業年報」(平成19年度までは社会保険庁「事業年報」)

⁽注) 1 第1号厚生年金被保険者のみである。 2 年度末値である。 3 昭和50年以前の合計については、任意継続被保険者を除いた平均である。

(2) 国民年金

国民年金の被保険者数のこれまでの推移について示したものが、第2-2-4表及び第2-2-5表である。

国民年金における強制適用の被保険者数は、制度発足当時の 1961(昭和 36)年度末には 1,577万人であったが、その後少しずつ増加し、1978(昭和 53)年度末には 2,019万人となった。しかし、その後は減少し、1985(昭和 60)年度末には 1,764万人となった。1970(昭和 45)年度末までの被保険者数の増加については、制度発足当初の適用対象が 50歳未満であったため、1970(昭和 45)年度末までは 60歳到達による資格喪失が発生しなかったということによるところが大きい。その後、労働力人口が増加しているにもかかわらず、強制適用の被保険者数の増加幅が小さく、1975(昭和 50)年度からは減少しているのは、産業構造や就業構造の変化や厚生年金の適用拡大によるものであると考えられる。

一方、任意加入の被保険者数については 1980(昭和 55)年度までは着実に増加 を続けていたものの、1981(昭和 56)年度からは減少している。

1986(昭和 61)年度から基礎年金制度が施行され、国民年金の被保険者の構成は大きく変わった。自営業者等からなる従来の強制適用の被保険者は第1号被保険者となったが、その際、それまで任意加入対象者となっていた 20歳以上 60歳未満の被用者年金の障害年金受給権者や老齢年金の受給資格期間を満たしている者などが新たに第1号被保険者として強制適用されることとなったため、1986(昭和 61)年度末における第1号被保険者数(任意加入被保険者 56万人を除く)は、1985(昭和 60)年度末における強制適用の被保険者数に比べて 130万人程度多くなっている。また、従来、任意加入の被保険者の大部分を占めていた被用者年金制度における被保険者の被扶養配偶者は第3号被保険者となったが、それまで任意加入していなかった者も第3号被保険者として届出を行ったため、1986(昭和 61)年度末における第3号被保険者数は、1985(昭和 60)年度末における任意加入の被保険者数に比べて 350万人程度多くなっている。

さらに、被用者年金制度の被保険者も国民年金の第2号被保険者となり、 1986(昭和61)年度末において国民年金の被保険者数は6,332万人となった。

国民年金の被保険者数は、基礎年金制度創設後しばらくの間、第1号被保険者は減少傾向、第2号被保険者及び第3号被保険者は増加傾向であった。しかし、2000年代半ばまではこの傾向が逆転し、厳しい経済状況に伴う雇用環境の変化に伴い、第2号被保険者が減少し、第1号被保険者が増加した。近年は再びこの傾向が逆転し、第1号被保険者は減少傾向、第2号被保険者は増加傾向となっている。第3号被保険者については、女性の社会進出に伴い、1995(平成7)年度末をピークに減少してきている。被保険者数の合計については、20~59歳の国民は全て国民年金の被保険者となる仕組みであることから、現役世代の人口の推移に連

動しており、1999(平成11)年度末までは増加してきたが、その後、緩やかな減少に転じており、今後は、少子化の影響を受け、減少傾向が続くものと見込まれる。

第2-2-4表 国民年金被保険者数の推移(1985(昭和60)年度まで)

(年度末現在、単位:千人)

							(年度末現在、単位:十人)			
年度		合計			男子			女子		
+及	計	強制	任意	計	強制	任意	計	強制	任意	
昭和36 (1961)	18, 241	15, 773	2, 468	7,619	7, 097	521	10,622	8,675	1,947	
3 7 (1962)	18, 533	15, 996	2,537	7,655	7, 145	509	10,878	8,851	2,027	
3 8 (1963)	18, 833	16, 232	2,600	7,697	7, 199	498	11, 135	9,034	2, 102	
3 9 (1964)	19, 320	16,632	2,688	7,818	7,324	494	11,502	9,308	2, 194	
4 0 (1965)	20,016	17, 184	2,832	8,022	7,526	496	11, 994	9,658	2,335	
4 1 (1966)	20, 996	17, 935	3,061	8, 331	7,825	505	12,665	10, 109	2,556	
4 2 (1967)	21,727	18, 414	3, 312	8,540	8,024	516	13, 186	10,390	2,796	
4 3 (1968)	22, 311	18,743	3, 568	8,689	8, 162	526	13,622	10,580	3,042	
4 4 (1969)	23, 407	19,051	4, 356	9,017	8, 290	727	14, 390	10,761	3,629	
4 5 (1970)	24, 337	19,508	4,829	9, 294	8,487	807	15,043	11,021	4,022	
4 6 (1971)	23, 669	19,537	4, 132	8,977	8,534	443	14,692	11,003	3,689	
4 7 (1972)	24, 410	19,696	4,714	9, 108	8,647	461	15, 302	11,049	4,253	
4 8 (1973)	25, 136	19,640	5, 495	9, 267	8,668	599	15, 868	10,972	4,896	
4 9 (1974)	25, 218	19,625	5, 593	9, 138	8,679	459	16,080	10,946	5, 134	
5 0 (1975)	25, 884	20,038	5,845	9, 185	8,907	278	16, 699	11, 132	5, 567	
5 1 (1976)	26, 469	19, 988	6, 481	9, 232	8,939	292	17, 237	11,049	6, 189	
5 2 (1977)	27, 198	20,078	7, 120	9,340	9,032	307	17,858	11,046	6,813	
5 3 (1978)	27, 803	20, 193	7,610	9, 467	9,138	329	18, 336	11,055	7,281	
5 4 (1979)	27, 851	20,032	7,819	9, 453	9,112	341	18, 399	10,921	7,478	
5 5 (1980)	27, 596	19, 733	7,863	9, 381	9,030	352	18, 215	10,703	7,511	
5 6 (1981)	27, 111	19, 356	7, 755	9, 266	8,906	360	17,845	10,450	7, 394	
5 7 (1982)	26, 461	18, 937	7,525	9, 130	8,762	369	17, 331	10, 175	7, 156	
5 8 (1983)	25, 727	18, 515	7,212	8,988	8,614	374	16, 739	9,901	6,838	
5 9 (1984)	25, 339	18, 301	7,038	8,925	8,540	385	16, 415	9,761	6,653	
6 0 (1985)	25, 091	17,639	7, 452	8,920	8,522	397	16, 171	9, 116	7,054	

資料:社会保険庁「事業年報」

第2-2-5表 公的年金被保険者数の推移(1986(昭和61)年度以降)

(年度末現在、単位:千人)

年度		合	計			男子	<u>.</u>			女	木現住、単7 子	以:十八)
平及	計	第1号	被用者	第3号	計	第1号	被用者	第3号	計	第1号	被用者	第3号
昭和61 (1986)	63, 317	19, 514	32, 875	10,929	31, 745	9, 152	22, 563	30	31, 572	10, 362	10, 312	10,898
6 2 (1987)	64, 105	19, 292	33, 515	11, 299	32,071	9,068	22,968	35	32,035	10, 224	10, 547	11, 264
6 3 (1988)	64, 929	18,727	34, 586	11,615	32, 458	8, 793	23,627	38	32, 470	9, 934	10, 959	11,577
平成 元 (1989)	65, 678	18, 155	35, 735	11,788	32, 859	8,517	24, 302	40	32, 819	9,638	11, 433	11,748
2 (1990)	66, 313	17,579	36, 778	11,956	33, 187	8, 244	24,902	42	33, 126	9, 335	11,876	11,915
3 (1991)	68, 352	18, 536	37, 766	12,050	34, 388	8,894	25, 451	42	33, 964	9,642	12, 315	12,008
4 (1992)	68, 941	18,508	38, 321	12, 112	34, 727	8,914	25,769	43	34, 215	9, 593	12, 552	12,069
5 (1993)	69, 276	18,614	38, 499	12, 163	34, 887	8,982	25,860	44	34, 389	9,632	12,638	12, 119
6 (1994)	69, 548	18,761	38, 592	12, 195	35, 028	9,060	25,923	46	34, 520	9,702	12,669	12, 149
7 (1995)	69, 952	19, 104	38,648	12, 201	35, 224	9,236	25,947	41	34, 728	9,868	12,701	12, 160
8 (1996)	70, 195	19,356	38, 824	12,015	35, 439	9,361	26,038	39	34, 756	9, 994	12,786	11,976
9 (1997)	70, 344	19,589	38, 807	11,949	35, 559	9,507	26,013	40	34, 785	10,082	12, 794	11,909
1 0 (1998)	70, 502	20, 426	38, 258	11,818	35, 664	9,972	25,648	43	34, 838	10, 453	12,610	11,775
1 1 (1999)	70,616	21, 175	37, 755	11,686	35, 733	10,388	25, 298	48	34, 883	10,787	12, 457	11,639
1 2 (2000)	70, 491	21,537	37, 423	11,531	35, 714	10,614	25,048	52	34, 777	10,923	12, 375	11, 479
1 3 (2001)	70, 168	22,074	36, 760	11,334	35, 575	10,932	24,586	57	34, 592	11, 141	12, 175	11, 277
1 4 (2002)	70,460	22, 368	36, 856	11,236	35, 839	11, 156	24,612	70	34,621	11, 212	12, 244	11, 166
1 5 (2003)	70, 292	22,400	36, 798	11,094	35, 763	11,217	24, 467	80	34, 528	11, 183	12, 331	11,014
1 6 (2004)	70, 293	22, 170	37, 130	10,993	35, 790	11, 133	24,569	88	34, 503	11,036	12,561	10,905
1 7 (2005)	70, 447	21,903	37,621	10,922	35, 877	11,010	24,772	96	34, 570	10,893	12,850	10,827
1 8 (2006)	70, 383	21,230	38, 363	10,789	35, 936	10,696	25, 141	99	34, 447	10,535	13, 222	10,690
1 9 (2007)	70,066	20, 354	39,084	10,628	35, 885	10, 292	25, 493	100	34, 180	10,062	13, 591	10,528
2 0 (2008)	69, 358	20,007	38, 916	10,436	35, 557	10,170	25, 283	104	33,801	9,837	13,632	10,333
2 1 (2009)	68, 738	19,851	38, 677	10, 209	35, 301	10, 135	25,055	110	33, 437	9,716	13,622	10,099
2 2 (2010)	68, 258	19, 382	38, 829	10,046	35, 110	9,915	25,081	114	33, 147	9, 467	13, 748	9, 932
2 3 (2011)	67, 747	19,044	38, 924	9,778	34, 899	9,730	25,057	111	32,848	9, 314	13,867	9,667
2 4 (2012)	67, 356	18,637	39, 116	9,602	34, 746	9, 563	25,071	112	32,610	9,075	14,045	9, 490
2 5 (2013)	67, 175	18,054	39, 667	9,454	34, 724	9,275	25,338	111	32, 451	8,779	14, 329	9,343
2 6 (2014)	67, 134	17,420	40, 395	9,319	34, 766	8,962	25,694	109	32, 368	8, 458	14,700	9,210
2 7 (2015)	67, 119	16,679	41, 289	9, 151	34,830	8,590	26, 131	108	32, 289	8,089	15, 158	9,043
2 8 (2016)	67, 309	15,754	42,665	8,890	35,000	8, 165	26,726	109	32, 309	7, 589	15, 938	8,781
2 9 (2017)	67, 335	15,052	43, 581	8,701	35,060	7, 793	27, 158	110	32, 275	7, 259	16, 424	8, 592
3 0 (2018)	67, 462	14,711	44, 284	8,467	35, 163	7,638	27, 414	112	32, 299	7,073	16,870	8, 356

資料:厚生労働省「事業年報」(平成19年度までは社会保険庁「事業年報」)

(注) 第1号被保険者数には任意加入被保険者数を含む。

2. 年金受給権者数及び年金額の動向

(1)厚生年金(第1号)

厚生年金における年金受給権者数及びその年金額について、これまでの推移を示したものが第2-2-6表及び第2-2-7表である。年金受給権者の総数は、老齢年金の受給資格期間を満たすものが出始めた1955(昭和30)年度末には19万人に過ぎなかったが、その後急速に増加し、2018(平成30)年度末には3,718万人となっている。このうち、老齢年金の受給権者数は、1955(昭和30)年度以降、急速に全受給権者数に占める割合が高まっていき、1960年代後半には遺族年金の受給権者数を上回った。2018(平成30)年度末における老齢年金の受給権者数(老齢相当)は1,609万人であり、通算老齢相当の受給権者を除く全受給権者の約7割を占めている。

第2-2-8表は、厚生年金における老齢年金の受給権者数及び平均年金月額の推移を示したものである。平均年金月額は、1973(昭和48)年度には3.8万円であったが、2018(平成30)年度には約4倍の14.4万円(65歳以上の本来支給分は15.2万円)となっている。これは、現役世代の賃金の上昇に応じて年金額が改定されてきたこと及び制度の成熟化により受給者の平均加入期間が伸びたことを反映している。なお、2001(平成13)年度以降は、定額部分の支給開始年齢の引上げ及び給付乗率の逓減の影響により、平均年金額は低下傾向にある。

なお、2015(平成 27)年 10 月の被用者年金一元化により、それまで厚生年金と 共済年金に分かれていた被用者年金制度が厚生年金に統一されたが、ここでは対 象を厚生年金(第1号)の受給権者に限っている。

第2-2-6表 厚生年金受給権者及び一時金受給者数の推移

(年度末現在、単位:千人)

		1							(年度末現在、	単位:千人)
			年	金 受 編	合 権	者	数			一時金
年月	度	合 計	老齢	通算老齢	障	害	遺	族	通算遺族	受給者
昭和17	(1942)		_			_		_		_
2 0	(1945)					_		_		_
2 5	(1950)	6	5 –			10		55		92
3 0	(1955)	18				61		120	•	207
3 5	(1960)	32				87		198	•	251
4 0	(1965)	60		10		79		311	•	272
4 5	(1970)	1, 23				102		507	•	187
4 6	(1971)	1, 42				108		558	•	162
4 7	(1972)	1,63				114		610	•	126
4 8	(1973)	1,83		262		120		661	•	81
4 9	(1974)	2, 11		359		129		720	•	62
5 0	(1975)	2, 44		479		139		775	•	46
5 1	(1976)	2,89				150		830	1	31
5 2	(1977)	3, 39				168		900	12	22
5 3	(1978)	3,88	1,676	1,030		186		963	25	13
5 4	(1979)	4, 33				200		1,027	39	6
5 5	(1980)	4,77				206		1,090	55	4
5 6	(1981)	5, 25	5 2, 279	1,503		219		1, 179	75	3
5 7	(1982)	5, 74				234		1,263	96	3
5 8	(1983)	6, 25	6 2,787	1,755		246		1,350	118	3
5 9	(1984)	6, 79	7 3,047	1,910		258		1,439	143	3
6 0	(1985)	7, 38	4 3,342	2,082		272		1,521	168	4
6 1	(1986)	8,00		2, 281		287		1, 7	'83	5
6 2	(1987)	8,64	2 3,938	2,500		299		1, 9	004	5
6 3	(1988)	9, 27				307		2,0	26	5
平成 元	(1989)	9, 91	9 4,507	2,947		320		2, 1	.45	5
2	(1990)	10, 51	9 4,760	3, 173		327		2, 2	260	5
3	(1991)	11,09	2 4,993	3, 389		336		2, 3	375	5
4	(1992)	11,80	3 5, 293	3, 666		344		2, 5	500	6
5	(1993)	12,53	5, 598	3, 960		353		2, 6	525	9
6	(1994)	13, 27	3 5,921	4, 244		363		2, 7	46	10
7	(1995)	14, 44	8 6, 592	4,603		372		2,8	881	17
8	(1996)	15, 23	9 6, 933	4,920		380		3,0	006	20
9	(1997)	16, 81	3 7,822	5, 299		393		3, 2	299	24
1 0	(1998)	17,67	9 8, 217	5,625		404		3, 4	133	26
1 1	(1999)	18, 57	1 8, 580	5, 975		415		3, 6	501	29
1 2	(2000)	19, 52	9 9,014	6, 352		425		3, 7	37	31
1 3	(2001)	20, 55				436		3, 8	373	30
1 4	(2002)	21, 98				452		4, 0	084	30
1 5	(2003)	23, 14			l	463		4, 2		33
1 6	(2004)	24, 23			l	476		4, 3		32
1 7	(2005)	25, 11			l	487		4, 5		30
1 8	(2006)	26, 15				497		4, 6		35
1 9	(2007)	27, 50			l	507		4, 7		40
2 0	(2008)	29, 07			l	516		4, 9		52
2 1	(2009)	30, 58			l	524		5, 0		67
2 2	(2010)	31, 98			l	541		5, 1		83
2 3	(2011)	33, 03			l	553		5, 2		79
2 4	(2012)	34, 05				564		5, 3		49
2 5	(2013)	34, 55	· ·			573		5, 4		57
2 6	(2014)	35, 25	· ·		l	584		5, 5		74
2 7	(2015)	35, 99			l	594		5, 6		64
2 8	(2016)	36, 25			l	605		5, 7		59
2 9	(2017)	37, 17				616		5, 8		68
3 0	(2018)	37, 34	7 16, 087	14, 723		629		5, 9	907	81

資料:厚生労働省「事業年報」(平成19年度までは社会保険庁「事業年報」)

⁽注) 1 昭和40(1965)年度以前は受給者である。昭和61(1986)年度以降の老齢とは、老齢年金と老齢厚生年金のうち老齢相当(被保険者期間25年以上、経過的に20~24年及び中高齢特例を含む)の受給権者である。通算老齢とは、通算老齢年金と老齢厚生年金のうち老齢相当以外の受給権者数である。

² 平成27(2015)年度以降は厚生年金保険(第1号)の受給権者である。

第2-2-7表 厚生年金年金額の推移

(年度末現在、単位:億円)

					(年度末現在、	単位:億円)
左曲		受 給	権者	の年	金額	
年度	合 計	老齢	通算老齢	障害	遺族	通算遺族
昭和17 (1942)	_	ě		_	_	
2 0 (1945)	_			_	_	
2 5 (1950)	9	-		2	7	
3 0 (1955)	49	2		20	27	
3 5 (1960)	95	19		29	47	
4 0 (1965)	455	188	4	62	202	
4 5 (1970)	1,624	922	62	134	506	•
5 0 (1975)	11, 563	7,096	1, 049	693	2,726	•
5 1 (1976)	16, 586	10, 499	1,615	894	3, 578	1
5 2 (1977)	21, 125	13, 496	2, 236	1, 114	4, 263	17
5 3 (1978)	25, 953	16, 736	2, 914	1, 323	4, 941	39
5 4 (1979)	30, 108	19, 557	3, 444	1,478	5, 565	64
5 5 (1980)	37, 955	25,091	4, 132	1,745	6,891	96
5 6 (1981)	44, 765	29,843	4, 853	1,992	7,939	138
5 7 (1982)	50, 923	34, 272	5, 445	2, 214	8,809	184
5 8 (1983)	55, 828	38, 194	5, 628	2, 340	9, 440	226
5 9 (1984)	62, 127	42,867	6, 193	2, 516	10, 274	277
6 0 (1985)	70, 194	48, 921	6, 924	2, 751	11, 264	335
6 1 (1986)	80, 879	56, 841	7, 958	3,012	13,	068
6 2 (1987)	87, 872	62, 171	8, 669	3, 056	13,	977
6 3 (1988)	94, 319	67,035	9, 344	3,057	14,	883
平成 元 (1989)	104, 775	74, 629	10, 399	3, 208	16,	539
2 (1990)	113, 607	81,083	11, 355	3, 279	17,	890
3 (1991)	121, 221	86, 286	12, 089	3, 386	19,	461
4 (1992)	130, 666	92, 846	13, 045	3, 501	21,	274
5 (1993)	141, 936	101, 432	14, 106	3, 571	22,	826
6 (1994)	155, 771	111, 317	15, 415	3, 773	25,	266
7 (1995)	170, 291	123, 249	16, 389	3,820	26,	833
8 (1996)	176, 736	127, 735	17, 033	3, 826	28,	141
9 (1997)	197, 655	144, 158	17, 835	3, 910	31,	752
1 0 (1998)	207, 943	151, 383	18, 775	4,001	33,	784
1 1 (1999)	216, 023	156, 716	19, 580	4,064	35,	663
1 2 (2000)	223, 292	161, 781	20, 287	4, 095	37,	129
1 3 (2001)	228, 204	164, 588	20, 898	4, 130	38,	587
1 4 (2002)	239, 806	172, 892	21, 965	4, 225		724
1 5 (2003)	246, 729	178, 098	22, 536	4, 223		872
1 6 (2004)	249, 103	178, 722	22, 886		43,	
1 7 (2005)	253, 435	181, 326	23, 071	4, 297	44,	
1 8 (2006)	256, 032	182, 849	22, 903			970
1 9 (2007)	258, 382	183, 441	23, 271	4, 342		327
2 0 (2008)	264, 550	187, 323	24, 176	4, 365		687
2 1 (2009)	270, 481	191, 674	24, 571	4, 384		851
2 2 (2010)	274, 359	193, 121	25, 399	4, 464		376
2 3 (2011)	278, 741	195, 962	25, 995	· ·		296
2 4 (2012)	279, 061	195, 817	25, 703			035
2 5 (2013)	269, 809	186, 575	25, 430	4, 472		332
2 6 (2014)	268, 547	184, 810	25, 559	4, 463		717
2 7 (2015)	270, 460	185, 463	25, 546	4, 527		923
2 8 (2016)	268, 132	182, 442	25, 615	4, 552		523
2 9 (2017)	268, 863	181,658	26, 691	4, 572		941
3 0 (2018)	267, 035	180, 125	25, 854	4,617	56,	439

資料:厚生労働省「事業年報」(平成19年度までは社会保険庁「事業年報」) (注) 1 昭和61(1986)年度以降の老齢とは、老齢年金と老齢厚生年金のうち老齢 相当 (被保険者期間25年以上、経過的に20~24年及び中高齢特例を含む) の者の年金額である。通算老齢とは、通算老齢年金と老齢厚生年金のうち 老齢相当以外の者の年金額である。

²平成 2 (1990) 年度以前は基金の代行部分を含まない。3平成27 (2015) 年度以降は厚生年金保険(第1号)の受給権者である。

第2-2-8表 厚生年金老齢年金受給権者数及び平均年金月額の推移

(年度末現在)

					(年度末現在)
年 度	受給権者数	平均年	金月額	指	数
	千人		千円		
昭和48 (1973)	794		38		00
4 9 (1974)	910		15		17
5 0 (1975)	1,056	į	56	146	
5 1 (1976)	1, 262	(39	18	30
5 2 (1977)	1, 468	,	77	19	99
5 3 (1978)	1,676	8	33	21	16
5 4 (1979)	1,874	8	37	22	26
5 5 (1980)	2,063	10	01	26	33
5 6 (1981)	2, 279	10)9	28	33
5 7 (1982)	2, 508		14		96
5 8 (1983)	2, 787		14		97
5 9 (1984)	3, 047		17		05
6 0 (1985)	3, 342		22		17
6 1 (1986)	3, 651		30		37
6 2 (1987)	3, 938		32		42
6 3 (1988)	4, 222		32		14
平成 元 (1989)	4, 507				
2 (1990)	4, 760	141 146		367 378	
3 (1991)	4, 993	151		391	
4 (1992)	5, 293	156		405	
5 (1993)	5, 598			414	
6 (1994)	5, 998 5, 921	159		437	
7 (1995)		168 170		441	
	6, 592			441	
	6, 933		70		
9 (1997)	7,822		72	447	
1 0 (1998)	8, 217		75 (再掲)	454 458 (再掲)	
1 1 (1999)	8, 580	176	65歳以上	458	65歳以上
1 2 (2000)	9, 014	176	本来支給分	457	本来支給分
1 3 (2001)	9, 486	173	182	449	474
1 4 (2002)	10, 145	172	180	446	468
1 5 (2003)	10, 690	169	177	440	461
1 6 (2004)	11, 167	165	175	429	455
1 7 (2005)	11, 523	165	174	428	451
1 8 (2006)	11, 984	162	172	422	446
1 9 (2007)	12, 596	158	170	410	443
2 0 (2008)	13, 236	155	169	404	440
2 1 (2009)	13, 854	153	168	398	437
2 2 (2010)	14, 413	150	167	390	435
2 3 (2011)	14, 840	149	165	388	429
2 4 (2012)	15, 233	148	163	386	423
2 5 (2013)	15, 230	146 159		378	414
2 6 (2014)	15, 422	145	157	376	407
2 7 (2015)	15, 684	145	156	377	406
2 8 (2016)	15, 688	146	155	378	402
2 9 (2017)	15, 900	145	153	376	398
3 0 (2018)	16, 087	144	152	373	395

資料: 厚生労働省「事業年報」(平成19年度までは社会保険庁「事業年報」)、 社会保障審議会年金数理部会「公的年金財政状況報告」。

⁽注) 1 旧法厚生年金老齢年金、旧法船員保険老齢年金、新法老齢厚生年金(老齢相当)、 新法老齢基礎年金をあわせたものである。

² 昭和63(1988)年度以前は基金の代行部分は含まない。

^{3 65}歳以上本来支給分は、新法分のみの平均額であり、平成14年度から平成24年度における 旧農林共済に係る老齢基礎年金額は推計値である。

⁴ 平成27(2015)年度以降は厚生年金保険(第1号)の受給権者である。

(2) 国民年金

国民年金における年金種別毎の受給権者数及び年金額について、これまでの推移を示したものが第2-2-9表及び第2-2-10表である。ここでは、1985(昭和60)年改正前の法律(以下、「旧法」という。改正後の法律は、「新法」という。)による受給権者と新法による受給権者を合計して表示しており、旧法の老齢年金と新法の老齢基礎年金の合計を「老齢年金」、旧法の障害年金と新法の障害基礎年金の合計を「障害年金」、旧法の母子、準母子、遺児年金と新法の遺族基礎年金の合計を「遺族年金」、と区分している。なお、「通算老齢」は旧法の通算老齢年金であり、「寡婦」は旧法及び新法の寡婦年金の合計である。

以下、第2-2-9表に示した受給権者数の推移をみることとする。1970(昭和45)年度末までは年金受給権者の全員が支給要件として長期間の保険料納付を要しない障害年金、母子年金、準母子年金及び遺児年金の受給権者であった。老齢年金及び通算老齢年金は、受給権を得るのに原則として25年間の保険料納付済期間もしくは免除期間または通算年金通則法上の通算対象期間が必要とされているが、制度発足時に一定年齢以上であった者については、その年齢に応じて資格期間が10年から24年までに短縮されている。これらの年金については、1971(昭和46)年度に初めて受給権者が発生して以後、被保険者であった者が順次支給開始年齢に到達するにしたがって受給権者数が増加してきている。

1986(昭和 61)年度以降については、新法基礎年金による給付を含むものを表示しており、被用者年金の被保険者であった期間に対応して給付される基礎年金も計上されている。老齢年金について 1991(平成 3)年度以降の伸びが大きくなっているのは、新法老齢厚生年金受給者等の老齢基礎年金受給が 1991(平成 3)年度に本格的に始まったことによる。また、通算老齢について 2017(平成 29)年度に増加しているのは、2017(平成 29)年8月より老齢年金を受け取るための必要な資格期間が 25年から 10年に短縮したことに伴い、受給資格期間が 25年未満の老齢年金受給権者を含めているためである。さらに、1986(昭和 61)年度に障害年金の受給権者数が大幅に増加しているのは、旧法の障害福祉年金が 20歳前障害に係る障害基礎年金に相当するものとして障害基礎年金に裁定替えされたためである。

第2-2-9表 国民年金受給権者数及び一時金受給者数の推移

(年度末現在、単位:千人)

			△ 佐 耂 粉	(年度末現在、単位:千人) 権 者 数			
年度	۸ ٦١		年金受糸			,-t-n / ⊃	. 死 亡 一時金
	合計	老齢年金	通算老齢	障害年金	遺族年金	寡婦	一时金
昭和36 (1961)	•						•
3 7 (1962)	11	•	•	0	11		
3 8 (1963)	29	•	•	1	28	•	•
3 9 (1964)	49	•	•	2	47	•	25
4 0 (1965)	70	•	•	4	66	•	35
4 1 (1966)	92	•	•	8	84	•	39
4 2 (1967)	117	•	•	18	99	•	44
4 3 (1968)	139	•	•	27	112	•	48
4 4 (1969)	158	•	•	36	122	•	54
4 5 (1970)	177 430	229		48	129	•	61 56
4 6 (1971) 4 7 (1972)	751	518	3 13	60 74	134 135	4	56 57
4 7 (1972) 4 8 (1973)	1, 056	789	26	88	136	10 17	62
4 9 (1974)	1,702	1, 382	49	110	136	25	65
5 0 (1975)	3, 119	2, 731	88	134	136	31	59
5 1 (1976)	3, 877	3, 395	155	154	134	37	55 55
5 2 (1977)	4, 505	3, 920	233	176	134	42	54
5 3 (1978)	5, 124	4, 426	322	198	133	45	52
5 4 (1979)	5, 691	4, 912	382	218	132	47	54
5 5 (1980)	6, 256	5, 324	515	237	131	49	51
5 6 (1981)	6, 778	5, 671	673	255	129	51	46
5 7 (1982)	7, 304	5, 994	859	273	126	52	46
5 8 (1983)	7, 831	6, 305	1,061	289	123	52	47
5 9 (1984)	8, 316	6,570	1, 265	305	123	53	46
6 0 (1985)	8, 837	6,846	1,500	321	117	52	46
6 1 (1986)	9, 956	7,052	1,665	1,044	142	52	42
6 2 (1987)	10, 357	7, 246	1, 788	1, 085	186	53	42
6 3 (1988)	10, 692	7,410	1, 905	1, 113	213	52	41
平成 元 (1989)	11,042	7, 577	2, 029	1, 145	237	54	43
2 (1990)	11, 362	7, 726	2, 158	1, 173	251	55	45
3 (1991)	12, 028	8, 330	2, 184	1, 199	259	56	46
4 (1992)	12, 759	9, 039	2, 172	1, 225	266	57	47
5 (1993)	13, 559	9,822	2, 157	1, 252	271	58	48
6 (1994)	14, 312	10, 568	2, 134	1, 278	273	58	47
7 (1995)	15, 152	11, 400	2, 109	1, 309	276	58	48
8 (1996)	16, 010	12, 276	2, 063	1, 338	274	58	47
9 (1997)	16, 987	13, 276	2, 011	1, 370	274	57 56	47
1 0 (1998)	17,871	14, 186 15, 090	1, 952 1, 890	1, 402	275 321	56 56	48 47
1 1 (1999)	18, 795 19, 737	16, 090		1, 437 1, 473	321		
1 2 (2000) 1 3 (2001)	20, 669	17, 030	1, 829 1, 764	1, 473	315	54 52	46 44
1 4 (2002)	20, 603	18, 053	1, 704	1, 543	309	52 50	42
1 5 (2003)	22, 544	18, 985	1,625	1, 543	304	49	42
1 6 (2004)	23, 431	19, 915	1, 552	1,619	298	48	42
1 7 (2005)	24, 393	20, 929	1, 474	1,655	290	45	42
1 8 (2006)	25, 420	22,007	1, 396	1,692	282	43	40
1 9 (2007)	26, 387	23, 031	1, 317	1,726	273	41	38
2 0 (2008)	27, 433	24, 111	1, 254	1, 763	266	39	39
2 1 (2009)	28, 286	25, 015	1, 178	1, 799	258	37	34
2 2 (2010)	28, 857	25, 642	1, 086	1, 839	254	37	40
2 3 (2011)	29, 649	26, 504	991	1,870	250	35	38
2 4 (2012)	30, 853	27, 782	895	1,902	243	31	33
2 5 (2013)	31, 964	28, 968	802	1,931	235	28	31
2 6 (2014)	32, 997	30,069	712	1, 959	232	25	28
2 7 (2015)	33, 832	30, 964	625	1, 991	229	22	27
2 8 (2016)	34, 470	31,657	542	2, 025	227	20	25
2 9 (2017)	35, 469	32, 247	927	2, 056	221	18	23
3 0 (2018)	35, 933	32,664	945	2,088	218	17	20

資料:厚生労働省「事業年報」(平成19年度までは社会保険庁「事業年報」) (注)平成29(2017)年度以降については、通算老齢に受給資格期間が25年未満である老齢年金受給権者を含めている。

第2-2-10表 国民年金年金額及び一時金額の推移

(年度末現在、単位:億円)

	T					(年度末現在、	単位:億円)
年度		受	給 権 者	の年金	額	I	死 亡
1 /2	合計	老齢年金	通算老齢	障害年金	遺族年金	寡婦	一時金
昭和36 (1961)							
3 7 (1962)	3		•	0	3		
3 8 (1963)	7		•	0	7		
3 9 (1964)	12		•	1	11		1
4 0 (1965)	16		•	1	15		2
4 1 (1966)	54			6	48		2
4 2 (1967)	69			12	57		3
4 3 (1968)	82			18	64		3
4 4 (1969)	94			24	69		4
4 5 (1970)	174			54	120		5
4 6 (1971)	313	120	1	68	124	1	7
4 7 (1972)	505	270	3	91	139	2	7
4 8 (1973)	1, 627	1, 025	18	247	329	9	8
4 9 (1974)	2, 763	1, 973	36	359	381	15	11
5 0 (1975)	5, 710	4, 624	72	528	462	24	10
5 1 (1976)	8, 111	6, 692	135	708	542	33	12
5 2 (1977)	10, 228	8, 508	205	881	591	43	13
5 3 (1978)	12, 329	10, 315	285	1, 054	624	51	13
5 4 (1979)	14, 345	12, 145	306	1, 197	640	58	13
5 5 (1980)	17, 023	14, 310	454	1, 359	832	68	12
5 6 (1981)	19, 783	16, 590	674	1, 576	864	79	12
5 7 (1982)	22, 081	18, 429	948	1, 748	868	88	12
5 8 (1983)	23, 587	19, 566	1, 233	1, 850	843	94	12
5 9 (1984)	25, 485	20, 977	1, 233	1, 984	852	102	12
6 0 (1985)	27, 954	20, 977	2, 023	2, 150	833		12
				2, 130 7, 770	1, 058	110 177	39
6 1 (1986) 6 2 (1987)	35, 764	24, 376	2, 383				
	37, 654	25, 427	2, 654	8, 094	1, 290	190	43
6 3 (1988)	39, 109	26, 292	2, 922	8, 275	1, 426	194	44
平成 元 (1989)	42, 468	28, 284	3, 348	8, 993	1, 627	216	45
2 (1990)	45, 028	29, 891	3, 786	9, 385	1,734	231	48
3 (1991)	50, 547	34, 647	3, 988	9,846	1,819	247	49
4 (1992)	57, 093	40, 454	4, 105	10, 358	1, 912	263	51
5 (1993)	63, 519	46, 398	4, 156	10, 724	1, 969	273	52
6 (1994)	72, 821	54, 533	4, 363	11, 543	2, 091	290	56
7 (1995)	79, 731	61, 091	4, 361	11, 866	2, 122	292	73
8 (1996)	86, 324	67, 546	4, 281	12, 097	2, 110	289	72
9 (1997)	93, 767	74, 846	4, 185	12, 344	2, 108	284	72
1 0 (1998)	102, 532	83, 123	4, 151	12, 821	2, 154	282	73
1 1 (1999)	110, 700	90, 629	4, 059	13, 216	2, 517	278	72
1 2 (2000)	118, 360	98, 136	3, 945	13, 505	2, 508	267	70
1 3 (2001)	125, 830	105, 494	3, 821	13, 782	2, 477	256	67
1 4 (2002)	133, 598	113, 159	3, 692	14, 064	2, 439	244	64
1 5 (2003)	139, 433	119, 062	3, 522	14, 236	2, 379	234	63
1 6 (2004)	145, 923	125, 497	3, 368	14, 507	2, 327	225	63
1 7 (2005)	153, 501	133, 014	3, 216	14, 788	2, 271	212	63
1 8 (2006)	161, 000	140, 499	3, 054	15, 045	2, 203	198	59
1 9 (2007)	168, 545	148, 004	2, 895	15, 323	2, 136	188	56
2 0 (2008)	176, 689	156, 055	2, 749	15, 628	2, 080	177	56
2 1 (2009)	183, 568	162, 870	2, 589	15, 922	2, 018	169	49
2 2 (2010)	188, 595	167, 785	2, 401	16, 254	1, 988	167	57
2 3 (2011)	194, 491	173, 695	2, 197	16, 497	1, 945	158	57
2 4 (2012)	203, 362	182, 635	1, 993	16, 703	1,888	143	48
2 5 (2013)	210, 072	189, 603	1, 779	16, 752	1,811	126	52
2 6 (2014)	216, 663	196, 342	1, 578	16, 853	1, 778	112	41
2 7 (2015)	225, 500	204, 948	1, 407	17, 264	1,780	101	38
2 8 (2016)	230, 966	210, 352	1, 227	17, 533	1, 763	90	35
2 9 (2017)	236, 514	214, 839	2, 124	17, 753	1, 718	81	33
3 0 (2018)	240, 297	218, 361	2, 162	18, 002	1, 698	75	29
/	, == :	,	,	,	J ,		

資料:厚生労働省「事業年報」(平成19年度までは社会保険庁「事業年報」) (注)平成29(2017)年度以降については、通算老齢に受給資格期間が25年未満である老齢年金受給権者を含めている。

3. 被保険者数に対する老齢年金受給権者数の比率の動向

年金制度は、基本的に保険料の拠出に対応して年金給付が行われ、また資格期間があること等から、制度発足からの時間の経過とともに老齢年金等の受給権者数が増加し、さらに、年金給付額が増加していくこととなる。このように、時間の経過とともに老齢年金受給権者及び年金給付額が増加していく様を「年金制度が成熟していく」と称することが多い。このうち、受給権者数に着目した成熟度合いを示す指標として、被保険者数に対する老齢年金受給権者数の比率がよく用いられる。

(1) 厚生年金(第1号)

厚生年金の被保険者数に対する老齢年金受給権者数の比率のこれまでの推移を示したものが第2-2-11表である。厚生年金では、国民年金で5年年金、10年年金が導入されたような早期成熟化政策がとられなかったこと等から老齢年金受給権者数の増加は比較的緩やかである。また、適用拡大により被保険者数が増加してきたこともあり、被保険者数に対する老齢年金受給権者数の比率の上昇も平成になるまでは比較的緩やかであった。しかし、平成に入って以降、この比率は少子高齢化の影響が顕著に表れて急速に上昇し、2013(平成25)年度末には43.2%となった。以降、被保険者数の増加や報酬比例部分の支給開始年齢引上げによりこの比率は下降し、2018(平成30)年度末40.4%となっている。

第2-2-11表 厚生年金の被保険者数に対する老齢年金受給権者数の比率の推移

				(年度末現在)
		老齢年金		(参考)
年度	被保険者数	受給権者数	2/1	1/2
		(老齢相当)		
	1	2	(0/)	
ETT 5 0 0 (1)	千人	千人	(%)	
昭和30 (1955)	8, 402	4	0.0	2100.5
3 5 (1960)	13, 457	44	0.3	305.8
4 0 (1965)	18, 670	203	1. 1	92.0
4 5 (1970)	22, 522	534	2.4	42.2
4 6 (1971)	22, 775	617	2. 7	36. 9
4 7 (1972)	23, 372	708	3.0	33.0
4 8 (1973)	24, 003	794	3. 3	30. 2
4 9 (1974)	23, 910	910	3.8	26. 3
5 0 (1975)	23, 893	1,056	4.4	22.6
5 1 (1976)	24, 084	1, 262	5. 2	19. 1
5 2 (1977)	24, 131	1, 468	6. 1	16. 4
5 3 (1978)	24, 392	1,676	6. 9	14. 6
5 4 (1979)	24, 925	1,874	7. 5	13.3
5 5 (1980)	25, 445	2, 063	8. 1	12.3
5 6 (1981)	25, 896	2, 279	8.8	11. 4
5 7 (1982)	26, 223	2, 508	9.6	10. 5
5 8 (1983)	26, 549	2, 787	10. 5	9. 5
5 9 (1984)	26, 932	3, 047	11. 3	8.8
6 0 (1985)	27, 234	3, 342	12.3	8. 1
6 1 (1986)	26, 994	3, 651	13. 5	7.4
6 2 (1987)	27, 676	3, 938	14. 2	7.0
6 3 (1988)	28, 769	4, 222	14. 7	6.8
平成 元 (1989)	29, 921	4, 507	15. 1	6.6
2 (1990)	30, 997	4, 760	15.4	6. 5
3 (1991)	31, 959	4, 993	15.6	6.4
4 (1992)	32, 493	5, 293	16. 3	6. 1
5 (1993)	32, 651	5, 598	17. 1	5.8
6 (1994)	32, 740	5, 921	18. 1	5. 5
7 (1995)	32, 808	6, 592	20. 1	5. 0
8 (1996)	32, 999	6, 933	21.0	4.8
9 (1997)	33, 468	7,822	23.4	4.3
1 0 (1998)	32, 957	8, 217	24. 9	4.0
1 1 (1999)	32, 481	8, 580	26. 4	3.8
1 2 (2000)	32, 192	9, 014	28.0	3.6
1 3 (2001)	31, 576	9, 486	30.0	3. 3
1 4 (2002)	32, 144	10, 145	31.6	3. 2
1 5 (2003)	32, 121	10, 690	33.3	3.0
1 6 (2004)	32, 491	11, 167	34. 4	2.9
1 7 (2005)	33, 022	11, 523	34. 9	2. 9
1 8 (2006)	33, 794	11, 984	35.5	2.8
1 9 (2007)	34, 570	12, 596	36. 4	2.7
2 0 (2008)	34, 445	13, 236	38. 4	2.6
2 1 (2009)	34, 248	13, 854	40.5	2.5
2 2 (2010)	34, 411	14, 413	41.9	2.4
2 3 (2011)	34, 515	14, 840	43.0	2. 3
2 4 (2012)	34, 717	15, 233	43.9	2. 3
2 5 (2013)	35, 273	15, 230	43.2	2.3
2 6 (2014)	35, 985	15, 422	42.9	2.3
2 7 (2015)	36, 864	15, 684	42.5	2.4
2 8 (2016)	38, 218	15, 688	41.0	2.4
2 9 (2017)	39, 112	15, 900	40.7	2.5
3 0 (2018)	39, 806	16, 087	40.4	2.5

(注) 平成27(2015)年度以降は厚生年金保険(第1号)の被保険者及び受給権者である。

(2) 国民年金

国民年金制度は、1985(昭和60)年改正により、1986(昭和61)年度から基礎年金制度として全国民共通の制度となったことから、1986(昭和61)年度前後で被保険者数や老齢年金受給者権数の捉え方に違いがある。すなわち、1986(昭和61)年度以降は、被保険者は従来の国民年金の被保険者だけではなく、被用者年金の被保険者も含まれており、老齢年金受給権者は従来の国民年金受給権者だけではなく、被用者年金の65歳以上の老齢年金受給権者も含まれている。したがって、国民年金における被保険者に対する老齢年金受給権者数の比率については、1986(昭和61)年度前後で区別する必要がある。

1986(昭和 61)年度前の国民年金制度は、自営業者等を対象とした制度であるが、国民皆年金の実現のために 1961(昭和 36)年に制度が発足して以来、より早期に十分な年金を給付できるよう年金の受給に必要な資格期間の短縮措置や給付への加算措置等の措置がとられてきたことなどから、老齢年金受給権者数や年金給付額は急速に増加した。一方、国民年金制度の被保険者数は、労働力人口が増加してきている一方で高度経済成長期以降における労働者のサラリーマン化や厚生年金の適用拡大の影響を受け、1980(昭和 55)年度以降はやや減少傾向となっている。このことから、国民年金制度における被保険者数に対する受給権者数の比率は急速に上昇し、1985(昭和 60)年度には 27.3%となった (第 2 - 2 - 12 表)。

1986(昭和61)年度以降の国民年金制度は、全国民共通の制度となったことから被保険者数や老齢年金受給権者数は日本全体の人口構成を反映したものとなっている。被保険者数はこれまでの少子化の影響から減少に転じている一方で、老齢年金受給権者数は老齢人口の大幅な増加を反映して増加してきていることから、被保険者数に対する老齢年金受給権者数の比率は上昇を続け、2018(平成30)年度末には52.4%となっている(第2-2-13表)。

第2-2-12表 国民年金の被保険者数に対する老齢年金受給権者数の 比率の推移(1985(昭和60)年度以前)

(年度末現在)

£ ±	被保険者数	老齢年金受給権者数	@ /@	(参考)
年度	①	2	2/1	1/2
	千人	千人	(%)	
昭和46(1971)	23, 669	229	1.0	103. 1
4 7 (1972)	24, 410	518	2. 1	47.1
4 8 (1973)	25, 136	789	3. 1	31.8
4 9 (1974)	25, 218	1, 382	5. 5	18. 2
5 0 (1975)	25, 884	2,731	10.6	9. 5
5 1 (1976)	26, 469	3, 395	12.8	7.8
5 2 (1977)	27, 198	3, 920	14. 4	6. 9
5 3 (1978)	27, 803	4, 426	15. 9	6.3
5 4 (1979)	27, 851	4,912	17.6	5. 7
5 5 (1980)	27, 596	5, 324	19.3	5. 2
5 6 (1981)	27, 111	5, 671	20.9	4.8
5 7 (1982)	26, 461	5, 994	22. 7	4.4
5 8 (1983)	25, 727	6, 305	24. 5	4. 1
5 9 (1984)	25, 339	6, 570	25.9	3.9
6 0 (1985)	25, 091	6,846	27.3	3. 7

第2-2-13表 国民年金(基礎年金)の被保険者数に対する 老齢年金受給権者数の比率の推移(1986(昭和61)年度以降)

(年度末現在)

from solve	被保険者数	老齢年金受給権者数	@ (@	(参考)
年度	①	2	2/1	1/2
	千人	千人	(%)	
昭和61 (1986)	63, 317	11, 243	17.8	5. 6
6 2 (1987)	64, 105	11, 714	18. 3	5. 5
6 3 (1988)	64, 929	12, 232	18.8	5. 3
平成 元 (1989)	65, 678	12, 716	19.4	5. 2
2 (1990)	66, 313	13, 291	20.0	5. 0
3 (1991)	68, 352	14,001	20.5	4. 9
4 (1992)	68, 941	14, 725	21.4	4. 7
5 (1993)	69, 276	15, 436	22.3	4. 5
6 (1994)	69, 548	16, 120	23. 2	4. 3
7 (1995)	69, 952	16, 869	24. 1	4. 1
8 (1996)	70, 195	17, 569	25.0	4.0
9 (1997)	70, 344	18, 380	26. 1	3.8
1 0 (1998)	70, 502	19, 091	27. 1	3. 7
1 1 (1999)	70, 616	19, 770	28.0	3. 6
1 2 (2000)	70, 491	20, 566	29. 2	3. 4
1 3 (2001)	70, 168	21, 308	30.4	3. 3
1 4 (2002)	69, 885	22, 117	31.6	3. 2
1 5 (2003)	69, 740	22, 837	32. 7	3. 1
1 6 (2004)	69, 746	23, 550	33.8	3. 0
1 7 (2005)	69, 878	24, 340	34.8	2. 9
1 8 (2006)	69, 762	25, 198	36. 1	2.8
1 9 (2007)	69, 352	26, 008	37. 5	2. 7
2 0 (2008)	68, 530	26, 904	39. 3	2. 5
2 1 (2009)	67, 857	27, 654	40.8	2. 5
2 2 (2010)	67, 342	28, 019	41.6	2. 4
2 3 (2011)	66, 739	28, 639	42.9	2. 3
2 4 (2012)	66, 174	29, 697	44. 9	2. 2
2 5 (2013)	65, 823	30, 682	46.6	2. 1
2 6 (2014)	65, 582	31, 595	48. 2	2. 1
2 7 (2015)	65, 346	32, 309	49. 4	2. 0
2 8 (2016)	65, 275	32, 827	50.3	2. 0
2 9 (2017)	65, 058	33, 723	51.8	1. 9
30 (2018)	64, 989	34, 086	52.4	1. 9

⁽注) 1 老齢年金受給権者数は、基礎年金に相当する給付とみなされる給付の支給を受けている者を含む。

^{2 65}歳以上の被用者年金被保険者であって、老齢または退職を支給事由とする年金の 受給権者は国民年金の第2号被保険者ではないため、国民年金被保険者数と公的年金 被保険者数は異なる。

4. 収支状況の動向

(1) 厚生年金

年金特別会計(厚生年金勘定)における厚生年金の実質的な収支状況を示したものが第2-2-14表である。ただし、[]内は、株式等の評価損益を運用収入に含める時価ベースで評価したものであり、現金ベースの収支を示す特別会計の決算とは異なる。

保険料収入の推移をみると、1965(昭和 40)年度の 2,974 億円に対して 2018(平成 30)年度には 107 倍の 31 兆 9,287 億円となっている。これは、被保険者数の増加、保険料率の引上げ、標準報酬月額の上昇(特にベア)等の要因によるものである。また、国庫負担も年金制度の成熟化に伴い、増加し続けている。なお、基礎年金の国庫負担割合は 2009(平成 21)年度より 2 分の 1 に引上げられた。一方、支出合計(実質)は、本格的に老齢年金の受給者が発生してきていること、給付改善が数次にわたり行われたこと等により、上記と同じく増加し続けてきたが、現在は支給開始年齢の引上げや制度の成熟に伴い、増加は緩やかになってきている。

特別会計の収支差引残をみると、2002(平成14)年度までは、毎年度、収入が支出を上回る黒字状況にあり、年度末積立金の額は毎年度増加してきた。しかし、段階的に引上げられてきた厚生年金の保険料率が1996(平成8)年度から2003(平成15)年度まで凍結されたため保険料収入が伸びず、一方で、高齢化の影響で支出が急速に伸びてきていたことから、収支状況は急速に悪化し、2003(平成15)年度以降においては収支差引残がマイナス(赤字)となり、年度末積立金(簿価ベース)が減少する傾向となっている。なお、2002(平成14)年度における農林年金の統合による移換金(1.6兆円)及び2004(平成16)年度における厚生年金基金の代行返上による移換金(5.4兆円)が双方の年度ともにそれぞれ収入に計上されたため収支が黒字となったが、この一時的な収入がなければ、2002(平成14)年度においては1.3兆円の赤字、2004(平成16)年度においては5.1兆円の赤字となっていた。

また、時価ベースの年度末積立金で評価すれば、2003(平成 15)年度から 2005(平成 17)年度にかけては、市場の運用環境が好調であったことから、積立金は増加したものの、2007(平成 19)年度及び 2008(平成 20)年度は世界的な金融市場の混乱により運用状況が悪化し、減少の幅が大きくなっていた。また、2012(平成 24)年度以降は運用収入が大きくプラスとなっているため、積立金は増加している。単年度でみると時価評価による変動はあるものの、今後も保険料率引上げ等の効果が現れるまでは、基本的には積立金の減少基調が続くものと考えられる。

第2-2-14表 厚生年金の収支状況の推移

(甾炔、陰田)

									(=	単位:億円) ┃
年月	雙			合計 (実質)	V77 177 -15- 18	w = 11	支出合計	収支	年度末	積立
			保険料収入	国庫負担	運用収入	その他	(実質)	差引残	積立金	度合
昭和40	(1965)	3, 815	2,974	57	784	1	398	3, 418	14, 414	29. 2
4 5	(1970)	10, 264	7, 479	278	2, 496	10	1,602	8, 662	44, 202	23.0
5 0	(1975)	31, 161	22,020	1,589	7,510	43	9, 701	21, 460	122, 869	10.6
5 5	(1980)	70, 393	47,007	5, 466	17,846	73	34, 073	36, 319	279, 838	7.5
6 0	(1985)	117, 599	75, 053	9, 135	33, 294	116	64, 613	52, 986	507, 828	7.3
6 1	(1986)	138, 390	86,018	15, 880	36, 410	82	93, 405	44, 985	552, 813	5. 6
6 2	(1987)	143, 559	89, 142	16, 436	37, 877	104	100, 351	43, 208	599, 638	5.6
6 3	(1988)	162, 490	94, 505	29, 619	38, 268	98	106, 002	56, 488	656, 126	5.8
平成元	(1989)	161, 103	104,910	16, 943	39, 159	91	115, 055	46, 048	702, 175	5.8
2	(1990)	194, 205	130, 507	21, 442	42, 152	105	127, 776	66, 430	768, 605	5.6
3	(1991)	212, 636	142, 141	23, 739	46, 652	104	141, 270	71, 366	839, 970	5.5
4	(1992)	225, 391	149, 550	26,060	49, 554	227	154, 021	71, 370	911, 340	5. 5
5	(1993)	232, 748	153, 476	28, 377	50, 772	123	165, 383	67, 365	978, 705	5. 6
6	(1994)	245, 929	163, 398	29, 791	52, 621	119	179, 316	66, 613	1, 045, 318	5. 5
7	(1995)	270, 624	186, 933	28, 295	55, 268	128	197, 831	72, 793	1, 118, 111	5. 4
8	(1996)	275, 059	193, 706	25, 169	56, 061	123	208, 591	66, 468	1, 184, 579	5.4
9	(1997)	297, 001	206, 832	27, 115	55, 637	7, 418	224, 020	72, 981	1, 257, 560	5.4
1 0	(1998)	290, 696	206, 151	28, 302	52, 164	4,079	239, 810	50, 886	1, 308, 446	5.3
1 1	(1999)	291, 035	202, 099	36, 356	47, 286	5, 294	251, 493	39, 542	1, 347, 988	5. 3
1 2	(2000)	283, 137	200, 512	37, 209	43, 067	2, 349	262, 320	20, 817	1, 368, 804	5. 2
1 3	(2001)	278, 198 [266, 131]	199, 360	38, 164	38, 607 [26, 541]	2, 067	273, 068	5, 130 [△ 6, 937]	1,373,934 [1,345,967]	5. 1 [5. 0]
1 4	(2002)	290, 775 [262, 436]	202, 034	40, 036	31, 071 [2, 731]	17, 635	287, 686	3, 089 [△ 25, 250]	1,377,023 [1,320,717]	4.8 [4.7]
1 5	(2003)	293, 543 [334, 890]	192, 425	41, 045	22, 884 [64, 232]	37, 188	296, 855	△ 3,312 [38,036]	1, 374, 110 [1, 359, 151]	4.7 [4.5]
1 6	(2004)	309, 140 [329, 948]	194, 537	42, 792	16, 125 [36, 934]	55, 686	306, 631	2, 509 [23, 317]	1, 376, 619 [1, 382, 468]	4.5 [4.5]
1 7	(2005)	300, 685 [374, 280]	200, 584	45, 394	18, 298 [91, 893]	36, 408	353, 284	△ 52,598 [20,997]	1,324,020 [1,403,465]	4. 4 [4. 4]
1 8	(2006)	297, 954 [315, 036]	209, 835	48, 285	25, 708 [42, 790]	14, 126	320, 994	\triangle 23,040 $[\triangle$ 5,958]	1,300,980 [1,397,509]	4. 1 [4. 4]
1 9	(2007)	299, 463 [234, 176]	219, 691	51, 659	16, 582 [△ 48, 705]	11, 531	329, 875	\triangle 30, 412 $[\triangle$ 95, 699]	1,270,568 [1,301,810]	4.0 [4.3]
2 0	(2008)	309, 480 [204, 546]	226, 905	54, 323	17, 682 [△ 87, 252]	10, 570	339, 860	△ 30,380 [△ 135,314]	1,240,188 [1,166,496]	3.8 [3.8]
2 1	(2009)	320, 463 [406, 671]	222, 409	77, 983	50 [86, 258]	20, 020	365, 599	△ 45, 136 [41, 072]	1, 195, 052 [1, 207, 568]	3. 4 [3. 2]
2 2	(2010)	319, 356 [313, 768]	227, 252	84, 326	2,518 [△ 3,069]	5, 259	379, 804	\triangle 60, 448 $[\triangle$ 66, 036]	1, 134, 604 [1, 141, 532]	3. 2 [3. 2]
	(2011)	326, 080 [348, 878]	234, 699	84, 992	1, 403 [24, 201]	4, 986	375, 420	\triangle 49, 341 $[\triangle$ 26, 542]	1,085,263 [1,114,990]	3.0 [3.0]
	(2012)	333, 206 [431, 948]	241, 549	80, 583	5, 965 [104, 707]	5, 109	368, 115	△ 34, 909 [63, 833]		3.0
2 5	(2013)	357, 754 [433, 686]	250, 472	83, 058	19, 396 [95, 329]	4, 827	376, 371	△ 18,617 [57,316]	1,031,737 [1,236,139]	2. 8 [3. 1]
2 6	(2014)	404, 902 [517, 656]	263, 196	87, 690	30, 008 [142, 762]	24, 008	387, 139	17, 763 [130, 517]	1,049,500	2.7
2 7	(2015)	420, 016 [369, 931]	278, 362	92, 264	3 [△ 50,081]	49, 387	397, 276	22, 740 [\(\triangle \) 27, 345]	1,072,240	2.7
2 8	(2016)	432, 733	294, 754	92, 458	5	45, 517	401,653	31, 080	1, 103, 321	2.7
2 9	(2017)	[506, 805] 428, 199	309, 442	94, 819	[74, 076] 5, 803	18, 135	412, 225	[105, 151] 15, 975	1, 119, 295	[3.3] 2.7
3 0	(2018)	[516, 797] 429, 814 [447, 944]	319, 287	97, 988	[94, 401] 4, 003 [22, 133]	8, 536	423, 677	[104, 573] 6, 136 [24, 267]	[1,549,035] 1,125,431 [1,573,302]	[3.5] 2.7 [3.7]

⁽注) 1 支出合計(実質)は、業務勘定から積立金への繰入の額を除いたものである。

² 昭和61(1986)年度以降の収入合計(実質)と支出合計(実質)は、基礎年金交付金、制度間調整交付金、 船員保険特別会計、労働保険特別会計より受入及び職域等費用納付金の額を除いたものである。 平成17年度以降の収入合計(実質)は、積立金より受入の額を除いたものである。 平成27年度以降の収入合計(実質)と支出合計(実質)は、厚生年金交付金の額を除いたものである。

³ 平成17年度以降の運用収入は、年金積立金管理運用独立行政法人納付金(平成17年度は年金資金運用基金納付金)を含む。

⁴ 上記の[]内は、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める

時価ベースで評価したものであり、現金ベースの収支を示す厚生年金の特別会計の決算とは異なる。 (ただし、平成15年については、さらに厚生年金基金の代行返上による物納399億円を含む。)

(2) 国民年金

国民年金の実質的な収支状況について示したものが第2-2-15表である。これは年金特別会計のうちの国民年金勘定(自営業者を中心とした第1号被保険者に係る年金勘定)の収支状況をまとめたものである。ここには、無拠出制である福祉年金分及び基礎年金勘定は含まれていない。また、[]内は、株式等の評価損益を運用収入に含める時価ベースで評価したものであり、現金ベースの収支を示す特別会計の決算とは異なる。

1985(昭和60)年度までの保険料収入は、保険料が、制度発足当初、35歳未満月額100円、35歳以上月額150円であったものが、給付改善等に伴い引上げられ、1985(昭和60)年度には月額6,740円となったことや、被保険者数が1961(昭和36)年度末の1,824万人から1985(昭和60)年度末の2,509万人へと約1.4倍になったことにより、年々増加していった。

1986(昭和 61)年度からは、被用者年金制度の被保険者の被扶養配偶者が国民年金の第3号被保険者とされたことにより、1986(昭和 61)年度の保険料収入は前年度に比べて減少したが、1987(昭和 62)年度から 1999(平成 11)年度にかけては、被保険者数の増加や保険料の引上げにより保険料収入は増加した。近年は、被保険者数の減少により保険料収入はやや減少傾向にある。

国庫負担については、制度発足当初は拠出時負担であったため、保険料収入の 増加に伴い伸びている。しかし、1974(昭和49)年1月から老齢年金の資格期間短 縮者の加算部分について新たに4分の1を給付時に国庫負担することとした一方 で、サラリーマンの被扶養配偶者の任意加入者(当時、被保険者全体の約5分の 1) の納付保険料に相当する部分についての国庫負担が拠出時負担から給付時負 担となり、また、1976(昭和51)年度からは、すべての国庫負担が拠出時負担から 給付時負担に改正されたことから、1974(昭和 49)年度及び 1976(昭和 51)年度は 前年度より国庫負担額が減少している。また、国庫負担額が、老齢福祉年金等の 経過的年金の受給者数の減少により 1989(平成元)年度までは減少し、その後は増 加するという特殊な曲線を描く状況に鑑み、1983(昭和58)年度から国民年金制度 に対する国庫負担額の平準化措置がとられたことにより、国庫負担額は当面大幅 に減少することとなった。そのためもあって、1983(昭和 58)年度及び 1984(昭和 59)年度の収支は赤字となっている。この国庫負担の平準化措置による国庫負担 の減額は 1988(昭和 63)年度で終了し、1990(平成 2)年度から 1997(平成 9)年度 までは過去の減額分の元本分が返済されているが、うち 1994(平成6)年度及び 1995(平成7)年度分については返済が繰り延べられていることから国庫負担額は 少なくなっている。2009(平成21)年度に基礎年金国庫負担割合2分の1(従来は 3分の1)への引上げが実現したことから、これ以降、国庫負担額は多くなる傾 向にあるが、2010(平成22)年度以降は、おおむね横ばいである。

支出の面をみると、年金受給者数の増加や給付水準の改善により年金給付額は上昇を続けていた。そのなかで、著しい変化を示しているのは、1973(昭和 48)年度から 1976(昭和 51)年度であるが、これは次のような理由によるものと考えられる。

- ① 1970年代前半の10年年金の受給権者の発生。
- ② 1975(昭和50)年度の5年年金の受給権者の発生。
- ③ 1974(昭和49)年から導入された年金額の改定措置と時期を同じくして、オイルショックによるインフレに伴い年金額が引上げられたこと。(1974(昭和49)年度16.1%、1975(昭和50)年度21.8%)

1986(昭和61)年度以降、基礎年金勘定からの繰入れである基礎年金交付金を差し引いた実質的な収入額でみると、1986(昭和61)年度の2.2 兆円から、1996(平成8)年度の3.8 兆円まで毎年度増加してきたが、それ以降は横ばい傾向にあり、2018(平成30)年度では3.5 兆円となっている。

特別会計の収支差引残をみると、国庫負担が繰り延べられた 1983 (昭和 58)年度、1984 (昭和 59)年度を除き、2001 (平成 13)年度までは毎年度の収入が支出を上回る黒字状況にあり、年度末積立金の額は毎年度増加してきた。しかしながら、厚生年金と同様に国民年金の保険料が 1998 (平成 10)年度から 2004 (平成 16)年度まで凍結され、被保険者数の減少や納付率の低下も重なって、収支状況は急速に悪化しており、2002 (平成 14)年度から 2013 (平成 25)年度までは、2010 (平成 22)年度を除き、収支差引残がマイナス (赤字)となり、年度末積立金 (簿価ベース)が減少している。それ以降は、年金積立金の運用が好調だったことにより、収支差引残はおおむねプラス (黒字)となっている。

時価ベースで収支差引残をみれば、2003(平成 15)年度は市場の運用環境が好調であったことから年度末積立金は増加したものの、それ以降は 2008(平成 20)年度まで減少している。2009(平成 21)年度に国庫負担割合 2分の1への引上げが実現したことにより改善している。

第2-2-15表 国民年金の収支状況の推移

(単位・億円)

					1	1	(単位:億円)
from order	収入合計				支出合計	収支	年度末
年度	(実質)	保険料収入	国庫負担	運用収入	(実質)	差引残	積立金
	_						
昭和36 (1961)	305	184	116	5	0	305	305
4 0 (1965)	497	248	146	103	19	478	1,946
4 5 (1970)	1,849	1,064	394	391	163	1, 686	7, 271
5 0 (1975)	6, 938	3, 690	2, 133	1, 093	4, 623	2, 315	18, 147
5 5 (1980)	19, 077	11,824	5, 420	1, 507	15, 976	3, 101	26, 387
5 6 (1981)	20, 601	12, 404	5, 996	1, 824	18, 662	1, 939	28, 093
5 7 (1982)	23, 866	13, 761	7, 905	1, 915	20, 946	2, 921	30, 699
5 8 (1983)	21, 789	14, 604	4, 895	1, 926	22, 839	△ 1,049	29, 276
5 9 (1984)	24, 226	15, 007	6, 957	1, 841	24, 616	△ 390	27, 633
6 0 (1985)	27, 323	15, 762	8, 431	1,827	26, 882	441	25, 939
6 1 (1986)	22, 209	12, 127	6, 567	1, 332	16, 621	5, 588	21, 912
6 2 (1987)	23, 652	12, 621	7, 259	1, 338	17,008	6, 644	26, 197
6 3 (1988)	25, 947	12, 844	9, 197	1, 497	20, 378	5, 569	29, 409
平成 元 (1989)	26, 458	12,841	9,700	1, 514	21, 300	5, 157	32, 216
2 (1990)	26, 737	13, 053	9, 548	1, 737	20, 297	6, 440	36, 317
3 (1991)	29, 631	14, 505	10, 683	2, 057	20, 046	9, 585	43, 572
4 (1992) 5 (1993)	31, 900	15, 416	11, 550 12, 382	2, 551	21,875	10, 025	51, 275
6 (1994)	34, 011 33, 584	16, 466	12, 382	2, 789	24, 510	9, 501	58, 468 63, 712
6 (1994) 7 (1995)	33, 584	17, 296 18, 251	10, 889	3, 043 3, 184	26, 811 28, 049	6, 773 6, 813	69, 516
7 (1995) 8 (1996)	38, 240	19, 209	14, 679	3, 184	28, 752	9, 488	78, 493
9 (1997)	36, 738	19, 209	13, 322	3, 405	30, 548	6, 190	84, 683
1 0 (1998)	36, 393	19, 455	13, 322	3, 368	31, 456	4, 936	89, 619
1 1 (1999)	36, 529	20, 025	13, 203	3, 236	31, 430	4, 936	94, 617
1 2 (2000)	36, 187	19,678	13, 637	2, 828	32, 596	3, 591	98, 208
1 3 (2001)	36, 143	19, 538	14, 307	2, 828	34, 861	1, 282	99, 490
	[35, 126]			[1, 246]		[265]	[97, 348]
1 4 (2002)	35, 453 [33, 184]	18, 958	14, 565	1,897 [△ 371]	35, 834	△ 382 [△ 2,650]	99, 108 [94, 698]
1 5 (2003)	36, 142 39, 101]	19, 627	14, 963	1, 523 [4, 482]	36, 639	\triangle 497 [2, 462]	98, 612 [97, 160]
1 6 (2004)	35, 633 [37, 244]	19, 354	15, 219	1, 044 [2, 654]	37, 253		96, 991 [97, 151]
1 7 (2005)	37, 873 [42, 966]	19, 480	17, 020	1, 357 [6, 451]	43, 350	△ 5,478 [△ 384]	91, 514 [96, 766]
1 8 (2006)	39, 228 [40, 143]	19, 038	17, 971	1,965 [2,879]	43, 082		87, 660 [93, 828]
1 9 (2007)	38, 466 [34, 281]	18, 582	18, 436	1,113 [△ 3,073]	43, 435	\triangle 4, 968 [\triangle 9, 153]	82, 692 [84, 674]
2 0 (2008)	37, 545 [30, 528]	17, 470	18, 558	1,093 [△ 5,924]	43, 317	\triangle 5,772 $[\triangle$ 12,789]	76, 920 [71, 885]
2 1 (2009)	37, 813 [43, 106]	16, 950	20, 554	3 [5, 296]	39, 911	\triangle 2,098 [3,195]	74, 822 [75, 079]
2 2 (2010)	34, 010 [33, 812]	16, 717	16, 898	3 [△ 194]	31, 498	2, 511 [2, 314]	77, 333 [77, 394]
2 3 (2011)	34, 701 [36, 348]	15, 807	18, 660	15 [1,662]	34, 717	△ 15 [1,632]	77, 318 [79, 025]
2 4 (2012)	38, 616 [45, 566]	16, 124	21, 938	343 [7, 293]	43, 145	△ 4,529 [2,421]	72, 789 [81, 446]
2 5 (2013)	39, 178 [44, 067]	16, 178	21, 119	1, 733 [6, 622]	41,021	△ 1,844 [3,046]	70, 945 [84, 492]
2 6 (2014)	38, 375 [45, 530]	16, 255	19, 283	2, 710 [9, 865]	37, 355	1, 020 [8, 175]	71, 965 [92, 667]
2 7 (2015)	36, 122 [29, 956]	15, 139	18, 094	2, 750 [△ 3, 417]	34, 854	1, 268 [\(\triangle 4, 899\)]	73, 233 [87, 768]
2 8 (2016)	38, 035	15, 069	19, 966	2, 907	38, 082	△ 47	73, 186
2 9 (2017)	[39, 982] 36, 733	13, 964	19, 363	[4,854] 3,297	36, 787	$\begin{bmatrix} 1,900 \end{bmatrix}$ $\triangle 54$	[89, 668] 73, 132
3 0 (2018)	[39, 329] 35, 481	13, 904	18, 207	[5, 892] 3, 300	34, 176	[2,542] 1,305	[92, 210] 74, 437
	[33, 509]			[1, 329]		[△ 667]	[91,543]

⁽注) 1 支出合計(実質)は、業務勘定から積立金への繰入の額を除いたものである。 2 昭和61年度以降の収入合計(実質)と支出合計(実質)は、基礎年金交付金の額を除いたものである。また、 平成17年度以降の収入合計(実質)は、積立金より受入の額を除いたものである。

³ 平成17年度以降の運用収入は、年金積立金管理運用独立行政法人納付金(平成17年度は年金資金運用基金納付 金)を含むものである。

⁴ 上記の[]内は、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収 入に含める時価ベースで評価したものである。

第3節

2004(平成 16)年以前の制度改正と 財政再計算

我が国の国民一般を対象とした公的年金制度の主な起源は、戦時中の 1942(昭和 17)年に創設された労働者年金保険制度の流れを汲んだ厚生年金制度と、1961(昭和 36)年に創設された国民年金制度である。

その後、我が国は高度経済成長やオイルショックなどを経験し、厚生年金制度 や国民年金制度はそうした状況に対応すべく逐次給付改善を行い、物価スライド や賃金再評価の導入などの改正を経て発展してきた。

1975(昭和50)年代までは、自営業者を中心とした国民年金と被用者の年金制度である厚生年金及び共済年金制度が全く別制度として分立していたが、第1次産業を中心とした社会から第2次・第3次産業を中心とした社会へ産業構造が変化してきたことにより財政基盤が不安定になるといった問題が生じていた。このような産業構造・就業構造の変化に対応できるよう、1985(昭和60)年改正において基礎年金制度が導入され、全国民共通である定額の基礎年金を1階部分とし、被用者については基礎年金に上乗せして報酬比例の2階部分を組み合わせる体系へと再編された。

このような流れを経て発展してきた公的年金制度においては、少なくとも5年に1度、財政再計算が行われ、併せて必要な制度改正や保険料水準の改定が行われてきたが、2004(平成16)年の制度改正以降は、将来の保険料水準を固定した上で、少なくとも5年に1度行われる「財政検証」において長期的に財政の均衡が保たれるかについて検証し、その中で将来の給付水準の見通しを示す方式へと移行した。ここでは、1942(昭和17)年の労働者年金保険制度の創設以来、社会・経済情勢の変化に伴い行われてきた、制度改正と財政再計算について概観する。

1. 我が国の公的年金制度の創設 ~1985(昭和60)年の基礎年金制度の導入まで

(1) 国民皆年金制度の実現(1942(昭和17)年から1961(昭和46)年まで)

① 労働者年金保険制度の創設

1942(昭和17)年に、主に工場や鉱山で働く男子労働者を対象とした労働者年金保険制度が創設された。創設当時より老齢年金、障害年金、遺族年金の給付が設けられており、老齢年金は、被保険者期間が20年以上の者に55歳より支給することとされていた。

制度創設当時の保険料率は、月収の 6.4% (ただし坑内員は8%) と定められた。この保険料率は、将来にわたって一定の保険料率を徴収することとした場合に必要な水準として計算される平準保険料率を基準に定められた。また、国庫負担は、給付費の 10% (坑内員は 20%) とされた。

その後、1944(昭和19)年には名称が厚生年金保険と改められ、適用事業所の 範囲の拡大や、女子への適用拡大も行われた。また、給付水準も改善されたが、 それに伴い、保険料率も月収の11%(坑内員は15%)に引上げられた。

② 戦後の保険料率の引下げ

当時の厚生年金制度には賃金再評価・物価スライドの仕組みが組み込まれていなかったため、戦後の急速なインフレにより、給付の実質価値が大幅に低下してしまった。このため、1948(昭和23)年改正においてインフレに対応するため、当時既に支給の始まっていた業務上の障害年金及び遺族年金について大幅な給付増額が行われた。

一方、この改正で、保険料負担については、戦後の混乱期における被保険者と事業主の負担能力を考慮し、保険料率を月収の3%(坑内員は3.5%)に引き下げた。当時は平準保険料を念頭において財政運営がなされており、当時計算された平準保険料率は、男子9.4%、女子5.5%、坑内員12.3%であったことから、引き下げられた保険料率は暫定的なものとされた。

このように、急速なインフレにより積立金の実質価値が大幅に低下したことと、保険料を大幅に引き下げたことにより、これ以後、厚生年金は、実質的には賦課方式を基本とした制度となったと考えることもできる。

③ 1954(昭和 29)年の厚生年金保険法の全面改正

政府が緊縮財政を進めた結果、戦後の急激なインフレは 1950(昭和 25)年頃からやや沈静化してきたが、厚生年金の老齢年金の給付水準はインフレ前の低い標準報酬が反映されるなどして十分ではなかった。また、被用者でも業種によっては適用されないなどの問題があったため、厚生年金の老齢年金受給者が実際に発生する 1954(昭和 29)年までに、厚生年金保険制度は戦後の新時代の要請に沿うような制度へと全面的に改正されることとなった。

1953(昭和 28)年の改正では、適用範囲が建築・医療・通信などの業種にまで拡大された。また、1954(昭和 29)年の改正では給付体系が、定額部分に報酬比例の給付を上乗せする体系に改められた。なお、当時の定額部分は加入期間にかかわらず、一律定額とされていた。国庫負担についても給付費の 15%に引上げられた(坑内員の国庫負担は 20%で据え置き。)。

【老齢年金の基本設計(1954(昭和29)年改正)】

• 支給開始年齡: 男子 60 歳、女子 55 歳

5.0

・老齢年金の年金額

年金額 = 24,000 円 + 平均標準報酬月額 × 5/1000 × 加入月数

保険料については、第2-3-1表のとおり計算されたが、平準保険料をそ のまま適用することは社会情勢上困難であったので、従来の暫定保険料率をそ のまま据え置き、その後、段階的に保険料率を引上げる段階保険料方式が採用 されることとなった。

また、法律に「保険料率は、(中略)将来にわたつて、財政の均衡を保つこと ができるものでなければならず、且つ、少なくとも五年ごとに、この基準に従 つて再計算されるべきものとする」と規定され、以後、少なくとも5年に1度 の財政再計算が義務づけられることとなった。しかしながら、段階保険料方式 が、法律上明記されることとなったのは、「保険料率は、(中略)基準に適合す るに至るまでの間、段階的に引上げられるべきものとする」との規定が盛り込 まれた 1965 (昭和 40) 年改正のことであった。

段階保険料率

第2-3-1表 1954(昭和29)年財政再計算結果

年 度		区が当初10 降4.5%の場		予定利率:	予定利率が全期間5.5%の場合	
	男 子	女 子	坑内員	男 子	女 子	坑内員
	%	%	%	%	%	%
昭和29(1954)年度~	3.0	3.0	3.5	3.0	3.0	3.5
昭和34(1959)年度~	4.0		4.8	4.0		4.8
昭和39(1964)年度~	5.0	4.0	6.0	4.5	3.2	5.4
昭和44(1969)年度~	6.1		7.3	4.0		0.4
平 準 保 険 料 率						
予定利率が当初10年間5%以	定利率が当初10年間5%以降4.5%の場合 予定利率が全期間5.5%					揚合
男 子 女 子	坑内員	Į !	男 子	女子	<u> </u>	亢内員
%		%	%		%	%

なお、当時の財政再計算では、将来の物価上昇や賃金上昇(ベア)を見込ま ず保険料収入や年金給付費を推計していた。これは、1973(昭和48)年改正で年 金の賃金再評価・物価スライドが導入されるまでは、財政再計算において将来 の物価上昇や賃金上昇(ベア)を見込むこととすると、給付は名目額で据え置 かれたまま、保険料収入のみがベアに応じて増大するという前提で、過度に楽 観的な財政見通しを示すことになり、不適切と判断されたからである。

3.6 6.0 4.1 3.1

4.9

④ 1961(昭和36)年の国民年金制度の創設による国民皆年金の確立

戦後の復興期を終えた 1950 年代当時、自営業者等は公的年金制度の対象になっていなかったが、高齢化による老後生活への不安や、戦後の家族制度の変革に伴う核家族化の進行などを背景として、全国民に老後の所得保障を与える国民皆年金を望む声が次第に高まってきていた。1958(昭和 33)年には国民健康保険制度が改正されて国民皆保険が実現しており、また当時のいわゆる神武景気の中で財源が捻出しやすかったことから独自に敬老年金を支給していた地方自治体もあった。こうした流れを受けて、既存の公的年金制度に加入していなかった自営業者等を適用対象とした国民年金制度が創設され、無拠出制については 1959(昭和 34)年から、拠出制については 1961(昭和 36)年からそれぞれ実施に移された。

当時、国民年金では、被用者の被扶養配偶者は任意加入とされた。保険給付として老齢年金、障害年金、母子・遺児・寡婦年金等が設けられ、老齢年金は保険料納付期間に応じた定額の給付とされた。また、保険料も定額保険料とされ、平準保険料に基づき月額 100 円 (35 歳以上の者は 150 円) に設定された。

国庫負担については、拠出時負担となっており、保険料の2分の1が国庫負担であった。これは、保険料負担と国庫負担の比率が2対1であることを意味しており、現在の給付時負担で考えると給付費の3分の1の国庫負担割合に相当する。

【老齢年金の基本設計(1959(昭和34)年改正)】

国民年金: 年金額=12,000円+10年超20年未満保険料納付年数×600円

+20年超保険料納付年数×1,200円

厚生年金: 年金額=平均標準報酬×6/1000×加入月数+24,000 円

第2-3-2表 1959(昭和34)年財政再計算結果

厚生年金

段階保険料率						
年 度		男 子	女 子	坑内員		
		%	%	%		
昭和36(1961)	年度~	3.5	3.0	4.2		
昭和41(1966)	年度~	4.0	3.1	4.8		
昭和46(1971)年度~		4.5	3.1	5.4		
昭和51(1976)年度~		4.9	3.1	5.9		
平準保険料率						
男 子 女		子	坑P	勺員		
%		%		%		
4.4		3.1		5.2		

国民年金

平準保険料	
	田
128.	3

(注) 予定利率 5.5%

(注) 予定利率 5.5%

(2) 公的年金の拡充(1965(昭和40)年改正から1980(昭和55)年改正まで)

厚生年金については、1954(昭和29)年改正において大幅な見直しが行われたが、その後の賃金や物価の上昇に伴って、年金の実質価値が低下し、給付水準が不十分であるという指摘が各方面から起こった。このようなことから、1960(昭和35)年改正により、厚生年金について、報酬比例部分の給付乗率を1000分の5から1000分の6に引上げる改正が行われ、同時に、1948(昭和23)年から月収の3%で据え置かれていた保険料率についても月収の3.5%(女子3%、坑内員4.2%)に引上げられた。以後、厚生年金の保険料率は、経済の発展や高齢化の進展に伴い段階的に引上げられていくこととなる。

また、1961(昭和36)年の国民年金制度の発足後、1960年代の高度成長を通じ、 国民の生活水準が向上したことに伴い、国民年金、厚生年金では、財政再計算ご とに逐次給付水準が引上げられた。そして、1973(昭和48)年改正により、賃金再 評価・物価スライドの仕組みが制度に組み込まれることとなった。

① 1965(昭和40)年改正(1万円年金の実現)

1965(昭和40)年改正により、厚生年金は、それまで一律定額であった定額部分の給付を加入月数に比例する仕組みに改めた上で額を引上げるとともに、報酬比例部分の乗率を1000分の6から1000分の10へ引上げ、標準的な老齢年金の月額が1万円となる年金(1万円年金)が実現した。

一方、1961(昭和36)年に創設された国民年金は2千万人規模の被保険者を抱くまでになり、高齢化の進行に伴う老後の所得保障への国民の関心の高まりから、やはりその給付水準の拡充が望まれていた。厚生年金で1万円年金が実現されたこともあって、国民年金に関する議論が活発に行われ、厚生年金の定額

部分が国民年金に相当するとの考え方から、被保険者1人あたりの標準的な年金月額が5千円(夫婦で1万円)となるように給付水準が引上げられた。

【老齢年金の基本設計(1965(昭和40)年改正)】

国民年金: 年金額=保険料納付年数×2,400円

厚生年金: 年金額=平均標準報酬月額×10/1000×加入月数+250円×加入月数

国民年金では制度創設当初は平準保険料に基づいて保険料を設定していたが、給付水準の大幅な改善による保険料負担の急激な増加を抑えるため、厚生年金と同様、段階的に保険料を引上げる段階保険料方式を採用することとなった。以後、国民年金の保険料は、経済の発展とそれに伴う給付改善や高齢化の進展に併せ、厚生年金と同様に段階的に引上げられていくこととなる。また、国民年金の財政方式についても賦課方式的な考え方に移行することとなった。また、この改正により、厚生年金の国庫負担は給付費の15%(坑内員20%)から20%(坑内員25%)へ引上げられた。

第2-3-3表 1965(昭和40)年財政再計算結果

厚生年金

	段階保	険料率	<u>K</u>		
年 度		男 子	女 子	坑内員	
		%	%	%	
昭和40(1965)年	三5月~	5.5	3.9	6.7	
昭和45(1970)年	5月~	6.0	4.3	7.2	
昭和50(1975)年	三5月~	6.5	4.8	7.7	
昭和55(1980)年	三5月~	7.0	5.3	8.2	
昭和60(1985)年	5月~	7.5	5.8	8.7	
平成 2(1990)年	₹5月~	8.0	6.3	9.2	
平成 7(1995)年5月~		8.5	6.8	9.7	
平成12(2000)年5月~		9.0	7.3	10.2	
平成17(2005)年5月~		9.0	7.7	10.2	
平準保険料率					
男 子	女	子	坑P	勺員	
%		%		%	
6.9		5.3		15.8	

国民年金(41年財政再計算分)

段階保険料月額					
年 度	35歳未満	35歳以上			
	円	円			
~昭和41(1966)年12月	100	150			
昭和42(1967)年1月~	200	250			
昭和44(1969)年1月~	250	300			
昭和46(1971)年4月~	300	350			
昭和51(1976)年4月~	400	450			
昭和56(1981)年4月~		508			
平準保	険 料				
	•	円			
		403			

(注) 予定利率 5.5%

(注) 予定利率 5.5%

② 1969(昭和44)年改正(2万円年金の実現)

前回の改正において給付水準が引上げられたが、当時の経済の高度成長とそれに伴う生活水準の向上、また、高齢化、核家族化の進展などによる老後の所得保障へ関心の高まりから、年金給付水準の一層の充実が望まれていた。

そこで、厚生年金については、定額部分の給付単価を引上げるとともに過去の低い標準報酬を報酬比例部分の年金額の算定基礎から除外し、標準的な年金月額が2万円程度となるよう改正された。国民年金についても、給付単価を引上げ、標準的な年金月額が1万円(夫婦で2万円)となるよう改正が行われることとなった。

【老齢年金の基本設計(1969(昭和44)年改正)】

国民年金: 年金額=保険料納付年数×3,840円

厚生年金: 年金額=平均標準報酬月額×10/1000×加入月数+400円×加入月数

第2-3-4表 1969(昭和44)年財政再計算結果

厚生年金

段 階 保 険 料 率							
年 度		男 子	女 子	坑内員			
		%	%	%			
昭和44(1969)年11月~	,	6.2	4.6	7.4			
昭和46(1971)年11月~	,	6.4	4.8	7.6			
昭和50(1975)年 4月~	,	6.9	5.3	8.1			
昭和55(1980)年 4月~	,	7.4	5.8	8.6			
昭和60(1985)年 4月~	,	7.9	6.3	9.1			
平成 2(1990)年 4月~	(8.4	6.8	9.6			
平成 7(1995)年 4月~)	9.4	7.8	10.6			
平成12(2000)年 4月~	,	10.4	8.8	11.6			
平成17(2005)年 4月~	,	11.4	9.4	12.6			
平成22(2010)年 4月~	,	12.4	9.4	13.6			
平成27(2015)年 4月~	,	13.4	9.4	14.6			
平成32(2020)年 4月~	,	14.4	9.4	15.6			
平成37(2025)年 4月~	,	15.4	9.4	16.6			
平成42(2030)年 4月~	,	15.6	9.4	16.8			
平準化	平準保険料率						
男子	女 子		坑മ	勺員			
%		%		%			
8.5		6.4		20.4			

国民年金

段階保険料。	月額
年 度	
	円
昭和45(1970)年7月~	450
昭和47(1972)年7月~	550
昭和50(1975)年4月~	650
昭和55(1980)年4月~	750
昭和60(1985)年4月~	850
平成 2(1990)年4月~	950
平成 7(1995)年4月~	1,050
平成12(2000)年4月~	1,250
平成17(2005)年4月~	1,450
平成22(2010)年4月~	1,640
平準保険	料 料
	円
	862

(注) 予定利率 5.5%

(注) 予定利率 5.5%

③ 1973 (昭和48)年改正(5万円年金の実現;賃金再評価・物価スライド制の導入)

我が国は急速に高齢化社会を迎えようとしていたが、引き続き核家族化の進展や扶養意識の変化などにより高齢者を取り巻く環境は著しく変化しつつあった。そのため、老後の所得保障の問題に対する国民の関心はかつてないほど高まっていた。また、経済の高度成長に伴い物価水準等が上昇していく中で、

年金給付の実質価値の低下が問題となっていた。

このような社会状況の中で、1973(昭和48)年改正により、賃金再評価・物価スライドの仕組みが、厚生年金、国民年金に組み込まれることとなった。また、厚生年金の給付水準は、現役の厚生年金被保険者の平均賃金の60%程度の水準を目標とする考え方で設定され、その結果、標準的なケースでの年金月額は5万円程度とされた。国民年金においても、標準的な年金月額が2万5千円程度(夫婦で5万円程度)となるような給付水準に改められた。

【老齢年金の基本設計(1973(昭和48)年改正)】

国民年金:年金額=保険料納付年数×9,600円

厚生年金:年金額=平均標準報酬月額(再評価後)×10/1000×加入月数+1,000円×加入月数

賃金再評価・物価スライドの仕組みが導入されたことから、保険料設定に際しては、従来のような物価、賃金の上昇を織り込まない静態的な見通しではなく、経済的変動を織り込んだ動態的な将来の収支見通しを用いるようになった。またこれに伴い、1973(昭和48)年以降の財政再計算では、収支見通しの基礎となる将来の被保険者数見通しは人口問題研究所(現 国立社会保障・人口問題研究所)の「日本の将来推計人口」に基づいて設定されるようになった。なお、従来どおりの静態的な計算に基づく平準保険料についても、参考として引き続き算出された。

第2-3-5表 1973(昭和48)年財政再計算結果

厚生年金

段階保険料率					
年 度		男 子	女 子	坑内員	
		%	%	%	
~昭和48(197)	3)年10月	6.4	4.8	7.6	
昭和48(1973)年1	1月~	7.6	5.8	8.8	
昭和53(1978)年1	1月~	9.1	7.3	10.3	
昭和58(1983)年1	1月~	10.6	8.8	11.8	
昭和63(1988)年1	1月~	12.4	10.6	13.6	
平成 5(1993)年1	1月~	14.2	12.4	15.4	
平成10(1998)年1	平成10(1998)年11月~		14.2	17.2	
平成15(2003)年1	1月~	17.8	16.0	19.0	
平成20(2008)年1	1月~	19.6	17.8	20.8	
(参考)平準保険料率					
男 子	女 子		坑卢	<u> </u>	
%		%		%	
10.5		13.9		46.9	

(注1) 賃金上昇率

昭和48年度から昭和52年度まで 年率13%

 " 53 "
 57 "
 " 10%

 " 58 "
 62 "
 " 8%

 " 63年度以降
 " 7%

63年度以降運用利回り 6.2%物価上昇率 5.0%

(注2) 平準保険料率については予定利率5.5%で算定

国民年金

段階保険料月額(名目)					
年 度					
	円				
昭和49(1974)年1月~	900				
昭和50(1975)年1月~	1,100				
昭和51(1976)年1月~	1,300				
昭和52(1977)年1月~	1,500				
昭和53(1978)年1月~	1,700				
昭和54(1979)年1月~	2,000				
昭和55(1980)年1月~	2,300				
昭和56(1981)年1月~	2,600				
昭和57(1982)年1月~	2,900				
昭和58(1983)年1月~	3,200				
昭和59(1984)年1月~	3,500				
昭和60(1985)年1月~	3,800				
昭和61(1986)年1月~	4,100				
平成 3(1991)年1月~	6,600				
平成 8(1996)年1月~	10,500				
平成13(2001)年1月~	16,800				
平成18(2006)年1月~	25,800				
平成23(2011)年1月~	35,800				
(参考)平準保険	<u></u> 段料				
	円				
	2,661				

- (注1) 年金改定率 5.0%
- (注2) 平準保険料については予定利率5.5%で算定

④ 1976(昭和51)年改正及び1980(昭和55)年改正

オイルショックに伴って猛烈なインフレーションが起こったが、1973(昭和48)年改正で導入されたばかりの年金額の自動改定規定は直ちに効果を発揮することとなった。

社会情勢の変化を踏まえ、賃金上昇に伴う再評価率の改定等の給付改善と保険料の引上げを主な内容とした法改正が、1976(昭和 51)年及び 1980(昭和 55)年に行われ、同時に財政再計算も実施された。

また、1976(昭和51)年改正では、国民年金の国庫負担が拠出時負担から給付 時負担となり、給付費の3分の1が国庫負担となった。 【老齢年金の基本設計(1976(昭和51)年改正)】

国民年金:年金額=保険料納付年数×15,600円

厚生年金:年金額=平均標準報酬月額(再評価後)×10/1000×加入月数+1,650円×加入月数

第2-3-6表 1976(昭和51)年財政再計算

厚生年金

	段階保険料率					
年 度		男 子	女 子	坑内員		
		%	%	%		
昭和51(1976)年	8月~	9.1	7.3	10.3		
昭和56(1981)年		10.9	9.1	12.1		
昭和61(1986)年	8月~	12.7	10.9	13.9		
平成 3(1991)年	平成 3(1991)年8月~		12.9	15.9		
平成 8(1996)年	8月~	16.7	14.9	17.9		
平成13(2001)年		18.7	16.9	19.9		
平成18(2006)年8月~		20.7	18.9	21.9		
((参考)平準保険料率					
男 子	女	子	坑内	勺員		
%		%		%		
13.9		20.0		61.5		

(注1) 賃金上昇率 昭和51年度から昭和55年度 10%

昭和56年度から昭和60年度 8%

昭和61年度以降 6%

運用利回り 昭和51年度から昭和55年度 6.5%

昭和56年度から昭和60年度 6.2% 昭和61年度以降 6%

(注2) 平準保険料率については予定利率5.5%で算定

国民年金

	(
段階保険料月額	(51年度価格)
年 度	
	円
昭和51(1976)年	1,400
昭和52(1977)年	2,200
昭和53(1978)年	2,500
昭和54(1979)年	2,800
昭和55(1980)年	3,100
昭和56(1981)年	3,400
昭和57(1982)年	3,700
昭和58(1983)年	3,900
昭和59(1984)年	4,100
昭和60(1985)年	4,300
平成 2(1990)年	5,300
平成 7(1995)年	6,300
平成12(2000)年	7,150
平成17(2005)年	7,900
平成22(2010)年~	8,650
(参考)平準	基保険料
	円
	5,040
	,

(注1)利回り年金改定率6.0%6.0%

(注2) 平準保険料については予定利率 5.5%で算定

【老齢年金の基本設計 (1980(昭和 55)年改正)】

国民年金:年金額=保険料納付年数×20,160円

厚生年金:年金額=平均標準報酬月額(再評価後)×10/1000×加入月数+2,050 円×加入月数

第2-3-7表 1980(昭和55)年財政再計算結果

厚生年金

段階保険料率					
年 度	男 子	女 子	坑内員		
	%	%	%		
昭和55(1980)年10月~	10.6	8.9	11.8		
昭和56(1981)年10月~	10.6	9.0	11.8		
昭和57(1982)年10月~	10.6	9.1	11.8		
昭和58(1983)年10月~	10.6	9.2	11.8		
昭和59(1984)年10月~	10.6	9.3	11.8		
昭和60(1985)年10月~	12.4	11.2	13.6		
昭和61(1986)年10月~	12.4	11.3	13.6		
昭和62(1987)年10月~	12.4	11.4	13.6		
昭和63(1988)年10月~	12.4	11.5	13.6		
平成元(1989)年10月~	12.4	11.6	13.6		
平成 2(1990)年10月~	14.2	13.5	15.4		
平成 7(1995)年10月~	16.0	15.8	17.2		
平成12(2000)年10月~	17.8	17.8	19.0		
平成17(2005)年10月~	19.6	19.6	20.8		
平成22(2010)年10月~	30.6	30.6	31.8		
平成27(2015)年10月~	34.1	34.1	35.3		
平成32(2020)年10月~	34.9	34.9	36.1		
(参考)平準保険料率					
男 子 女	子		勺員		
%	%		%		
19.1	26.4		65.6		

(注1) 年金額は今回の改正法で設定された給付水準が 維持されていくものと仮定した。

(注2) 賃金上昇率7.0%物価上昇率5.0%運用利回り6.0%

(注3) 平準保険料率については予定利率5.5%で算定

国民年金

段階保険料月額(55年度価格)
年 度	
	円
昭和55(1980)年	3,770
昭和56(1981)年	4,500
昭和57(1982)年	4,850
昭和58(1983)年	5,200
昭和59(1984)年	5,550
昭和60(1985)年	5,900
昭和61(1986)年	6,250
昭和62(1987)年	6,600
昭和63(1988)年	6,950
平成元(1989)年	7,300
平成 2(1990)年	7,650
平成 7(1995)年	9,400
平成12(2000)年	11,150
平成17(2005)年	12,900
平成22(2010)年	14,650
平成27(2015)年~	15,700
(参考)平準	保険料
	円
	7,980

(注1) 物価上昇率5.0%運用利回り6.0%年金改定率8.0%(注2) 平準保険料については予定

利率5.5%で算定

2. 1985 (昭和 60)年改正~基礎年金制度の導入

(1) 改正の背景

昭和30年代に国民皆年金体制ができ、昭和40年代に給付水準の引上げや給付 内容の改善を行った我が国の年金制度は、昭和50年代に入ると、各制度間の不均 衡、格差が目立ち、その是正が課題となった。また、年金財政の長期的安定を図 るための給付と負担の見直しも大きな課題となった。

このような課題が生じた第一の背景としては、経済基調の変化と国の財政の悪化がある。昭和50年代には高度経済成長が終わり、社会保障を含む改革と財政再建が最大の政治課題となった。

第二の背景は、急速な人口の高齢化と社会保障費の増大である。人口の高齢化と平均寿命の伸長により昭和50年代から年金受給者は急増し、昭和40年代の大幅な給付改善と相まって、保険料負担の面から、年金制度の安定的維持についての懸念が生じ始めた。

第三の背景は、年金制度の分立が内包していた問題点の顕在化である。我が国の年金制度は、様々な歴史的背景から、職域により国民年金、厚生年金、共済年金に分立し、それぞれ独自の運営をし、制度の規模や給付内容、保険料率や掛金率に大きな違いがあった。昭和30年代、40年代に各制度が給付改善を行った結果、制度間の格差や不均衡が目立ち始め、その是正、統一を求める意見が強くなっていた。

第四の背景は、昭和 30 年代、40 年代における産業構造、就業構造の変化による年金制度の制度別被保険者数、加入者数の変化の違いである。厚生年金の被保険者数が昭和 30 年代から 50 年代にかけて 3 倍近くに増える一方、船員保険の加入者数や国鉄共済組合の組合員数は減少し、また、国民年金は、加入者数はそれほど増えない一方で受給者は早く発生する等、制度によって加入者数の増減が異なり、それぞれの制度の加入者に対する年金受給者の比率が大きく異なることとなった。このように、産業構造、就業構造の変化が、特定の職業・職域を対象とする年金制度の存続の基盤を揺るがしかねなくなってきた。

上記のような背景を踏まえ、基礎年金の導入を柱とした 1985(昭和 60)年年金制度改正が行われた。

(2) 改正の背景

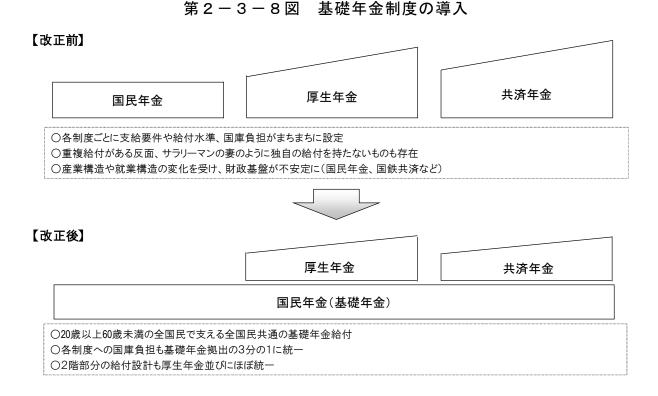
① 基礎年金制度の導入

1985(昭和60)年改正の一番の柱は、国民年金を全国民に適用し、全国民に共通の基礎年金を支給する、基礎年金制度を導入したことである。全国民共通の基礎年金制度を1階部分とした上で、厚生年金は、基礎年金の上に報酬比例の年金を支給する2階部分とすることとし、我が国の年金制度を2階建ての構造とした。

基礎年金の5万円の額は、20歳から59歳までの40年間保険料を納付した場合、国民の老後生活の基礎的部分を保障するものとして、高齢者の生計費等を総合的に勘案して決められた。具体的には、1984(昭和59)年度の65歳以上の単身・無業者の基礎的消費支出に、その後の消費水準の延びを加味して決められた。基礎年金の給付に要する費用は、各制度が被保険者の頭割りで負担する拠出金で賄うこととし、この結果、1階部分は産業構造の変化の影響を受けない制度となった。これに伴い、国庫負担は原則として基礎年金部分に集中することとされ、各制度が負担する基礎年金拠出金に対して、その3分の1の国庫

負担がなされることとなった。

この基礎年金制度の導入により、我が国の年金制度の基礎的部分については、 適用、給付、負担すべての面で統一的な扱いとなり、各制度を通じた安定した 財政運営の基盤が築かれた。



② 給付水準の適正化

基礎年金の導入と並ぶ改革の第二の柱として、1985(昭和60)年改正では、年金の給付水準の適正化を行った。それまでの年金の給付設計、年金額の計算方式のままでは、今後年金制度が成熟するにつれて加入者の平均加入期間が伸び、将来の年金水準が現役被保険者の賃金水準とバランスを失する高さになることが予測された。

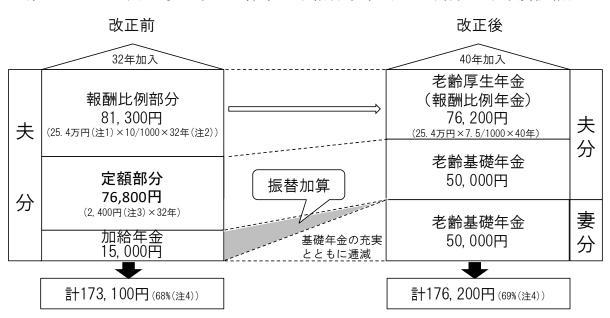
具体的には、改正前の時点で、新たに年金を受け始める人の平均的加入期間は32年間であり、それに対応した標準的な老齢年金の水準は、配偶者に対する加給年金を加えて月額17万3,000円(1984(昭和59)年度価格)であり、現役被保険者の平均賃金(平均標準報酬月額)25万4,000円に対して68%の割合であった。これから新たに年金を受け始める人の平均加入期間が40年間へと長くなると、それまでの方式で年金額を計算すれば標準的な老齢年金の水準は月額21万2,000円と、平均賃金に対して83%にも達することが予測された。

このため、1985(昭和 60)年改正では、将来の年金水準も改正前とほぼ同じ、

平均賃金に対し69%の割合に留めるよう適正化を行った。

その方法としては、厚生年金の定額部分の単価 2,400 円及び報酬比例部分の 乗率 1000 分の 10 を、法施行後 20 年かけて徐々に逓減させていき、20 年後に 定額部分の単価は 1,250 円、報酬比例部分の乗率は 1000 分の 7.5 とする方法 を採った。

この給付水準の適正化により、給付水準と保険料負担とのバランスを回復させ、厚生年金、国民年金とも将来の保険料負担が過大なものにならないようにすることができた。改正前の制度のままでは、保険料率を大幅に引き上げない限り、年金財政が破綻を来すことが予測されたが、この給付水準の適正化を行ったことにより、厚生年金保険料率の最終保険料率は28.9%、国民年金保険料の最終保険料は月額13,000円(1984(昭和59)年度価格)に抑えられることとなった。



第2-3-9図 厚生年金の標準的な給付水準 (1984(昭和59)年度価格)

- (注1) 現役男子の標準報酬月額
- (注2) 改正前の平均加入期間
- (注3) 1980(昭和55)年改正時の単価2,050円を1984(昭和59)年度価格に換算したもの
- (注4) 現役男子の平均標準報酬月額25.4万円に対する比率

③ 女性の年金権の確立

1985(昭和60)年改正では、それまで任意加入とされていた、被用者の被扶養配偶者について、基礎年金を全国民共通のものとする考え方に沿って、国民年金の第3号被保険者として国民年金に強制加入することとした。これにより、

被用者の被扶養配偶者は、本人の保険料負担はないが、配偶者の加入する被用者年金制度が拠出金を負担することにより、基礎年金の給付を受けられることとなったため、障害になった場合や離婚した場合にも無年金者となることはなくなった。被用者世帯の夫婦のいずれもが、個人単位の年金を受けられることとなり、また、被用者年金の保険料率や支給開始年齢の男女差も解消することとされたことから、女性の年金権が確立された。

4 その他

1985(昭和60)年改正では、障害者に対する給付の大幅改善、従業員5人未満への事業所への厚生年金保険の適用、女性の支給開始年齢引上げ等も行った。また、厚生年金と船員保険は完全統合され、共済年金の給付は2階部分まで給付体系、給付水準、支給開始年齢などが厚生年金とほぼ同じになり、共済年金独自の給付は職域年金的性格を持つ3階部分のみとなった。

(3) 1985 (昭和60) 年改正の意義

1985(昭和60)年改正は、共済年金を含む全制度について、広範で大がかりな改革を行ったものであり、これにより、制度は分立したままでも給付の格差、不均衡は大きく是正されることとなった。将来の給付費の増加を抑制し、ピーク時の保険料率を引き下げることを狙いとした改正も初めてであった。これまでの制度の分立と給付の拡大から、制度の統合と給付の抑制へと、年金政策を大きく方向転換するものであった。

この改正により、我が国の年金制度は、今後の高齢化によっても、給付と負担 の均衡が図られ、安定的に維持できる基盤が確立されたと考えられていた。しか し、その後、改正時の予想をはるかに超えた人口構造や社会経済の変化が起こる こととなる。

【老齢年金の基本設計(1985(昭和60)年改正)】

基礎年金:年金額=600,000 円×保険料納付年数/40 年

厚生年金:年金額=基礎年金+平均標準報酬(再評価後)×7.5/1000×加入月数

財政計算の前提	将来推計人口	1981年11月 厚生省人口問題研究所推計		
		2025年見込 出生率 2.09 平均寿命 男 75.1歳 女 80.4歳		
	予定利率	年率 7%		
	賃金上昇率	年率 5%		
	物価上昇率	年率 3%		

第2-3-10表 1984(昭和59)年財政再計算結果

厚生年金

段階保険料率				
年 度	一種	二種		
	%	%		
昭和61(1986)年	12.4	11.3		
昭和62(1987)年	12.4	11.5		
昭和63(1988)年	12.4	11.7		
平成元(1989)年	12.4	11.9		
平成 2(1990)年	12.4	12.1		
平成 3(1991)年	14.2	14.1		
平成 4(1992)年	14.2	14.2		
平成 5(1993)年	14.2	14.2		
平成 6(1994)年	14.2	14.2		
平成 7(1995)年	14.2	14.2		
平成12(2000)年	16.0	16.0		
平成17(2005)年	18.7	18.7		
平成22(2010)年	23.4	23.4		
平成27(2015)年	26.3	26.3		
平成32(2020)年	28.4	28.4		
平成37(2025)年~	28.9	28.9		

国民年金

段階保険料月額(59年度価格)			
年 度			
	円		
昭和61(1986)年	6,800		
昭和62(1987)年	7,100		
昭和63(1988)年	7,400		
平成元(1989)年	7,700		
平成 2(1990)年	8,000		
平成 3(1991)年	8,300		
平成 4(1992)年	8,600		
平成 5(1993)年	8,900		
平成 6(1994)年	9,200		
平成 7(1995)年	9,500		
平成12(2000)年	11,000		
平成17(2005)年	12,500		
平成22(2010)年~	13,000		

(注) 年金額は今回の改正法で設定された 給付水準が維持されていくものと仮定 した。

3. 1989 (平成元) 年、1994 (平成6) 年、2000 (平成12) 年の制度改正 ~ 支給開始年齢の引上げと給付水準の見直し等

(1) 完全自動物価スライド等の導入(1989(平成元)年改正)

1985(昭和60)年改正において基礎年金制度を創設し、年金制度の安定化が図られたが、我が国の平均寿命の伸びは著しく、将来的には65歳以上の人口が総人口の2割を超えるほどの高齢化社会となる見通しとなった。

これに対応するため、厚生年金の支給開始年齢の引上げが検討されたものの、 見送られることとなり、年金額の完全自動物価スライド制の導入や、20歳以上の 学生の国民年金への強制適用等の改正が行われた。

【老齢年金の基本設計(1989(平成元)年改正)】

基礎年金:年金額=666,000 円×保険料納付年数/40 年

厚生年金:年金額=基礎年金+平均標準報酬(再評価後)×7.5/1000×加入月数

財政計算の前提	将来推計人口	1986 年 12 月 厚生省人口問題研究所推計		
		2025年見込 出生率 2.00 平均寿命 男 77.9歳 女 83.9歳		
	予定利率	年率 5.5%		
	賃金上昇率	年率 4.1%		
	物価上昇率	年率 2.0%		

第2-3-11表 1989(平成元)年財政再計算結果

厚生年金

段階保険料 支給開始年齢を60歳に 支給開始年齢を段階的に65 年 度 据え置いた場合 歳まで引き上げていく場合 男 子 男 子 女 子 女 子 平成2(1990)年 14.6 14.1 14.6 14.1 平成3(1991)年 14.25 14.25 14.6 14.6 平成4(1992)年 14.6 14.4 14.6 14.4 平成5(1993)年 14.6 14.55 14.6 14.55 平成6(1994)年 14.6 14.6 14.6 14.6 平成7(1995)年 16.8 16.8 16.8 16.8 平成12(2000)年 19.0 19.0 19.0 19.0 平成17(2005)年 22.1 22.1 21.2 21.2 平成22(2010)年 23.4 27.5 27.5 23.4 平成27(2015)年 25.6 30.4 30.4 25.6 平成32(2020)年~ 31.5 31.5 26.1 26.1

段階保険料月額(元	上年度価格)
年 度	
	円
平成2(1990)年	8,400
平成3(1991)年	8,800
平成4(1992)年	9,200
平成5(1993)年	9,600
平成6(1994)年	10,000
平成7(1995)年	10,400
平成8(1996)年	10,800
平成9(1997)年	11,200
平成10(1998)年	11,600
平成11(1999)年	12,000
平成12(2000)年	12,400
平成17(2005)年	14,400
平成22(2010)年~	16,100

国民年金

(2) 支給開始年齢の引上げ等(1994(平成6)年改正)

寿命の伸び等に伴う高齢化の進行については、従来から広く認識されていたが、 平成に入ってからは、これに加えて少子化が顕著な問題となってきた。特に、 1989(平成元)年の合計特殊出生率 1.57 は、1966(昭和 41)年(ひのえうま)の合 計特殊出生率 1.58 を下回って「1.57 ショック」と言われ、広く少子化の進行が 認識された。

1994(平成 6)年財政再計算において用いられた「日本の将来推計人口」 (1992(平成 4)年推計)において、中位推計における将来の合計特殊出生率は、人口置換水準を下回る 1.80 とされていた。また、平均寿命も伸び続けており、本格的に人生 80 年時代を迎えようとするなかで、活力ある長寿社会を築くことが必要であると認識されるようになっていた。そのため、年金制度のあり方についても 60 歳定年を前提とせず、65 歳でも現役でいられる社会にふさわしいものとすることが求められた。また、年金受給者数が急激に増大するなか、年金制度を将来にわたって安定的に運営していくために給付と負担のバランスをとる措置が

必要だと考えられていた。

そこで厚生年金において定額部分の支給開始年齢を、男子については 2001(平成 13)年度から 2013(平成 25)年度にかけて、女子についてはその 5 年遅れで、65歳に引上げる改正が行われることになった。また、年金のスライドにおける賃金再評価の仕組みは、名目賃金の伸びに応じたスライドから、手取り賃金の伸びに応じたスライド(可処分所得スライド)に改められた。

また、厚生年金の保険料負担については、新たに賞与から特別保険料1%を徴収することになった一方で、育児休業期間中の本人保険料負担の免除措置が取られることとなった。その他、在職老齢年金の支給停止の仕組みが改められ、雇用保険との併給調整も行う等の改正が行われた。

【老齢年金の基本設計(1994(平成6)年改正)】

基礎年金:年金額=780,000 円×保険料納付年数/40 年

厚生年金:年金額=基礎年金+平均標準報酬(再評価後)×7.5/1000×加入月数

財政計算の前提	将来推計人口	1992年9月	厚生省人口問題研究所推計			
		2025 年見込	出生率 1.80	平均寿命	男 78.3 歳	女 85.1 歳
	予定利率	年率 5.5%				
	賃金上昇率	年率 4.0%				
	物価上昇率	年率 2.0%				

第2-3-12表 1994(平成6)年財政再計算結果

厚生年金

段階保	険 料 率
年 度	
	%
平成7(1995)年	16.5
平成8(1996)年	17.35
平成9(1997)年	17.35
平成10(1998)年	17.35
平成11(1999)年	19.5
平成12(2000)年	19.5
平成13(2001)年	19.5
平成14(2002)年	19.5
平成15(2003)年	19.5
平成16(2004)年	22.0
平成17(2005)年	22.0
平成22(2010)年	24.5
平成27(2015)年	27.0
平成32(2020)年	29.5
平成37(2025)年~	29.8

国民年金

段階保険料月額(6年度価格)			
年 度			
	円		
平成7(1995)年	11,700		
平成8(1996)年	12,200		
平成9(1997)年	12,700		
平成10(1998)年	13,200		
平成11(1999)年	13,700		
平成12(2000)年	14,200		
平成13(2001)年	14,700		
平成14(2002)年	15,200		
平成15(2003)年	15,700		
平成16(2004)年	16,200		
平成17(2005)年	16,700		
平成22(2010)年	19,200		
平成27(2015)年~	21,700		

(3) 支給開始年齢の引上げ、給付水準適正化等(2000(平成 12)年改正)

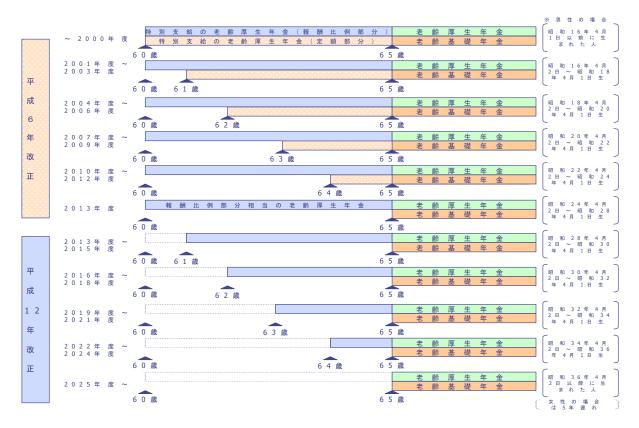
1999(平成 11)年当時、我が国では、先進諸国に例をみないほど急速な少子高齢化が進んでいた。合計特殊出生率は、1995(平成 7)年には 1.42 まで低下しており、1999(平成 11)年財政再計算において用いられた「日本の将来推計人口」(1997(平成 9)年推計)において、中位推計の将来の合計特殊出生率は、前回推計よりさらに低い 1.61 とされていた。また、平均寿命も伸び続けており、将来的には 65 歳以上人口が総人口に占める割合は 3 割を超える見通しとなっていた。一方、経済は実質マイナス成長に落ち込んだ時期もあり、賃金上昇率や物価上昇率も低水準にあったため、少子高齢化が進み、経済の成長基調が変化する中で、将来の現役世代の負担はより重くなっていくことが想定された。そこで、給付と負担のバランスを確保しつつ、将来世代の負担を過重なものとしないように改正が行われることとなった。将来世代の負担の上限としては、厚生年金の保険料率20%(総報酬ベース)が一つの目安とされた。

また、この改正においては、将来世代の保険料負担を緩和するため、基礎年金への国庫負担については、安定した財源を確保しつつ国庫負担割合の2分の1への引上げを図ることとされた。しかし、実際には、2004(平成16)年改正を経て、さらにその後に国庫負担割合を引上げる法律改正を2009(平成21)年に行ったことによって、2009(平成21)年度から国庫負担割合の2分の1への引上げが実現することとなった。これについては、次の2004(平成16)年改正の部分において詳しく解説することとする。

厚生年金については、報酬比例部分の給付水準が5%適正化され、また裁定後の年金額は賃金再評価を行わず物価スライドによって購買力を維持することとされた(しかしながら、賃金再評価を行った場合の年金額の8割は保証されるものとした)。さらに、厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢を男子については2013(平成25)年度から2025(令和7)年度にかけて、女子についてはその5年遅れで、65歳に引上げることになった。また、月給と賞与に同一の保険料率を適用する総報酬制が導入され、育児休業期間中の保険料については事業主負担分も免除される等の改正が行われた。

国民年金については、保険料の半額免除制度、20歳以上の学生の保険料の納付猶予・追納制度の新設等の改正が行われた。





【老齢年金の基本設計(2000(平成12)年改正)】

基礎年金;年金額=804,200円×保険料納付年数/40年

厚生年金;年金額=基礎年金+平均総報酬(再評価後)×5.481/1000×加入月数

財政計算の前提	将来推計人口	1997年1月 国立社会保障・人口問題研究所推計
		2025年見込 出生率 1.61 平均寿命 男 78.8歳 女 85.8歳
	予定利率	年率 4.0%
	賃金上昇率	年率 2.5%
	物価上昇率	年率 1.5%
	年金改定率	年率 2.5% (ただし、2024(令和6)年財政再計算期までは
	(新規裁定者分)	2.3%)

第2-3-14表 1999(平成11)年財政再計算結果

厚生年金

段階保険料率					
	国庫負	迫担1/3	国庫負担1/2		
年 度	対総報酬	(標準報酬 月額換算)	対総報酬	(標準報酬 月額換算)	
	%	%	%	%	
平成12(2000)年	_	17.35	-	17.35	
平成13(2001)年	-	17.35	_	17.35	
平成14(2002)年	-	17.35	-	17.35	
平成15(2003)年	13.58	(17.35)	13.58	(17.35)	
平成16(2004)年	15.50	(19.85)	14.58	(18.65)	
平成17(2005)年	15.50	(19.85)	14.58	(18.65)	
平成22(2010)年	17.42	(22.35)	16.35	(20.95)	
平成27(2015)年	19.35	(24.85)	18.12	(23.25)	
平成32(2020)年	21.27	(27.35)	19.8	(25.4)	
平成37(2025)年~	21.6	(27.8)	19.8	(25.4)	

(注) 保険料率は、国庫負担1/3の場合、5年間据置き、平成16年10月 に19.85%とし、以降は5年毎に2.5%ずつ引き上げるものとし、国庫負 担1/2の場合、5年間据置き、平成16年10月に18.65%とし、以降は5 年毎に2.3%ずつ引き上げるものとしている。(保険料率は、標準月額 報酬ベース) 国民年金

段階保険料月額(11年度価格)		
年 度	国庫負担1/3	国庫負担1/2
	円	円
平成12(2000)年	13,300	13,300
平成13(2001)年	13,287	13,287
平成14(2002)年	13,090	13,090
平成15(2003)年	12,897	12,897
平成16(2004)年	12,706	11,203
平成17(2005)年	13,200	10,000
平成22(2010)年	17,200	13,000
平成27(2015)年	21,200	16,000
平成32(2020)年~	25,200	18,500

(注) 保険料は、国庫負担1/3の場合、5年間据置き、平成17年4月に13,200円(平成11年度価格)とし、以降は毎年度に800円(平成11年度価格)ずつ引き上げるものとし、国庫負担1/2の場合、5年間据置き、平成16年度の国庫負担割合引上げ時に3000円(平成11年度価格)引下げ、平成17年4月に10,000円(平成11年度価格)とし、以降は毎年度に600円(平成11年度価格)ずつ引き上げるものとしている。

第4節 2004(平成16)年改正と公的年金財政の枠組み

我が国の公的年金制度は、給付は全国民共通の基礎年金を土台として、被用者については2階部分の年金が上乗せされる構造となっているが、財政単位としては、自営業者等の第1号被保険者の定額保険料を財源とし第1号被保険者分の費用を支出する「国民年金」(年金特別会計の国民年金勘定に相当)と、被用者(第2号被保険者)及びその被扶養配偶者(第3号被保険者)分の費用を支出する「厚生年金」(厚生年金勘定に相当)に分かれている(なお、共済年金は2015(平成27)年10月に厚生年金に一元化された。)。

国民年金及び厚生年金は、それぞれ被保険者から保険料を徴収し、積立金を管理運用し、共通の基礎年金の負担をするとともに制度ごとの独自の給付(2階部分等)を行う独立した財政単位であるが、その財政は基礎年金の費用負担を通じて結びついており、基礎年金の給付に必要な費用は、毎年度、国民年金、厚生年金及び共済組合がそれぞれの会計から拠出金を払い込むことにより賄われている。

したがって、財政検証は、国民年金、厚生年金及び基礎年金の収支等が互いに 整合性を保つように実施する必要がある。

また、2004(平成 16)年の制度改正において、国民年金及び厚生年金の長期的な給付と負担の均衡(財政均衡)を自動的に図る仕組みが導入されており、この年金財政の枠組みの下で財政検証は実施することとされている。

ここでは、財政検証を実施する際の基本的な枠組みである、公的年金の財政単位や 2004(平成 16)年改正において新たに導入された給付と負担の均衡を図る仕組み等について解説する。

1. 公的年金の財政の仕組み

公的年金の財政単位は国民年金と厚生年金に分かれており、共通の基礎年金を 通じてその費用負担により結びついている。ここでは、基礎年金、厚生年金、国 民年金の収支等の流れを明らかにし、それぞれの財政がどのような費用と財源に より成り立っているかを解説する。

(1)公的年金財政の構造

公的年金は国の特別会計として厚生年金勘定、国民年金勘定、基礎年金勘定を

有しており、公的年金の収支はこの3つの勘定を通して行われる。この収支の流れの概要を示したのが第2-4-1図である。

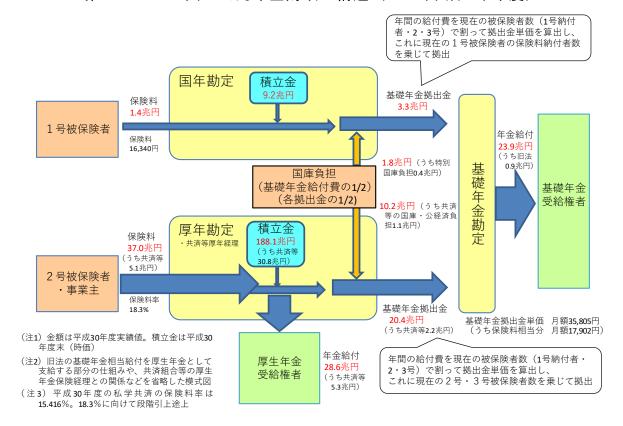
国民年金、厚生年金の保険料については、それぞれ国民年金勘定、厚生年金勘定に納付される。一方、年金給付については、国民年金、厚生年金それぞれ独自の給付(2階部分)については、それぞれの保険料が納付される国民年金勘定、厚生年金勘定から給付されるが、共通の基礎年金(1階部分)については、保険料納付のない基礎年金勘定から支出される。この基礎年金勘定から支出される基礎年金給付費を賄うのが基礎年金拠出金であり、毎年度、国民年金勘定、厚生年金勘定からその年度の給付に必要な額が拠出される。すなわち、基礎年金勘定については、原則として、基礎年金拠出金による完全な賦課方式となっており、積立金は有していない。なお、国民年金と厚生年金の按分については、その年度の被保険者数(ただし、第1号被保険者数については納付者に限る)の人数比で按分することとされている。

よって、国民年金勘定、厚生年金勘定の主な支出は、基礎年金拠出金(1階部分)に加えて、国民年金、厚生年金それぞれ独自の給付(2階部分)となる。その費用を賄うための主な収入は、保険料収入と基礎年金給付の2分の1相当の国庫負担となっており、支出が保険料収入と国庫負担を上回る場合に積立金及びその運用収入が活用されることとなる。

このように国民年金勘定、厚生年金勘定については、賦課方式を基本としているものの、一定の積立金を有し活用されている。

(注) 国民年金については、厚生年金の報酬比例部分のような2階部分はないが、寡婦年金、付加年金といった国民年金独自の給付がある。

第2-4-1図 公的年金財政の構造 (2018(平成30)年度)



(2) 基礎年金の財政の仕組み

基礎年金の財政については、全国民共通の1階部分である基礎年金の給付を、 そのときの現役世代全体で支えるという考え方がとられている。

具体的には、毎年度の基礎年金給付に要する費用をその年度の各公的年金制度からの基礎年金拠出金による収入で賄う方式で運営することとされており、各公的年金制度の負担は、被保険者の人数比(原則として 20~59 歳、国民年金の免除、未納を除く。)で按分することとされている。

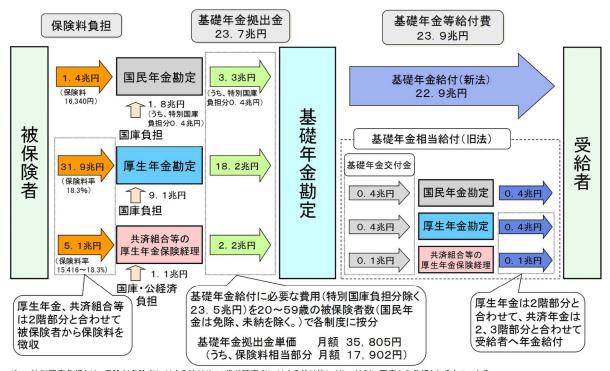
また、基礎年金の将来見通しにおいては、

- ・毎年度の基礎年金に要する費用
- ・毎年度の支出を賄うために厚生年金、国民年金等の各制度が負担すべき基礎 年金拠出金とその国庫負担

を推計することとなる。

基礎年金の収支で注意すべきは基礎年金交付金の仕組みであり、国の特別会計の歳入、歳出と財政検証の関係を理解する上で不可欠である。

第2-4-2図 基礎年金の収支の構造 (2018(平成30)年度)



注1 特別国庫負担とは、保険料免除者に対する給付や20歳前障害者に対する給付等に対し、特別に国庫から負担されるものである。 注2 基礎年金拠出金、基礎年金給付(新法)、基礎年金相当給付(旧法)及び基礎年金交付金の額は、平成30年度における保険料・拠出金算定対象額等の実績の値 (確定値)を用いて算出した額(確定値ペース)である。また、基礎年金拠出金の額は、基礎年金勘定の積立金(昭和61年4月前に国民年金へ任意加入していた被 用者年金の被扶養配偶者が納付した保険料に相当する額の積立金及びその運用収入)による軽減後の額である。平成30年度の当該軽減額は0.2兆円である。た だし、基礎年金拠出金単価は、軽減前の基礎年金拠出金から計算した値である。

基礎年金制度は、1986(昭和61)年4月に導入されたものであるが、その際、制度導入前の旧法による給付のうち 1961(昭和 36)年4月以降の加入期間に基づき支給される基礎年金に相当する給付については、費用負担上、基礎年金と同様の取扱いをすることとされた。

そこで、年金財政の観点からみた基礎年金給付費は、下記の2つをあわせたものとなっている。

- ・1986(昭和 61)年度の基礎年金制度導入以降に新法の基礎年金として裁定され た年金の給付に要する費用
- ・国民年金、厚生年金及び共済年金の1985(昭和60)年改正前の旧法に基づき裁定された年金給付のうち基礎年金に相当する部分等、基礎年金とみなされる給付(みなし基礎年金)に要する費用

みなし基礎年金は、旧法の厚生年金として裁定された給付を例にとれば、受給者には厚生年金の名称で上乗せ部分(2階部分)と一体のものとして支給されており、国の会計上も、年金特別会計の厚生年金勘定からの支出となる。

一方、みなし基礎年金の給付に要する費用については、新法の基礎年金として 裁定された給付と合算して、毎年度、必要な費用を各制度からの拠出金で賄う仕 組みであるため、その費用の全額を年金特別会計の基礎年金勘定から、上乗せ部 分とあわせて実際の支給を行っている国民年金、厚生年金等の各勘定へ交付(基 礎年金交付金)することとされている。

みなし基礎年金の給付は、基礎年金制度が成熟するまでの経過的なもので、いずれ消滅するが、その費用(基礎年金交付金)の総額は、2018(平成30)年度の実績で0.8兆円(確定値)となっている。

基礎年金給付費を賄うために、毎年度、各制度が拠出すべき額は、基礎年金給付費のうち特別国庫負担の対象となっている額を控除したものである。特別国庫負担には次のようなものがある。

- ・保険料全額免除期間に係る給付費
- ・保険料が一部(3/4、半額、1/4)免除された期間に係る給付費の一部
- ・20 歳前障害に係る障害基礎年金給付費の一部
- ・1985(昭和 60)年改正前の国民年金の老齢年金における経過的加算部分給付の 1/4
- ・1985(昭和60)年改正前の国民年金の5年年金給付費の1/8

基礎年金給付費の額から特別国庫負担を控除したものが保険料・拠出金算定対象額と呼ばれ、全制度で負担する額となる。

(3) 厚生年金の財政の仕組み

厚生年金の財政の仕組みを考えるにあたっては、基礎年金制度を通じた基礎年金勘定との資金のやり取りの他に、存続厚生年金基金(以下、「厚年基金」という。) の代行部分の財政検証における取扱いについても注意が必要である。

以下、この2つの項目を中心として、さらに、2015(平成27)年10月の被用者年金制度の一元化に伴う拠出金・交付金の仕組み等についても解説する。

① 実質的な収入、支出

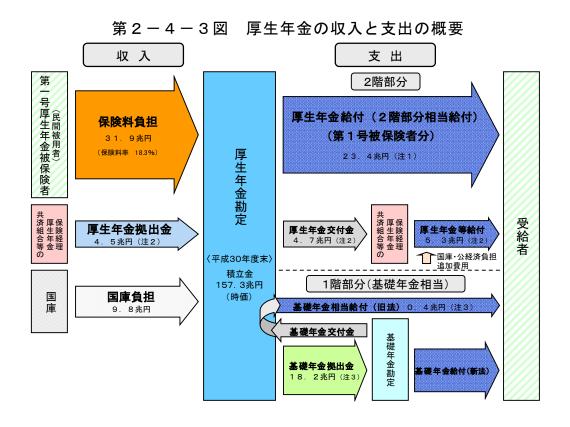
厚生年金の実質的な収入、支出については、基礎年金交付金による資金の やり取りがあることから、年金特別会計(厚生年金勘定)の歳入、歳出とは 異なる。

年金特別会計(厚生年金勘定)から受給者に支払われる給付は、1985(昭和60)年改正前の旧法による給付がなくなり基礎年金交付金が消滅したときには2階部分の給付のみとなるが、現在はみなし基礎年金である1階部分の定額給付が含まれる。

このため、年金特別会計(厚生年金勘定)の歳出には、みなし基礎年金の給付に要する費用が「年金給付費」と「基礎年金拠出金」に重複して含まれており、その見合いとして歳入には、みなし基礎年金と同額の基礎年金交付金が計上されている。

そこで、重複を除いて、年金財政上の観点から厚生年金の実質的な収入、

支出を捉えるためには、年金特別会計(厚生年金勘定)の歳入、歳出の額から基礎年金交付金を控除して捉える必要がある。



② 厚年基金の代行部分の取り扱い

厚年基金は企業年金の一形態であり、厚生年金の報酬比例部分の一部を代行し、独自の上乗せ給付を行っている。

厚年基金の加入者に係る厚生年金の保険料は、代行部分に相当する保険料(免除保険料:料率2.4~5.0%)については国へ納めることが免除され、その代わりに厚年基金へ納めることとなる。また、厚年基金に加入していた受給者は、代行部分の年金給付については、国の代わりに厚生年金基金から給付が行われる(代行給付:報酬比例部分のうち物価スライド・再評価を除いた部分)。

厚年基金により代行された給付については、厚年基金が存続している間、 国は支給義務を免除される。厚年基金が解散や代行返上を行った場合には、 最終的に、国は厚年基金から代行部分のために積み立てられた積立金(最低 責任準備金)の移換を受け、代行部分の支給義務を引き継ぐこととなる。

また、最低責任準備金が免除保険料と厚年基金における代行給付の差額をもとに算定される仕組みとなっていることから、代行部分は厚生年金の財政と完全に中立なものとなっており、基金の解散、代行返上等が厚生年金の財政に影響を生じさせないものとなっている。

このように、厚年基金の代行部分は、財政上、国が管理・運営する厚生年 金本体と一体のものとなっていることから、財政の見通しを作成する上では、 一体のものとして考えることが適切である。

したがって、財政検証においては、代行部分を一体のものとして将来の推 計を行っており、収入、支出、積立金については、国が管理運営する厚生年 金本体のものに、代行部分相当額が加えられている。

【財政検証の財政見通しにおける収入、支出、積立金】

保険料収入 … 厚生年金本体の保険料収入

+ 代行部分の保険料収入(免除保険料相当額)

運用収入 … 厚生年金本体の運用収入

+ 代行部分の積立金等より発生する運用収入

年金給付費 … 厚生年金本体の年金給付費 (実質ベース)

+ 代行部分の年金給付費(代行給付相当額)

積立金 … 厚生年金本体の積立金

+ 代行部分の積立金(最低責任準備金相当額)等

将来推計の計算においては、保険料収入、年金給付費、積立金について、 厚生年金本体と代行部分相当額の実績値を合算し、この合算した実績値を初 期値として将来推計を行っているところであり、代行部分と厚生年金本体を 別々に推計したものを合算しているわけではない。

なお、過去において国庫負担の一部を将来に繰延べる措置がとられているが、財政検証においては、代行部分の積立金と同様、繰延分の一時金換算額を初期値の積立金に加えるなどして将来推計を行っている。

また、2013(平成25)年度に成立した公的年金制度の健全性及び信頼性確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律により、

- ・2014(平成26)年4月1日以後は厚生年金基金の新設は認めない。
- ・2014(平成 26)年4月1日から5年間の時限措置として特例解散制度を見直し、分割納付における事業所間の連帯債務を外すなど、基金の解散時に国に納付する最低責任準備金の納付期限・納付方法の特例を設ける。
- ・2014(平成 26)年4月1日から5年後以降は、代行資産保全の観点から設定した基準を満たさない基金については、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて、特例解散を発動できる。

などの厚年基金制度の見直しが行われた。

③ 被用者年金一元化後の財政の仕組み

2015(平成 27)年 10 月に被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が施行されたが、被用者年金一元化では、共済組合や私学事業団を実施機関と位置づけて引き続き事務組織として活用し、積立金の管理・運用についても保険料の徴収から年金給付に至る年金事務の一部であることから、各実施機関を管理運用主体として活用することとなっている。さらに、被用者年金一元化の際に、共済年金の積立金を1・2階部分と3階部分に区分し、1・2階部分については被用者年金一元化後の厚生年金の積立金(=共通財源)とすることとした。

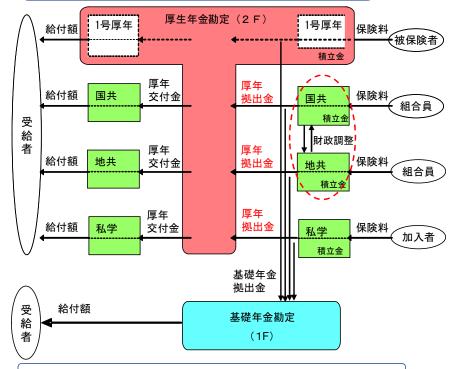
また、被用者年金一元化後の厚生年金は、1・2階部分の保険料収入及び 積立金を被用者全体の共通財源とした財政運営を行い、

- ・共済組合等が徴収した厚生年金保険料及び管理運用する1・2階積立金 や標準報酬などの負担能力に応じて、共済組合等は年金特別会計の厚生 年金勘定に拠出金を納付し、
- ・共済組合等が行う厚生年金の保険給付に要する費用等は同勘定から共済 組合等に交付金として交付される

仕組みとなっている。

第2-4-4図 被用者年金一元化後の拠出金・交付金の仕組み

- <拠出金・交付金の算定方法>
- ①各年度における給付金全体を、国及び共済組合等が負担 原則として応能負担(各主体の標準報酬総額及び積立金残高で按分)
- ②共済組合等の負担分は、拠出金として特別会計の厚生年金勘定に計上
- ③国は1号厚年分を支給。公務員等分は共済組合等に交付金を交付 (見込み額をもとに算定し、翌年度に実績値で清算)



財政検証を行う際は、上記の仕組みによって共済組合等が納付する拠出金および 政府の負担について、その将来にわたる予想額を算定することとされている (厚生年金保険法第84条の5)

第2-4-5表 厚生年金拠出金・交付金の仕組み 及び予想額算定等に係る根拠条文

厚生年金保険法(抄)

(交付金)

被用者年金一

元

化

法

施

行

後

第八十四条の三 政府は、政令で定めるところにより、毎年度、実施機関(厚生労働大臣を除く。以下この条、第八十四条の五、第八十四条の六、第八十四条の八及び第八十四条の九において同じ。)ごとに実施機関に係るこの法律の規定による保険給付に要する費用として政令で定めるものその他これに相当する給付として政令で定めるものに要する費用(以下「厚生年金保険給付費等」という。)として算定した金額を、当該実施機関に対して交付金として交付する。

(拠出金及び政府の負担)

第八十四条の五 実施機関は、毎年度、拠出金を納付する。

- 2 次条第一項に規定する拠出金算定対象額から前項の規定により実施機関が納付する 拠出金の合計額及び政府等が負担し、又は納付する基礎年金拠出金保険料相当分(中 略)の合計額を控除した額については、厚生年金保険の実施者たる政府の負担とす る。
- 3 財政の現況及び見通しが作成されるときは、厚生労働大臣は、第一項の規定による 実施機関が納付すべき拠出金及び前項の規定による政府の負担について、その将来に わたる予想額を算定するものとする。

(年金保険者たる共済組合等に係る拠出金の納付)

附則第十八条

2 財政の現況及び見通しが作成されるときは、厚生労働大臣は、年金保険者たる共済 組合等が納付すべき拠出金について、その将来にわたる予想額を算定するものとす る。

被用者年金 | 元化法施行

前

(4) 国民年金の財政の仕組み

国民年金の財政の仕組みを考えるにあたっては、厚生年金と同様、基礎年金制度を通じた基礎年金勘定との資金のやり取りについて注意が必要である。

国民年金については、厚生年金の報酬比例部分のような2階部分はないが、寡婦年金、付加年金といった国民年金独自の給付があり、基礎年金制度と拠出金や交付金のやり取りを行う財政の仕組みは、厚生年金と同じである。

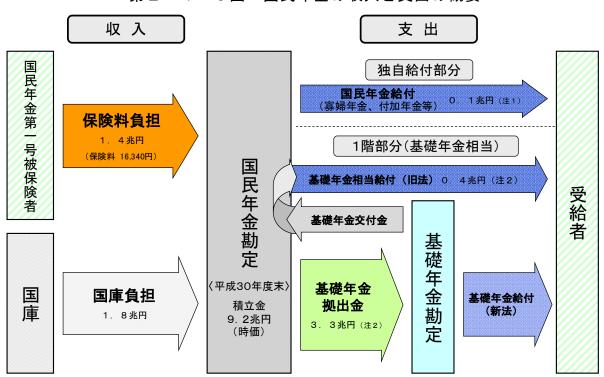
年金特別会計(国民年金勘定)から受給者へ支払われる給付は、1985(昭和60)年改正前の旧法による給付がなくなり基礎年金交付金が消滅したときには国民年金独自の給付のみとなるが、現在はみなし基礎年金である1階部分の定額給付が含まれている。

一方、1階部分(基礎年金及びみなし基礎年金)の給付については、基礎年金の名称で裁定される給付とみなし基礎年金の給付をあわせて、その費用を基礎年金拠出金により各公的年金制度が負担する仕組みとなっており、国民年金も厚生年金と同様に、基礎年金拠出金を負担することとなる。この負担は、国の会計上は、年金特別会計の中で国民年金勘定から基礎年金勘定へ基礎年金拠出金相当額を繰り入れることによりなされる。

すなわち、年金特別会計(国民年金勘定)の歳出には、厚生年金と同様、みな し基礎年金の給付に要する費用が「年金給付費」と「基礎年金拠出金相当額」に 重複して含まれており、その見合いとして歳入には、みなし基礎年金と同額の基 礎年金交付金が計上されている。

そこで重複を除いて、年金財政上の観点から国民年金の実質的な収入、支出を 捉えるため、年金特別会計(国民年金勘定)の歳入、歳出の額から基礎年金交付 金を控除して捉える必要がある。

また、国民年金についても国庫負担の繰延べ措置がとられているが、財政検証においては、厚生年金と同様、繰延分の一時金換算額を初期値の積立金に加えて将来推計を行っている。



第2-4-6図 国民年金の収入と支出の概要

注1 国民年金給付(寡婦年金、付加年金等)の額は、国民年金勘定の決算ベースにおける給付費の額から基礎年金交付金の額(確定値ベース)を控除することにより算出している。

注2 基礎年金拠出金及び基礎年金相当給付(旧法)の額は、確定値ベースである。また、基礎年金拠出金の額は、基礎年金勘定の積立金(昭和61年4月前に国民年金へ任意加入していた被用者年金の被扶養配偶者が納付した保険料に相当する額の積立金及びその運用収入)による軽減後の額である。

2. 2004(平成 16)年改正により導入された公的年金財政の枠組み

国民年金及び厚生年金の持続可能性を確保するためには、長期的な給付と負担について均衡を図ることが不可欠であり、そのための仕組みが組み込まれている。

2004(平成 16)年改正前の国民年金及び厚生年金では、5年に1度の財政再計算 と併せて実施する所要の制度改正がその役割を果たしてきた。この仕組みの下、 少子高齢化が想定を超えたペースで進行する見通しとなったため、財政再計算の たびに給付と負担の関係の見直しが繰り返されてきた。

また、2004(平成 16)年改正前における制度では、給付水準を法律で定める一方で、将来の保険料(率)の水準については、段階的に引上げていく見通しを示すにとどまり、法律上は当面 5 年間の負担水準を定めるのみであったことから、制度上 5 年に 1 度の法改正は不可欠なものとなっていた。

このような制度改正を繰り返していては、今後の制度改正により将来の年金が どのようになるか不透明となってしまうため、2004(平成 16)年改正では、自動的 に給付と負担のバランスを図る仕組みが導入された。

具体的には、将来の現役世代の過重な負担を回避するという観点から、保険料水準の上限を固定した上で、積立金の活用を含め、その固定された財源の範囲内で長期的な給付と負担の均衡を図るため、将来に向けて給付水準を自動的に調整する仕組みとなっている。

以下、2004(平成16)年改正で導入された仕組みについて解説する。

第2-4-7図 2004(平成 16)年改正における財政フレーム (給付と負担の均衡を図る仕組み)

- 平成16年の制度改正で、今後、更に急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたって、制度を持続的で安心できるものとするための年金財政のフレームワークを導入。
- 保険料の引上げが終了したことで、基礎年金国庫負担の2分の1への引上げと合わせ、収入面では、財政フレームは完成をみている。



① 上限を固定した上での保険料の引上げ

平成29(2017)年度以降の保険料水準の固定。 (保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記)

・厚生年金 : 18.3%(労使折半)(平成16年10月から毎年0.354%引上げ)

・国民年金 : 16,900円※平成16年度価格 (平成17年4月から毎年280円引上げ) ※現在の国民年金保険料:16.540円(令和2年4月~

経産前産後期間の保険料免除の開始に伴い、令和元年度以降は17,000円(平成16年度価格)

② 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

「平成21年度以降、基礎年金給付費に対する国庫負担割合を2分の1とする。

平成24年「社会保障・税一体改革」に より消費税財源確保。

③ 積立金の活用

概ね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の 積立金を保有することとして、積立金を活用し後世代の給付に充てる。

平成24年年金額の特例水準 の解消(法改正)により、 マクロ経済スライドが機能する前提条件を整備。

④ 財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入

現役世代の人口減少とともに年金の給付水準を調整。標準的な年金の給付水準について、今後の少子高齢化の中でも、年金を受給し始める時点で、現役サラリーマン世帯の平均所得の50%を上回る。

※標準的な厚生年金の所得代替率:61.7%(令和元年度) ⇒ 50.8%~51.9%(令和28~29年度) <令和元年財政検証・ケース I ~Ⅲ>

(1)保険料水準の固定

2004(平成 16)年改正により、保険料水準の引上げスケジュールと上限を法律で定め、その財源の範囲内で給付を行うことを基本とする制度となった。これは、急速に進展する少子高齢化に対応するために負担の上昇が避けられない中、若年層を中心として、負担がどこまでも上昇してしまうのではないかとの不安が大きいことから、将来にわたっての保険料水準を法律に明記し固定したものである。

厚生年金の保険料は、賃金を基準に決定される標準報酬に対して賦課される(厳密には、月収を基準に決定される標準報酬月額とボーナスを基準に決定される標準賞与額それぞれに対して賦課される)ものであるが、2004(平成16)年改正では、この水準を2017(平成29)年以降18.3%(本人負担9.15%、事業主負担9.15%)で固定することとされた。また、国民年金については、保険料月額を2017(平成29)年度以降16,900円(2004(平成16)年度価格)で固定することとされた。なお、国民年金の保険料については2019(令和元)年度以降、産前産後期間の保険料免除による保険料の引上げにより17,000円(2004(平成16)年度価格)で固定されている。

ここで、2004(平成 16)年度価格とは、2004(平成 16)年度の賃金水準でみた場合の保険料水準のことであり、賃金水準が上昇すれば、その上昇に応じて、実際に

徴収される保険料の名目額も上昇することを意味している。具体的には、法律に 定められた 2004(平成 16)年度価格の保険料額に 2004(平成 16)年度以降の賃金 (税・社会保険料控除前)の上昇率を乗じて算出される額が、実際に徴収される 保険料額となる。なお、2004(平成 16)年改正以降、賃金水準は下降しているため、 2020(令和 2)年度の保険料月額は、2004(平成 16)年度価格では 17,000 円である が、名目額では 16,540 円となっている。

第2-4-8表 厚生年金、国民年金の保険料水準の引上げ

	厚生年金 (保険料率:対総報酬) [労使折半]	国民年金(保険料月額:平成16年度価格)
平成 15(2003)年度末	13. 58%	13, 300円
16(2004)	13.934% 10月引上げ	13, 300円
17(2005)	14. 288% \	13, 580円 \
18(2006)	14. 642%	13, 860円
19(2007)	14. 996%	14, 140円
20(2008)	15. 35%	14, 420円
21(2009)	15. 704%	14, 700円
22(2010)	16. 058%	14, 980円
23(2011)	16. 412% 〉9月引上げ	15, 260円 〉4月引上げ
24(2012)	16. 766%	15, 540円
25(2013)	17. 12%	15, 820円
26(2014)	17. 474%	16, 100円
27(2015)	17. 828%	16, 380円
28(2016)	18. 182%	16, 660円
29(2017)	18. 3%	16, 900円 丿
30(2018)	18. 3%	16, 900円
令和元(2019)	18. 3%	17, 000円

(2) 基礎年金国庫負担割合の引上げ

基礎年金の国庫負担割合を3分の1から2分の1へ引上げることは、将来世代 の過重な保険料負担を回避し、高齢期の生活を支える年金の給付水準を確保する ためにも不可欠な課題となっていた。

少子高齢化の急速な進行が見込まれるなかで、高齢者にとってもまた若い世代 にとっても、年金制度が維持され、期待される機能を果たすことの重要性は増し ており、社会経済の活力を維持する基盤を盤石なものとする意味でも、国庫負担 割合の引上げは重要な課題であった。

この国庫負担割合の引上げについては、2000(平成 12)年改正の際に法律上明記されており、年金制度に対する国民の信頼を確保するうえでも 2004(平成 16)年改正によって引上げを実現し、その具体的な道筋を明らかにすることが求められていた。

その中で 2004(平成 16)年改正では、法律の本則上で基礎年金の国庫負担割合を 2分の 1 とし、2004(平成 16)年度から引上げに着手し 2009(平成 21)年度までに完全に引上げることとされ、引上げの道筋が法律上明記されることとなった。

その後、段階的な国庫負担割合の引上げとして

- ① 2004(平成 16)年度の税制改正による年金課税の適正化により確保される 財源(満年度ベースで 1,600 億円程度)に相当する分として基礎年金国庫負 担割合を 1000 分の 11 引上げ(2004(平成 16)年度は、年金課税の適正化の 2 ヶ月分の財源に相当する 272 億円の国庫負担を引上げ)
- ② さらに 2005 (平成 17) 年度以降、2005 (平成 17) 年度、2006 (平成 18) 年度税制改正における定率減税の縮減・廃止による増収分を充当することにより、国庫負担割合を適切な水準にまで引上げ

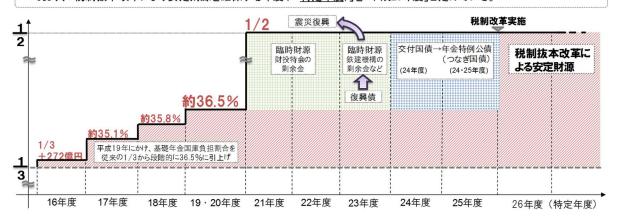
を行うことにより、2004(平成 16)年度以降の基礎年金の国庫負担割合は以下のとおり引上げられてきた。

- ・2004(平成 16)年度: 3分の1+272億円
- ・2005(平成 17)年度: 3分の1+1000分の11+1,101億円(約35.1%)
- ・2006(平成 18)年度: 3分の1+1000分の25(約35.8%)
- ・2007(平成 19)~2008(平成 20)年度:3分の1+1000分の32(約36.5%)

なお、2009(平成 21)年度以降については、毎年、臨時の法制上・財政上の措置 を講ずることによって国庫負担割合 2分の1を維持していたが、2012(平成 24)年 に社会保障・税一体改革による消費税の引上げを含む関連法案が成立したことに より、恒久財源が確保され国庫負担引上げが完成することとなった。

第2-4-9図 基礎年金国庫負担割合2分の1の実現について

- 16年度から19年度にかけて基礎年金国庫負担割合を、従来の「1/3」から段階的に「36.5%」に引き上げ。
- 21年度・22年度は、臨時財源(財政投融資特別会計の剰余金)により、「1/2」を実現。
- 23年度当初予算では、臨時財源(鉄道建設・運輸施設整備支援機構の利益剰余金など)により、「1/2」を維持することとしたが、東日本大震災の発生に伴い、これらの財源が震災復興費用に転用された。一方で、第3次補正予算では、こうした経緯に鑑みて、当該2.5兆円分を改めて計上し、復興債で補てんすることとした。
- 24年度は、当初予算及び国年法改正法案で「年金交付国債」の「発行」により「1/2」を確保するものとし、年金機能強化法案で交付国債の「償還」を規定していたが、衆議院修正により、年金機能強化法案から交付国債の償還規定が削除された。
- 今般、国年法等改正法について、24年度だけでなく25年度も「1/2」とし、必要な財源について「交付国債」から「消費税増税により得られる収入を償還財源とする年金特例公債(つなぎ国債)」に修正して成立。
- 26年度以降は、年金機能強化法で、消費税増税(8%)により得られる税収を活用して恒久的に「1/2」を実現することとされており、「税制抜本改革により安定財源を確保する年度(=特定年度)」を「平成26年度」と定めている。



(3) 積立金の在り方と年金財政の均衡期間

1999(平成11)年財政再計算においては、将来にわたるすべての期間を考慮に入れて財政の均衡を考える方式(永久均衡方式)を採っていた。しかしながらこの方式においては、予想が極めて困難な遠い将来まで考慮する必要性の是非や、巨額の積立金を保有し続けることとなることについて、議論があったところである。

賦課方式を基本とする公的年金において積立金を保有する目的は、人口や経済の変動に対応するためであり、特に、現在よりさらに少子高齢化が進行する将来に備えるためである。また、年金は人の生涯にわたる長期の制度で、長期的に財政の均衡を図ることも重要である。

しかしながら、100 年以上先の遠い将来となると人口の大多数がこれから生まれる世代であり、賦課方式の年金制度に大きな影響を与える人口構成についても極めて不確実性が高い。そのような遠い将来に備えて巨額の積立金を保有する必要性については疑問が生じる上、仮に、2004(平成 16)年改正による財政フレームにおいて永久均衡方式を採用すると、極めて不確実性の高い 100 年以上先の将来に備えて給付水準調整を続けるということになってしまう。

そこで、2004(平成 16)年改正においては、現在すでに生まれている世代が年金の受給を終えるまでのおおむね 100 年間を財政均衡期間に設定し、財政均衡期間において年金財政の均衡を図る方式(有限均衡方式)を採用した。また、財政均

衡期間の最終年度は給付費の1年分程度の積立金を保有することとし、積立金については、財政均衡期間においてその運用収益と元本を活用することとなった。

財政均衡期間については、今回の財政検証においては 2115(令和 97)年度までの 95 年間としているが、財政均衡期間は財政検証ごとに先に移動していくものである。これにより 2116(令和 98)年度以降の将来についても、段階的に財政均衡期間に入ることとなり、給付と負担の均衡が図られる仕組みとなっている。

(4) 給付と負担の均衡を図る仕組み

~マクロ経済スライドによる給付水準調整の導入

保険料水準と国庫負担を固定し積立金の活用方法が決定したことにより、給付の財源が固定された。したがって、年金給付はこの固定した財源の範囲で行われることとなるため、年金財政の均衡を図るため給付水準を調整する必要がある。

そこで、社会全体の年金制度を支える力の変化(被保険者数の減少)と平均余 命の伸びに伴う給付費の増加というマクロでみた給付と負担の変動を基準に、給 付水準を自動的に調整する「マクロ経済スライド」という仕組みを導入した。

本来の年金スライドの仕組みは1人当たり賃金(可処分所得)の伸びや物価の伸びに応じて改定することが基本であるが、マクロ経済スライドは、年金財政の均衡が図られるまでの間、この改定率を被保険者の減少と平均余命の伸びを勘案して調整し、年金額の伸びを抑えるというものである。

以下、この年金スライドの仕組みについて解説する。

① 本来の年金スライドの仕組み

2004(平成 16)年改正では、マクロ経済スライドにより給付水準を自動調整する仕組みが導入されたが、このマクロ経済スライドが行われるのは年金財政の均衡を図るための特例期間のみで、その後は本来の改定方法に復帰することとなっている。

基本的な改定の考え方

厚生年金(報酬比例部分)については、65歳で年金を受け取り始めるときの年金(新規裁定年金)の水準は現役の被保険者の1人当たり賃金(可処分所得)の水準に応じて改定され、受給開始後の年金(既裁定年金)の水準は物価水準に応じて改定されることを基本としている。

基礎年金については、賃金や消費支出の伸び等を勘案した政策改定が行われてきたが、2004(平成16)年の改正により、今後、新規裁定年金は厚生年金と同じ改定率、すなわち1人当たり可処分所得の伸び率で改定され、既裁定年金は2004(平成16)年改正前と同様、物価に応じて改定されることを基本

としている。

新規裁定年金が賃金を基準に改定されることにより、年金給付総額も長期的には賃金の変動に連動することとなる。

賦課方式を基本とする公的年金は、主な財源である保険料と年金給付が、いずれも賃金に連動して動くことにより、急激なインフレ等の激しい経済変動に対しても一定の安定性を持っており、その時々の賃金水準に応じた年金給付が可能となっている。

スライドの指標及び適用時期

新規裁定年金は、可処分所得に応じて改定されるが、実際の改定率の算出にあたっては、税・社会保険料控除前の賃金(以下、「グロス賃金」という。)の変化率と、グロス賃金に占める可処分所得の割合(以下、「可処分所得割合」という。)の変化率により求めることとされている。グロス賃金は、被用者年金制度(厚生年金及び共済年金)の標準報酬を用いることとしているが、可処分所得割合については、2004(平成16)年改正により、固定された厚生年金の保険料率の引上げ階段を基に設定することとされた。

また、2004(平成 16)年改正前は賃金(可処分所得)による改定については、 5年に1度の財政再計算年度に過去5年分の改定を行い、それ以外の年度に は物価による改定のみを行っていたが、16年改正では、毎年度、自動的に賃 金(可処分所得)による改定を行うことが法律に組み込まれた。

さらに、年金を受け取り始める時点までの賃金水準が年金額に反映されることから、短期的な賃金水準の変動による年金額への影響を軽減するため、賃金の伸び率を物価上昇率相当分と物価を上回る実賃賃金上昇率相当分に分解し、実賃賃金上昇率については前後3年平均した率を用いて年金の改定を行うこととした。

既裁定年金の物価による改定については、前年の消費者物価指数(CPI)の伸び率を基準とするが、賃金(可処分所得)による改定については、年金改定を行う4月時点では賃金の実績が前々年度分までしか確定していないため、年金を受け取り始める時点までの賃金水準が反映できるよう、受給者が67歳になるまで改定を行うこととした。

以上をまとめると、具体的な年金の改定率は次のようになる。

賃金による改定率(67歳まで)

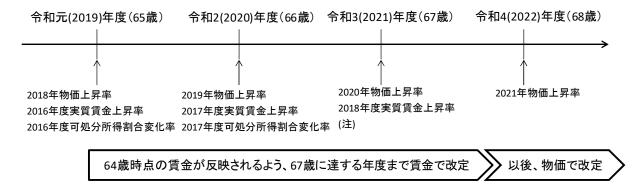
- = 前年の物価上昇率
 - ×3年度前の実質賃金上昇率(前後3年平均)
 - ×3年度前の可処分所得割合変化率(厚生年金の保険料率の引上げ階段を基に設定)

物価による改定率 (68歳以降)

= 前年の物価上昇率

第2-4-10図 年金額に反映させる要素

【年金額に反映させる要素】(スライド調整がない場合。昭和29年度生まれの者)



- (注) 厚生年金の保険料率の引上げが2017年度に終了することから、可処分所得割合変化率は令和2(2020) 年度までとなる。
- ※ スライド調整が行われる場合には、公的年金被保険者数減少率についても、上図のような3年平滑化を 行って、新規裁定者及び既裁定者の年金改定に反映。

<u>物価変動率が賃金変動率を上回った場合の特例等</u>

通常の経済状況では、物価及び賃金はともに上昇し、賃金変動率は物価変動率を上回るものと想定し、新規裁定年金は賃金(可処分所得)による改定、 既裁定年金は物価による改定が基本とされているが、現実の経済は必ずしも このような状況ばかりとは限らない。

2004(平成 16)年改正では、物価変動率が賃金変動率を上回るような特別な 経済状況における年金の改定方法の特例も定められた(第2-4-11 図)。

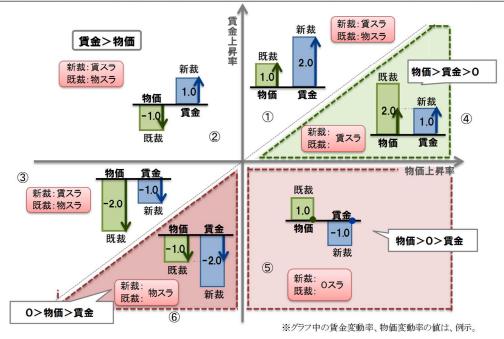
この特例により、2004(平成 16)年度以降に賃金変動率がマイナスかつ賃金変動率が物価変動率よりも低下した際 (第2-4-11 図の⑤や⑥のケース)、年金の水準は据え置きや物価で改定されることとなったため、基礎年金額が賃金ほど低下せず、賃金に対する相対的な年金水準 (所得代替率) が上昇することとなった。

しかし、2016(平成 28)年に成立した「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」により、2021(令和 3)年度からは賃金変動率が物価変動率を下回る場合、賃金変動率に合わせて年金額を改定する考え方が徹底されることとなった(第 2 - 4 - 12 図)。

第2-4-11図 賃金の伸びと物価の伸びが逆転した場合の年金改定

改正前の改定ルールは次の3つの考え方で構成

- ① 新規裁定者は賃金変動、既裁定者は物価変動をベースに改定
- ② 物価変動>賃金変動の場合は既裁定者も賃金変動をベースに改定
- ③ 改定率がマイナスになる場合は、新規裁定者、既裁定者とも物価変動のマイナス分を下限に改定



- (1) 賃金の伸びが物価の伸びより大きい場合、通常の改定(①、②、③)
 - (→ 新規裁定=賃金による改定、既裁定=物価による改定)
- (2) 賃金・物価ともにプラスの伸びで、賃金の伸びく物価の伸び、の場合(④)
 - → 既裁定者の年金額の改定率が、新規裁定者の改定率(=現役世代の賃金上昇率)より大きくなると、給付と負担の長期的な均衡が保てなくなるため、既裁定者の改定率を、新規裁定者の改定率に合わせている。
- (3) 賃金のみがマイナスの場合(⑤)
 - → 既裁定者の年金額の改定率が、新規裁定者の改定率より大きくなると、給付と負担の長期的な均衡が保てなくなる。一方、名目額を割り込んでまで、既裁定者の年金額を新規裁定者に合わせることの影響を考慮し、ともにスライドなしとしている。
- (4) 賃金・物価ともにマイナスで賃金の下落が大きい場合(⑥)
 - → 既裁定者の年金額の改定率が、新規裁定者の改定率より大きくなると、給付と負担の長期的な均衡が保てなくなる。一方、実質価値を割り込んでまで、既裁定者の年金額を新規裁定者に合わせることの影響を考慮し、ともに物価でスライドさせている。

第2-4-12図 2016 (平成28) 年年金改革法による年金額改定ルールの見直し

○ 新規裁定者は賃金変動率、既裁定者は物価変動率で改定することが原則(Aのエリア)。 ○ ただし、年金制度の給付の原資たる保険料収入の支え手である現役世代の負担能力がおちている(物価>賃金(Bのエリア))場合には、既裁定 者の改定率が新規裁定者の改定率を上回ることを避ける形での改定とする。 令和3年度から、既裁定者も現役世代の負担能力を示す賃金変動で改定することを徹底(新規裁定者の改定率に合わせる)。これにより、マクロ 経済スライドの調整期間の終了年度を早めることができ、将来の給付水準を確保できる(④、⑤のエリア) 賃金>物価 賃金上昇率 新裁 既裁 通常のスライド 物価>賃金>0 新裁 新規裁定者:賃金変動率 新規裁定者の賃金の変動率に 合わせる。 既裁定者:物価変動率 物価 新裁 (1) 既裁 **(2**) 物価 物価上昇率 (5) 既裁 **6**) 物価>0>賃金 物価がプラスの中で、既裁定者の 物価 改定率を新規裁定者に合わせてマ イナスとまですることは年金受給者 既裁 に厳しい改定となるため、新規裁定 新裁 0>物価>賃金 新規裁定者の改定率を既裁定者の 変動率(物価)とする。 既裁 令和3年度から、将来世代の給付水準の確 新裁 保のため、賃金に合わせて年金額を改定 改正部分 B 物価>賃金

<u>過去の物価スライド特例への対応</u>

2004(平成 16)年改正前においても、消費者物価指数が低下した場合は、それに応じて翌年度の年金額を引き下げることが原則であったが、2000~2002年度の3年間は、前年の消費者物価指数が低下したにも関わらず、年金額を引き下げずに据え置く特例措置が設けられた。この結果、2004(平成 16)年改正時点での年金水準は、特例措置が行われた3年間の物価水準の低下分に相当する1.7%だけ本来よりも高い水準に据え置かれたままとなっていた。

2004(平成 16)年改正法においては、このかさ上げ分の解消は、賃金や物価が上昇した場合に、年金水準を引上げないことにより、解消することとした。また、物価スライド特例の解消は、マクロ経済スライドの適用に先行して行うこととされていた。このことから、物価スライドの特例が解消されるまでの間は、マクロ経済スライドは発動されなかった。

このように、賃金や物価が上昇した場合に特例水準を解消する仕組みであったが、特例水準の解消が進まず、マクロ経済スライドは導入後 10 年たっても1度も発動されることはなかった。しかしながら、2012(平成 24)年の社会保障・税一体改革により、2013(平成 25)年 10 月から特例水準を3年かけて段階的に解消することとされた。これにより、2015(平成 27)年4月に物価スライド特例は解消され、マクロ経済スライドが発動された。

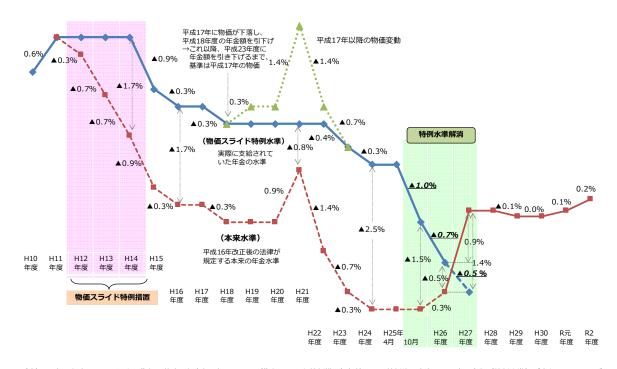
第2-4-13表 2004(平成16)年改正以降の改定率の推移(基礎年金)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
物価変動率	▲0.3%	0.0%	▲0.3%	0.3%	0.0%	1.4%	▲1.4%	▲0.7%	▲0.3%	0.0%	0.4%	2.7%
賃金変動率	-	-	1	0.0%	▲0.4%	0.9%	▲2.6%	▲2.2%	▲1.6%	▲0.6%	0.3%	2.3%
スライド調整率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ı	-	▲0.9%
改定率 (本来水準)	▲0.3%	0.0%	▲0.3%	0.0%	0.0%	0.9%	▲1.4%	▲0.7%	▲0.3%	0.0%	0.3%	1.4%
ケース				4	6	4	6	6	6	6	4	4
改定率 (特例水準)	▲0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	▲0.4%	▲0.3%	4月 0.0% 10月 ▲1.0%	▲ 0.7%	-

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
物価変動率	0.8%	▲0.1%	0.5%	1.0%	0.5%
賃金変動率	▲0.2%	▲1.1%	▲0.4%	0.6%	0.3%
スライド調整率	ı	-	-	▲0.2% + ▲0.3%	▲0.1%
改定率	0.0%	▲0.1%	0.0%	0.1%	0.2%
ケース	(5)	6	(5)	4	4

⁽注1)基礎年金については、平成18年度年金額までは前年の物価上昇率で改定することとされていた。

第2-4-14図 年金額改定の推移



⁽注) 平成26年度までは、過去、物価下落時に年金額を据え置いた(物価スライド特例措置)経緯から、特例的に本来よりも高い金額(特例水準)が支払われていたが、 平成27年度に特例水準が解消。(H25.10.▲1.0%、H26.4.▲1.0%、H27.4.▲0.5%) なお、特例水準の年金額は、物価が上昇しても据え置く一方、物価が直近の年金額改定の基となる水準を下回った場合に、その分だけ引き下げるというルール。

⁽注2)「本来水準」とは、物価スライド特例を適用しなかった場合の年金水準を指す。

⁽注3)「ケース」の欄では、第2-4-11図のうちどのケースに当てはまるかを示している。

⁽注4)平成28年に成立した年金改革法により、平成30年度に発生したマクロ経済スライドの未調整分(▲0.3%)は翌年度以降に繰り越され、令和元年度は、平成30年度に繰り越された未調整分(▲0.3%)も含んでいる。(いわゆるキャリーオーバー)

② 給付水準調整期間中の年金のスライド(マクロ経済スライド)の仕組み

スライド調整率と給付水準調整期間中の年金のスライド

マクロ経済スライドによる給付水準の調整は、財政の均衡が図られるまでの一定期間(給付水準調整期間)、年金の改定率を抑制することにより行う。この給付水準調整は、現役世代の減少と高齢者の年金受給期間の増加の2つの観点から行われ、次の(A)、(B)の率によりスライド調整率を設定し、スライド調整率に相当する分、年金の改定率を抑制する。

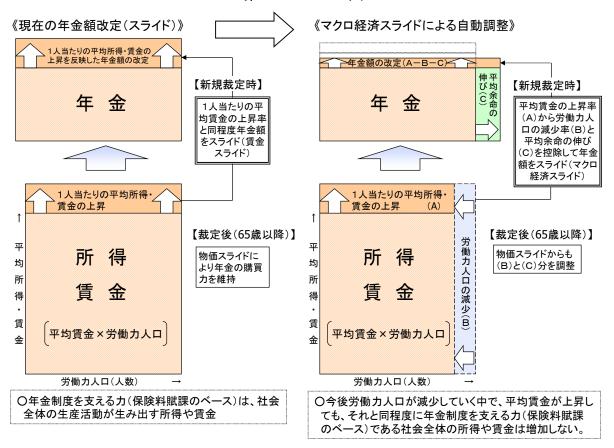
(A) 被保険者数の減少 … 現役世代(支え手)の減少

(B) 平均余命の伸び … 高齢者の年金受給期間の増加

スライド調整率 = 公的年金の全被保険者数の減少率の実績(3年平均) +平均余命の伸び率を勘案して設定した一定率(0.3%)

なお、スライド調整率に用いる公的年金の全被保険者数の実績は、短期的な変動による影響を軽減するため、3年平均を用いることとしている。また、年金の改定を行う4月時点で確定している実績は、前々年度のものまでであることから、賃金(可処分所得)による改定と同様に適用時期が遅れることとなる。

第2-4-15図



給付水準調整期間中の具体的な年金の改定率は、年金を受け取り始める 65 歳時点の新規裁定年金の水準については、本来の賃金(可処分所得)による 改定率からスライド調整率を減じたものになり、既裁定年金については本来 の物価による改定からスライド調整率を減じたものとなる。

新規裁定年金の改定率 = 賃金上昇率 - スライド調整率 (可処分所得上昇率) 既裁定年金の改定率 = 物価上昇率 - スライド調整率 スライド調整率 = 公的年金の全被保険者数の減少率の実績(3年平均) +平均余命の伸び率を勘案して設定した一定率(0.3%)

(注)全被保険者数が増大することによりスライド調整率がマイナスとなる場合は、スライド調整率を0%とする。

物価、賃金が低下する場合の給付水準調整

2004(平成16)年改正における給付水準調整は、賃金や物価が上昇し、それに応じて年金額が増額改定されるときに、その改定率を抑制することにより行うこととされた。

したがって、賃金水準や物価水準が低下した場合には、賃金や物価に応じた年金の減額改定は行うが、マクロ経済スライドによる給付水準調整は行わないこととされている。

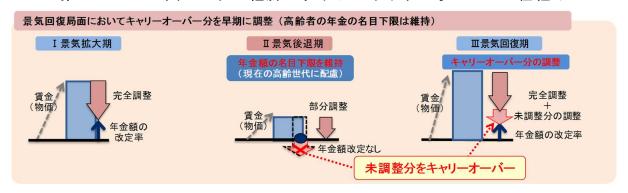
また、賃金水準や物価水準が上昇した場合でも、機械的にスライド調整率 を減ずると年金の改定率がマイナスとなる場合には、年金の名目額を引き下 げることはしないこととされている。

ある程度、賃金(物価)が上昇した場合 賃金(物価) ・賃金(物価)上昇率≧スライド調整率 スライド調整率 ⇒スライド調整を行う 年金改定率 賃金(物価)上昇が小さい場合 賃金(物価) 実際に行われ ・賃金(物価)上昇率くスライド調整率 る調整幅 年金改定率 ⇒スライド調整を行う (年金改定率は、マイナスとしない) スライド調整率 賃金(物価)が下落した場合 年金改定率 ⇒スライド調整は行わない スライド調整率

第2-4-16 図

なお、マクロ経済スライドの仕組みは 2016 (平成 28)年に成立した「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」により、名目下限措置を維持し、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を調整する仕組み (キャリーオーバー) に見直され、2018 (平成 30)年4月から導入された (第 2-4-17 図)。

第2-4-17図 マクロ経済スライドのキャリーオーバーの仕組み



(5) 給付水準調整を終了する仕組み

~ 国民年金と厚生年金のそれぞれの財政均衡を図る仕組み

マクロ経済スライドによる給付水準調整は、固定した保険料水準、国庫負担及 び積立金による財源により、今後、おおむね 100 年間の財政均衡期間で年金財政 が均衡すると見込まれる給付水準に到達するまで続けるものであり、財政検証に おいて、給付水準調整の終了が可能かどうか判断することとなっている。給付水 準調整が終了すると、本来の賃金、物価による年金の改定に復帰することとなる。

また、財政単位の異なる「国民年金」と「厚生年金」の双方において、年金財政が均衡するまで給付水準調整を行う必要があり、国民年金と厚生年金で財政状況が異なることから、1階部分の基礎年金と2階部分の報酬比例年金で給付水準調整の終了年度が異なることになる。

マクロ経済スライドによる給付水準調整期間を推計する方法を示したのが第2-4-18 図である。

国民年金については、支出の大部分が基礎年金拠出金であるため、基礎年金の 給付水準調整により財政の均衡を図る必要がある。このため、給付水準調整は、

- STEP 1 国民年金の長期的な財政が均衡するように、基礎年金の給付水準調整期間を決定し、
- STEP 2 STEP 1 で決定した基礎年金部分の給付水準を踏まえて、厚生年金の財政が均衡するように報酬比例部分の給付水準調整期間を決定する

という、2つのステップに分けて推計を行っている。

このように基礎年金と報酬比例部分の給付水準調整の終了年度をそれぞれ決定することにより、国民年金、厚生年金共に財政の均衡を図ることが可能となるものである。

この結果、基礎年金の給付水準は、国民年金の財政状況に影響を受けることとなり、報酬比例部分の給付水準は、基礎年金の給付水準と厚生年金の財政状況に 影響を受けることとなる。

第2-4-18図 給付水準調整期間の推計の流れ

[STEP1] 国民年金法第十六条の二の規定に基づき、国民年金財政において、財政均衡期間(財政検証を行う年からおおむね100年間)の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金 (注)を保有しつつ均衡が保たれるように、基礎年金部分のマクロ経済スライドの終了年度の見通しを決定。これにより、将来における基礎年金の水準の見通しが決まる。

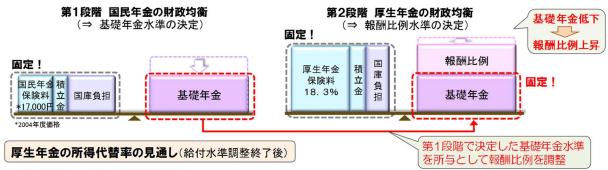


[STEP2] STEP1による将来の基礎年金の水準を踏まえて、厚生年金保険法第三十四条の規定に基づき、厚生年金財政において、財政均衡期間の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金 (注)を保有しつつ均衡が保たれるように、報酬比例部分のマクロ経済スライドの終了年度の見通しを決定。これにより、将来の給付水準(所得代替率)の見通しが作成される。

- したがって、一般的には、基礎年金のスライド調整期間と報酬比例部分のスライド調整期間は必ずしも 一致するわけではない。
- (注)令和元(2019)年財政検証においては、財政均衡期間を令和97(2115)年度までとし、「給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金」の規模を支出の1年分としている。

第2-4-19図 マクロ経済スライド調整の枠組み

第1段階: <u>基礎年金</u>の調整終了年度の決定 ← <u>国民年金の財政均衡</u>により決定 第2段階: 報酬比例の調整終了年度の決定 ← <u>厚生年金の財政均衡</u>により決定



※ ()内は2004年財政再計算からの変化

	2004年財政再計算	2014年財政検証 (ケースE)	2019年財政検証 (ケースIII)
報酬比例(2階)	21.8%	24.5% (+2.7%ポイント)	24.6% (+2.8%ポイント)
基礎年金(1階)	28.4%	26.0% (▲2.4%ポイント)	26.2% (▲2.2%ポイント)
合計 [給付水準調整終了]	50.2% 基礎·比例[2023年]	50.6% (+0.4%ポイント) 基礎[2043年], 比例[2020年]	50.8% (+0.6%ポイント) 基礎[2047年], 比例[2025年]

(6) 給付水準の下限

給付水準の下限の設定

2004(平成 16)年改正においては、給付水準の自動調整の仕組みを取り入れたものの、公的年金の役割を考えた場合、給付水準が際限なく下がっていくことは問題である。そこで、一定の給付水準を確保するため、厚生年金の標準的な年金額の所得代替率を給付水準の指標として用いることとし、この指標により給付水準は将来にわたり所得代替率 50%を確保することと定められた。

第2-4-20図 給付水準の指標となる所得代替率

厚生年金の標準的な年金額 (*) 所得代替率= 現役男子の平均手取り収入額 (ボーナス込み)

(*) 現役男子の平均的な賃金で40年間就業した者の報酬比例年金 + 夫婦2人分の老齢基礎年金

分子 \rightarrow 賃金上昇率 (- スライド調整率) により変動 分母 \rightarrow 賃金上昇率 により変動

					備考
1	現役男子の平均的な標準報酬額	:	43.9	万円	2018年度の実績見込み(賞与を含む、月額換算)
2	現役男子の手取り収入	:	35.7	万円	:= ①×0.814 (0.814:可処分所得割合)
3	厚生年金の標準的な年金額	:	22.0	万円	
	うち 報酬比例年金	:	9.0	万円	:= ①×0.938×5.481/1000×40年 (0.938: 再評価率)
	うち 基礎年金 (夫婦2人分)	:	13.0	万円	
4	所得代替率	:	61.7	%	:= (3)÷(2)

指標に用いられる「厚生年金の標準的な年金額」は、現役男子の平均的な賃金で40年間働いた者の報酬比例年金と二人分の基礎年金の和と定義し、「所得代替率」は、現役男子の平均手取り収入額(ボーナス込み)に対する厚生年金の標準的な年金受給世帯の年金額の比率と定義している。

年金スライドの所得代替率への影響

所得代替率は、計算式から明らかなように、分母が賃金(可処分所得)に応じて変動するため、分子も賃金(可処分所得)に応じて変動すれば、一定の水準を維持する一方、年金の改定率が分母の賃金(可処分所得)の伸びより小さくなれば、所得代替率は低下することとなる。

マクロ経済スライド終了後は、新規裁定年金については、本来の賃金(可処分所得)による改定となるため、所得代替率は一定の水準を維持することとなる。

一方、マクロ経済スライドの適用期間中は、新規裁定年金の改定率は賃金(可処分所得)上昇率からスライド調整率を控除したものとなるため、その分、所得代替率は低下することとなる。

なお、65歳到達以降の既裁定者については、物価上昇率による改定が行われるため、マクロ経済スライドの終了後においても、一般的に、賃金(可処分所得)上昇率よりも低い改定が行われ、現役世代(男子)の平均手取り収入(ボーナス込み)に対する年金額の比率は、加齢とともに低下していくこととなる。ただし、財政検証においては、新規裁定者と既裁定者の年金水準の乖離幅は2割までにとどめることを前提としている。

給付水準の下限を下回る場合

少子化が想定以上に進行した場合、一定の経済成長を確保できなかった場合などは、年金財政の均衡を保つよう給付水準調整を行い続けると、所得代替率が50%を下回る見込みとなることもあり得る。

この場合は、少なくとも5年ごとに行われる財政検証において将来の年金財政の見通しを明らかにしつつ、給付水準の自動調整を続けていき、次回の財政検証までの間に所得代替率が50%を下回ることとなる見込みとなった時点において、給付水準調整の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずることとしている。併せて、給付と負担の在り方についての検討を行い所要の措置を講ずることとしている。

ただし、2019(令和元)年度の所得代替率は61.7%であり、給付水準の調整により所得代替率が50%に近づくのは、早くとも20年以上先となる見込みであることから、仮に、現在の想定以上に社会・経済状況が悪化したとしても、この規定に基づいて給付と負担の在り方についての全体の見直しが行われるのは、20年以上先のこととなる。

また、給付水準調整は、公的年金の被保険者数(20~59歳の全ての国民に基本的に加入義務がある国民年金の被保険者数と20歳未満又は60歳以上の被用者年金の被保険者数の和)の減少率に、受給者の平均余命の伸びを勘案して設定した一定率(年0.3%)を加えた率により調整が行われる。この調整率は20~59歳人口や高齢者の労働参加の動向に連動するが、長期的には人口に連動すると考えられ、今後20年は将来の出生率の動向に左右されないため、比較的安定しているものである。したがって、少子化の進展等に伴ってより大きな給付水準の調整が必要となったとしても、基本的には調整のスピ

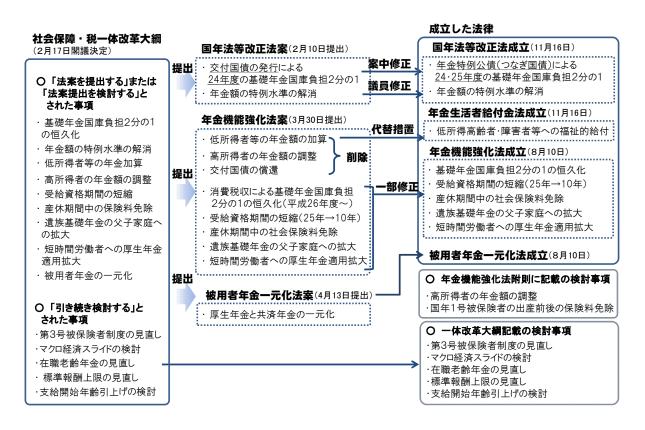
ードが速まるのでなく調整期間が延長することにより年金財政の均衡が図られることとなり、所得代替率が50%を下回る時期が大幅に早まることはない。

3. 社会保障・税の一体改革と 2004 (平成 16) 年改正の枠組みの完成

2004(平成 16)年改正によって年金財政の均衡を自動的に図る仕組みが導入された結果、以前までのように定期的に給付水準等を見直すための制度改正を行う必要はなくなった。実際、2004(平成 16)年改正以降は、2009(平成 21)年度に基礎年金の国庫負担割合を2分の1へと引上げる法律改正が行われたのみで、その他の給付と負担に係る大きな制度改正は行われていない。

2004(平成 16)年改正は、国庫負担 2 分の 1 への引上げについては安定財源が確保されていないなど、未完成の部分があったが、2012(平成 24)年に社会保障・税一体改革が行われ、関連法律が成立したことで、2004(平成 16)年改正のフレームワークが完成した。以下では社会保障・税一体改革について解説する。

第2-4-21 図 社会保障・税一体改革(年金分野)の経緯



(1) 2004(平成 16)年年金財政フレームの完成

2004(平成 16)年改正により、負担を固定し、その負担の範囲内で給付水準を調整する(マクロ経済スライドによる調整)ことで、年金の持続可能性を図ることとなっていた。ただし、当面のこの財政フレームワークは、基礎年金国庫負担割合を2分の1とするための恒久財源が確保されず、臨時財源での対応を続けてきたことや、マクロ経済スライド発動の前提である年金額の特例水準の解消が図られていないなど不完全な状態にあった。

しかし、社会保障・税一体改革における年金4法の成立は、2004(平成16)年年金財政フレームを機能させることに大きく貢献した。まず、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」(以下、「年金機能強化法」という。)により、基礎年金の国庫負担に消費税率の引上げで確保される安定財源が充当されることとなり、基礎年金国庫負担割合2分の1の恒久化が実現した。また、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律により、年金額の特例水準が段階的に解消されることとなり、長期的に給付と負担の均衡を図るために必要なマクロ経済スライドの発動の前提が整った。

これは、2004(平成 16)年改正による年金財政フレームが完成したことを意味しており、これにより、長期的な給付と負担の均衡を確保し、持続的な制度運営が可能となった。

(2) 年金制度におけるセーフティネット機能の強化

年金4法の成立に伴い、社会保障・税一体改革の目的の一つであったセーフティネット機能の強化という観点からもいくつか制度の改善を行っている。

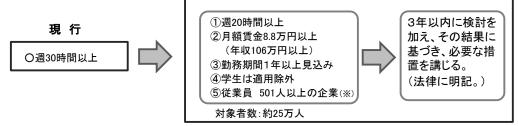
まず、従来から主に自営業者を対象としてきた国民年金制度において、近年は被用者でありながら被用者保険の保障を受けられない非正規雇用の労働者が増加している。このことに対して、年金機能強化法において、こういった短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険の適用を2016(平成28)年10月から一定の程度で拡大することとした。

第2-4-22 図 2016 (平成28) 年10 月施行の適用拡大の枠組み

- 被用者でありながら被用者保険の恩恵を受けられない非正規労働者に被用者保険を適用し、セーフティネットを強化することで、社会保険における「格差」を是正する。
- 社会保険制度における、働かない方が有利になるような仕組みを除去することで、特に女性の就業意欲を 促進して、今後の人口減少社会に備える。
- 社会保障・税一体改革の中で、3党協議による修正を経て法律(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(年金機能強化法))が成立した。

≪改正内容≫

短時間労働者への適用拡大(平成28年10月~)



(※)適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定。

≪影響緩和措置≫

○ 短時間労働者など賃金が低い加入者が多く、その保険料負担が重い医療保険者に対し、その負担を軽減する観点から、当分の間、賃金が低い加入者の後期支援金・介護納付金の負担について、被用者保険者間で広く分かち合う特例措置を導入し、適用拡大によって生じる保険者の負担を緩和する。

第二に、消費税率の10%への引上げに合わせて消費税増税の財源を活用することにより、年金の受給に必要な資格期間を現在の25年から10年に短縮し、より多くの人を年金受給に結びつける措置を講じた。

第三に、これまで支給範囲が母子家庭または子に限られていた遺族基礎年金について、母親が死亡した場合の父子家庭にも支給される措置が 2014(平成 26)年 4月より施行された。

第四に、社会保障・税一体改革におけるいわゆる三党合意に基づき、低所得・低年金対策として、消費税率の10%への引上げに合わせて、消費税を財源とした給付金の支給制度が創設され、年金制度の枠外で月額5000円を基準に保険料納付済期間に応じた給付等を支給する仕組みが2019(令和元)年10月より施行された。

他には、次世代育成支援の観点から、産前産後休業中の厚生年金被保険者について、本人負担分・事業主負担分ともに社会保険料の負担を免除する措置を講じた。

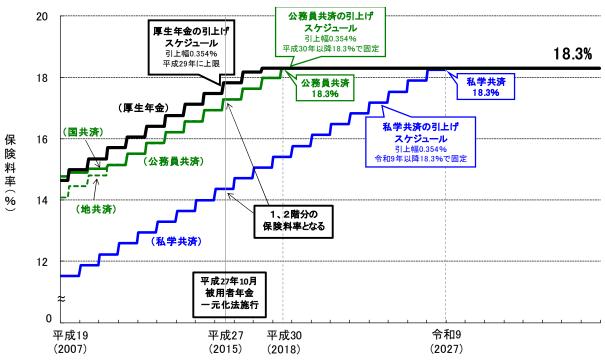
(3)被用者年金制度の一元化

被用者については、一般の被用者が厚生年金の適用対象となっている一方で、 公務員等についてはそれぞれの共済組合の適用対象とされている。共済年金については、制度内容は厚生年金とほぼ同じとなっているものの、保険料率について は厚生年金と異なる水準となっており、またその他にも若干の違いがある。 1985(昭和60)年に基礎年金制度が導入された時点では、共済組合は国家公務員等共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合及び農林漁業団体職員共済組合が存在したが、国家公務員等共済組合の一部であった三共済(JR、JT及びNTT)が1997(平成9)年4月に厚生年金へと統合され、また農林漁業団体職員共済組合については2002(平成14)年4月に厚生年金へと統合されたところである。

そして、2012(平成24)年の社会保障・税一体改革において、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が成立し、2015(平成27)年10月に残存していた三共済(国共済、地共済、私学共済)が厚生年金へ統合されることとなった。

なお、被用者年金一元化により、共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金にそろえて解消し、共済年金の1・2階部分の保険料率を引上げ、厚生年金の保険料率(18.3%)に統一することとなった。

第2-4-23図 一元化に伴う保険料水準の統一スケジュール



4. 財政検証の位置づけ

(1) 定期的な財政検証の必要性

年金制度は、人の一生に関わる長期の制度であり、年金財政は概ね100年という長期間の均衡を図ることとされている。

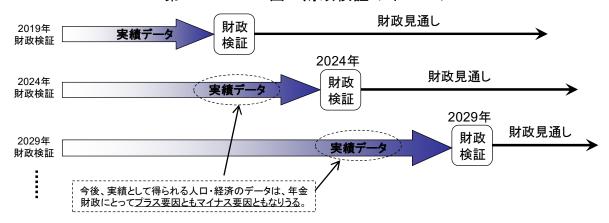
年金数理に基づく財政計算を行う目的は、このような長期の制度である公的年金について、長期にわたる将来の給付水準や年金財政の状況を推計し、年金制度の持続可能性や給付水準の十分性などを検証することにより、年金制度を健全に運営していくための指針を与えることにある。

財政計算における前提の設定にあたっては、計算を行う時点において使用可能なデータを用い、最善の努力を払って妥当な設定を行うとともに、一定の幅を持って設定し、人口や経済の動向に応じて年金財政がどのようになるかを示すことが重要である。

しかし、将来の人口や経済の動向は不確実であり、これを正確に予測することは不可能であるため、時間の経過とともに実績と前提に乖離が生じることは避けられない。

このため、時間の経過につれて新たに蓄積された最新のデータを基に、人口や経済の前提等の計算の基礎となる数値をあらためて算定し直した上で財政計算を行うことにより、年金財政の健全性を定期的に検証することが、年金財政を長期的かつ安定的に運営するにあたっては必要不可欠である。また、幅のある複数の前提を設定した上で将来の人口や経済の姿に応じて年金の財政状況を検証し、将来の給付水準等がどのようになるのかを示しているのである。

このように公的年金制度においては、定期的にその時点までの最新の実績データを基に財政計算に用いる諸前提を見直した上で、新たな将来見通しを作成するという一連の作業が、「財政検証」(または「財政再計算」)として継続的に行われている。



第2-4-24 図 財政検証のイメージ

今回の財政検証も、このような意味で行われた一連の作業であり、年金財政の将来の状況を正確に予測(forecast)したものというよりも、現時点で得られるデータを将来の年金財政へ投影(projection)したものという性格を持っていることに留意が必要であり、結果を幅広く解釈した上で、今後の進むべき方向を読み解くことが重要である。

(2) 2004 (平成 16) 年年金制度改正以前の財政再計算の位置づけ

厚生年金は1954(昭和29)年改正以降、国民年金は1961(昭和36)年の制度施行以降、2004(平成16)年改正に至るまで、財政再計算を少なくとも5年毎に実施することが義務づけられてきた。財政再計算では、法定の給付水準を維持した場合を基本として、人口構造の変化、産業構造、雇用構造の変化、賃金・物価・金利の変動等の社会経済情勢の変化に伴うさまざまな要素を踏まえた上で、新たに被保険者数・年金受給者数・年金給付費等の推計を行い、給付と負担が均衡する将来の保険料引上げ計画を策定することとなっていた。すなわち、財政再計算では、給付水準が維持されるとした場合、将来どの程度の保険料(率)が必要となるのかを「再計算」することとされていた。

このようなプロセスにおいて、少子高齢化が想定を超えたペースで進行する見通しとなり、5年に1度の財政再計算のたびに、必要に応じて給付水準も含め給付と負担の関係を見直す制度改正が行われてきた。

(3) 保険料固定方式の下での財政検証

2004(平成 16)年改正では、制度改正を繰り返すことにより将来の年金の姿が 不透明となることを避ける観点から、保険料を固定した上で、その固定した財源 の範囲内で長期的な給付と負担の均衡を図るため、将来に向けて給付水準を自動 的に調整するという年金財政の枠組みを導入した。

保険料水準を固定したことにより、従来の保険料の引上げ計画を策定する財 政再計算が行われることはなくなったが、保険料固定方式の下でも、人口や社 会・経済情勢の変化に伴うさまざまな要素を踏まえて、財政状況を検証していく ことは必要であるため、少なくとも5年に1度、「財政の現況及び見通し」を作 成する財政検証を行うこととされた。

厚生年金保険法及び国民年金法では、財政検証として政府は以下の①~⑤を実施することとされている。

- ① 保険料、国庫負担、給付に要する費用など年金事業の収支について、今後 おおむね100年間における見通しを作成すること。
- ② 今後おおむね100年間において財政の均衡を保つことができないと見込まれる場合には、政令でマクロ経済スライドによる給付水準調整の開始年度を

定めること。

- ③ マクロ経済スライドによる給付水準調整を行う必要がなくなったと認められる場合には、給付水準調整の終了年度を定めること。
- ④ マクロ経済スライドによる調整期間中に財政検証を行う場合には、給付水 準調整の終了年度の見通しを作成すること。
- ⑤ ①及び④の見通しを公表すること。

すなわち、財政検証は、概ね 100 年間の財政均衡期間の収支の見通しを作成し、 財政均衡期間の年金財政の均衡を図るためにはマクロ経済スライドによる給付水 準調整をどの程度行う必要があるかを推計し、財政検証を行った時点で調整を終 了しても年金財政の均衡が図られる見通しとなるときに、給付水準の調整を終了 することとなる。

②に関して、この開始年度は政令で2005(平成17)年度と定められ、給付水準調整が機能しうる状態となっている。今回の財政検証では、①おおむね100年にわたる収支の見通し及び④給付水準調整の終了年度等の見通しを作成し、併せて、③給付水準調整の終了が可能かどうかの判断を行うこととなる。

このように、財政検証は、直近の人口や社会・経済状況を踏まえ、財政の見通しを作成することにより、2004(平成 16)年改正法に基づき、長期的な収支の均衡が図られているか(持続可能性)と給付水準調整の終了年度及び将来の給付水準の見通し(給付の十分性)を調べ、年金財政の健全性の検証を行うものである。

第2-4-25図 2019 (令和元) 年財政検証が行われるまでのプロセス

平成16年年金制度改正以前の財政再計算

■ ■・ 5年ごとの財政再計算の際に、人口推計や将来の経済の見通しの変化等を踏まえて、給付と負担の見直しを実施。

平成16年年金制度改正以後の財政検証

法律で定め、その範囲内で給付水準を自動的に調整する仕組みを導入。 保険料引上げ計画を策定する財政再計算は行われないが、少なくとも5年ごとに、長期的な財政収支の見通しを作成する財政検証を行うことを規定。 人口に関する前提 ※「日本の将来推計人口(平成29年4月推計)」

将来の現役世代の負担を過重なものとしないため、最終的な保険料水準を

経済に関する前提 ※社会保障審議会年金部会年金財政における経済 前提に関する専門委員会による議論

財政計算:長期的な財政収支(給付水準調整期間等を含む)の見通しを作成

令和元(2019)年財政検証結果の公表(令和元(2019)年8月)

第2-4-26表 2004(平成16)年年金制度改正後の財政検証と 改正前の財政再計算との根拠条文の比較

厚生年金保険法(抄)

(財政の均衡)

第二条の三 厚生年金保険事業の財政は、長期的にその均衡が保たれたものでなければならず、著しくその均衡を失すると見込まれる場合には、速やかに所要の措置が講ぜられなければならない。

(財政の現況及び見通しの作成)

- 第二条の四 政府は、少なくとも五年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による保険給付に要する費用の額その他の厚生年金保険事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し(以下「財政の現況及び見通し」という。)を作成しなければならない。
- 2 前項の財政均衡期間(第三十四条第一項において「財政均衡期間」という。)は、財 政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね百年間とする。
- 3 政府は、第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(調整期間)

- 第三十四条 政府は、第二条の四第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成するに当たり、厚生年金保険事業の財政が、財政均衡期間の終了時に保険給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金(中略)を保有しつつ当該財政均衡期間にわたつてその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、保険給付の額を調整するものとし、政令で、保険給付の額を調整する期間(以下「調整期間」という。)の開始年度を定めるものとする。
- 2 財政の現況及び見通しにおいて、前項の調整を行う必要がなくなつたと認められるときは、政令で、調整期間の終了年度を定めるものとする。
- 3 政府は、調整期間において財政の現況及び見通しを作成するときは、調整期間の終了 年度の見通しについても作成し、併せて、これを公表しなければならない。

(保険料)

第八十一条

4 保険料率は、保険給付に要する費用(基礎年金拠出金を含む。)の予想額並びに予定運用収入及び国庫負担の額に照らし、将来にわたつて、財政の均衡を保つことができるものでなければならず、かつ、少なくとも五年ごとに、この基準に従つて再計算されるべきものとする。

六年改正後

成

+

改

正前

平

成

国民年金法(抄)

(財政の均衡)

第四条の二 国民年金事業の財政は、長期的にその均衡が保たれたものでなければならず、著しくその均衡を失すると見込まれる場合には、速やかに所要の措置が講ぜられなければならない。

(財政の現況及び見通しの作成)

- 第四条の三 政府は、少なくとも五年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による給付に要する費用の額その他の国民年金事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し(以下「財政の現況及び見通し」という。)を作成しなければならない。
- 2 前項の財政均衡期間(第十六条の二第一項において「財政均衡期間」という。)は、 財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね百年間とする。
- 3 政府は、第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(調整期間)

- 第十六条の二 政府は、第四条の三第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成するに当たり、国民年金事業の財政が、財政均衡期間の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金(中略)を保有しつつ当該財政均衡期間にわたってその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、年金たる給付(付加年金を除く。)の額(以下この項において「給付額」という。)を調整するものとし、政令で、給付額を調整する期間(以下「調整期間」という。)の開始年度を定めるものとする。
- 2 財政の現況及び見通しにおいて、前項の調整を行う必要がなくなつたと認められるときは、政令で、調整期間の終了年度を定めるものとする。
- 3 政府は、調整期間において財政の現況及び見通しを作成するときは、調整期間の終了年度の見通しについても作成し、併せて、これを公表しなければならない。

(基礎年金拠出金)

第九十四条の二

3 財政の現況及び見通しが作成されるときは、厚生労働大臣は、厚生年金保険の管掌者 たる政府が負担し、又は年金保険者たる共済組合等が納付すべき基礎年金拠出金につい て、その将来にわたる予想額を算定するものとする。

(保険料)

第八十七条

平

成

+

六

年

改

前

3 保険料の額は、この法律による給付に要する費用の予想額並びに予定運用収入及び国 庫負担の額に照らし、将来にわたつて、財政の均衡を保つことができるものでなければ ならず、かつ、少なくとも五年ごとに、この基準に従つて再計算され、その結果に基づ いて所要の調整が加えられるべきものとする。

(基礎年金拠出金)

正 | 第九十四条の二

3 第八十七条第三項の規定による保険料の額の再計算が行われるときは、厚生労働大臣 は、厚生年金保険の管掌者たる政府が負担し、又は年金保険者たる共済組合等が納付す べき基礎年金拠出金について、その将来にわたる予想額を算定するものとする。

158

成十六年改正後

平

第5節

2019 (令和元) 年以前の財政検証

前節でも述べたとおり、2004(平成 16)年の制度改正以降は、将来の保険料水準を固定した上で、少なくとも5年に1度行われる「財政検証」において長期的に 財政の均衡が保たれるかについて検証することとなっている。

ここでは、2004(平成 16)年以降に行われてきた財政検証(2004(平成 16)年、2009(平成 21)年及び 2014(平成 26)年)について試算の前提や結果等の概要を概観する。それぞれの財政検証の詳細については「厚生年金・国民年金平成 16 年財政再計算結果」、「平成 21 年財政検証結果レポート」及び「平成 26 年財政検証結果レポート」を参照されたい。

1. 2004(平成 16)年財政再計算(財政検証)

(1) 主な前提

① 将来推計人口(少子高齢化の状況)の前提

国立社会保障・人口問題研究所が 2002(平成 14)年1月に発表した「日本の将来推計人口」の中位推計を基準ケースとしている。

第2-5-1表 中位推計における合計特殊出生率及び平均寿命 -2004(平成16)年財政再計算-

合計特殊出生率	平均寿命				
2000(平成 12)年 2050(令和 30)年 (実績)	2000(平成 12)年 2050(令和 32)年 (実績)				
$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	男:77.64年 → 80.95年				
	女:84.62年 → 89.22年				

② 労働力率の前提

将来の労働力率の前提は、2002(平成14)年7月に職業安定局が推計した「労働力率の見通し」を使用した。この推計の推計期間は2025(令和7)年までであるため、それ以降は2025(令和7)年の数値で一定としている。

第2-5-2表 労働力率の前提(2004(平成16)年財政再計算)

	2001(平成 13)年 2025(令和 7)年 (実績)
男性 60~64 歳	$72.0\% \rightarrow 85.0\%$
女性 30~34 歳	$5.8.8\% \rightarrow 6.5.0\%$

③ 経済前提

・物価上昇率

2008(平成 20)年までは「改革と展望-2003 年度改定」(内閣府)に準拠した。2009(平成 21)年以降は、消費者物価上昇率の過去 20 年(1983~2002年)平均が 1.0%であること及び「改革と展望-2003 年度改定」において2004~2008年度平均の消費者物価上昇率が 1.0%であることから、1.0%と設定した。

賃金上昇率、運用利回り

2004 年度から 2008 年度までは「改革と展望-2003 年度改定」に準拠した。2009 (平成 21)年度以降は、社会保障審議会年金資金運用分科会報告をもとに設定した。この報告では、構造改革の実行を前提とした日本経済の生産性上昇の見込み(「平成 13 年度年次経済財政報告」(内閣府))に基づき、中長期的な実質賃金上昇率、実質運用利回りを推計している。

第2-5-3表 2004(平成16)年財政再計算の経済前提

	平成 15 (2003)	平成 16 (2004)	平成 17 (2005)	平成 18 (2006)	平成 19 (2007)	平成 20 (2008)	平成 21 以降 (2009)
物価上昇率	-0.3	-0.2	0. 5	1. 2	1. 5	1. 9	1. 0
賃金上昇率 [実質]	0.0	0. 6 [0. 8]	1. 3 [0. 8]	2. 0 [0. 8]	2. 3 [0. 8]	2. 7 [0. 8]	2. 1 [1. 1]
運用利回り [実質(対賃金上昇率)]	0.8	0. 9 [0. 3]	1. 6 [0. 3]	2. 3 [0. 3]	2. 6 [0. 3]	3. 0 [0. 3]	3. 2 [1. 1]

注:運用利回りは自主運用分の利回りの前提である。2007(平成 19)年度 までの運用利回りは、これに財投預託分の運用利回り (2002(平成 14)年度末の預託実績より算出)を勘案した数値となる。

④ その他の前提

上記の前提の他、制度の運営実績に基づいた諸前提(障害年金の発生率等)が用いられている。これらの諸前提は、被保険者及び年金受給者等の直近の実績データ等を基礎として設定している。

(2) 給付水準の将来見通し

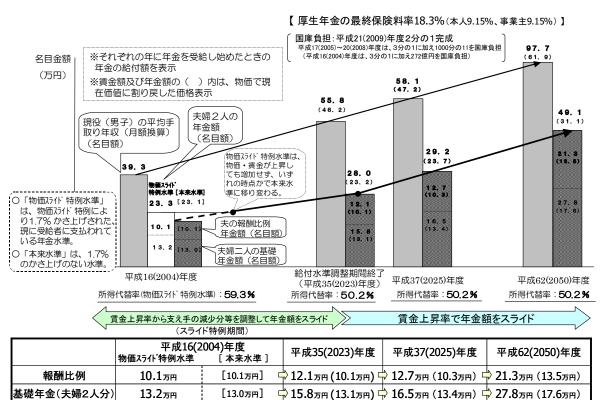
① 厚生年金における標準的な年金の給付水準(所得代替率)の見通し

社会・経済状況について基準ケースを前提とし、年金を受け取り始める時点(65歳)での厚生年金の標準的な年金の所得代替率と年金額の推移を表したのが第2-5-4図である。

マクロ経済スライドによる給付水準の調整は、2023(令和5)年度まで適用される見通しとなる。その間、所得代替率は低下し、2004(平成16)年度の59.3%から2023(令和5)年度には50.2%まで低下することとなる。

マクロ経済スライドによる給付水準調整が行われても、物価上昇率で現在価値 に割り戻した年金額ではほぼ横ばいであり、おおむね年金の購買力の水準を維持 できる見通しとなっている。

第2-5-4図 保険料水準固定方式によるマクロ経済スライド -厚生年金(夫婦2人の基礎年金含む)2004(平成16)年財政再計算-



② 社会・経済状況が変動した場合の厚生年金における所得代替率の見通し

2004(平成16)年財政再計算では、少子化の動向及び経済状況が変動した場合について、最終的な給付水準等の見通しを示している。設定した前提は次のとおりである。

少子化の動向の前提

	合計特殊出生率の前提(2050年)
少子化改善ケース	1. 52
基準ケース	1. 39
少子化進行ケース	1. 10

経済前提(2009(平成21)年度~)

	賃金上昇率 [実質]	実質的な運用利回り [実質(対賃金上昇率)]			
経済改善ケース	2. 5%[1. 5%]	3. 3%[0. 8%]			
基準ケース	2. 1%[1. 1%]	3. 2%[1. 1%]			
経済悪化ケース	1.8%[0.8%]	3. 1%[1. 3%]			

少子化の動向及び経済の動向がどちらも好転した場合は、マクロ経済スライドによる給付水準調整を 2019 (令和元)年度に終了し、所得代替率は 52.4%となる。少子化の動向及び経済の動向がどちらも悪化した場合、2024 (令和 6)年度に所得代替率が 50%を下回った後もマクロ経済スライドによる給付水準調整を続けない限り、年金財政の均衡は確保されない見込みである。このような場合には、その直前の財政検証時において、マクロ経済スライドによる調整の終了その他の措置を講じるとともに、給付と負担の在り方について再検討を行い所要の措置を講じることとなっている。仮に、マクロ経済スライドの適用を続けて 2100 (令和82)年度において支出の1年分の積立金を確保することとすれば、マクロ経済スライドは 2033 (令和15)年度まで適用され、所得代替率は 45.3%となる見通しである。

2. 2009(平成 21)年財政検証

(1) 主な前提

① 将来推計人口(少子高齢化の状況)の前提

国立社会保障・人口問題研究所が2006(平成18)年12月に公表した「日本の将来推計人口」を用いている。合計特殊出生率及び死亡率について中位、高位、低位の3通りをそれぞれ設定している(第2-5-5表)。

第2-5-5表 合計特殊出生率及び平均寿命 (2009(平成 21)年財政検証)

合計特殊出生率	平均寿命
2005年(実績) 2055年	2005年(実績) 2055年
出生高位: 1.55 1.26 → 出生中位: 1.26 出生低位: 1.06	

② 労働力率の前提

独立行政法人労働政策研究・研修機構「労働力需給の推計」(2008(平成 20)年 3月)における「労働市場への参加が進むケース」に準拠して設定している。この推計の推計期間は 2030(令和 12)年までであるため、それ以降は 2030(令和 12)年の数値で一定としている(第 2-5-6 表)。

第2-5-6表 労働力率の前提(2009(平成21)年財政検証)

	2006年(実績)		2030年	
男性 60~64歳	70. 9 %	\rightarrow	96.6 %	
女性有配偶 30~34歳	47. 7 %	\rightarrow	65.8 %	
女性無配偶他 30~34歳	90. 1 %	\rightarrow	96. 1 %	

③ 経済前提

社会保障審議会年金部会経済前提専門委員会の「平成 21 年財政検証における経済前提の範囲について(検討結果の報告)」(2008(平成 20)年 11 月 12 日)及び内閣府「経済財政の中長期方針と 10 年展望比較試算」(2009(平成 21)年1月)をもとに、経済中位、経済高位、経済低位の3つのケースを設定した。

2016(平成28)年度以降の長期の経済前提は、経済前提専門委員会における検討結果の報告で示された範囲の中央値をとって設定した(第2-5-7表)。経済前提専門委員会では、過去の実績を基礎としつつ、日本経済の潜在的な成長力の見通しや労働力人口の見通し等を踏まえ、マクロ経済に関する基本的な関係式を用いて推計される実質経済成長率や利潤率を用いて、長期間の平均的な経済前提の範囲が推計されている。

第2-5-7表 長期の経済前提 (2009(平成21)年財政検証)

	物価上昇率	賃金上昇率	運用利回り	備考
経済中位	1.0 %	名目 2.5%	名目 4.1%	全要素生産性上昇率1.0%
ケース		実質(対物価) 1.5%	実質(対物価) 3.1%	の場合の範囲の中央値
経済高位	1.0 %	名目 2.9%	名目 4.2%	全要素生産性上昇率1.3%
ケース		実質(対物価) 1.9%	実質(対物価) 3.2%	の場合の範囲の中央値
経済低位	1.0 %	名目 2.1%	名目 3.9%	全要素生産性上昇率0.7%
ケース		実質(対物価) 1.1%	実質(対物価) 2.9%	の場合の範囲の中央値

また、2015(平成 27)年度以前の経済前提は、内閣府「経済財政の中長期方針と 10年展望比較試算」(2009(平成 21)年1月)に準拠して設定している。

④ その他の前提

上記の前提の他、制度の運営実績に基づいた諸前提(障害年金の発生率等)が用いられている。これらの諸前提は、被保険者及び年金受給者等の直近の実績データ等を基礎として設定している。また、国民年金第1号被保険者に係る保険料の納付率や免除率については、社会保険庁の目標や過去の実績データに基づいて設定している

(2) 給付水準の将来見通し

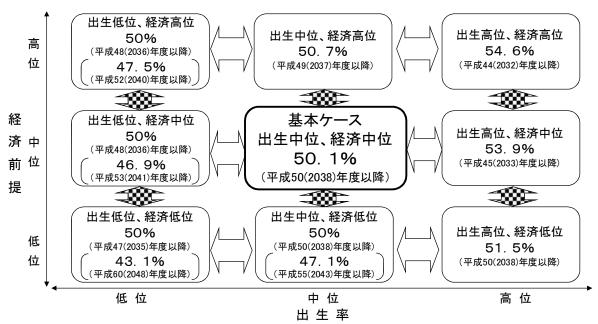
① 厚生年金における標準的な年金の給付水準(所得代替率)の見通し

今後の人口や社会・経済状況についてそれぞれ複数の前提を置いて、年金を受け取り始める時点(65歳)での厚生年金の標準的な年金の所得代替率(詳細は第3章を参照)の最終的な水準を見通したものが第2-5-8図である。

出生率が中位で、経済前提が中位のケースである場合では、2105(令和87)年度までのおおむね100年間にわたって年金財政の均衡を図るためには、マクロ経済スライドによる給付水準の調整は、2038(令和20)年度まで適用されることとなり、最終的な所得代替率は50.1%となる見通しとなっている。

出生率が低位のケース及び出生率が中位で経済前提が低位のケースについては、給付水準の調整により所得代替率が50%に達する見通しとなっている。第2-5-8図における所得代替率が50%に達する見通しにおいて、50%に達した後においても、仮に、機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合の最終的な所得代替率を()内に示している。

第2-5-8図 厚生年金の標準的な年金の給付水準(所得代替率)の見通し -2009(平成21)年財政検証-



- (注1)図中の数字は最終的な所得代替率の見通しを示している。()内は所得代替率が50%に達した後、仮に、機械的にマクロ経済スライドの 適用を続けて財政を均衡させた場合の数値。
- (注2)上記における死亡率の前提はいずれも死亡中位の場合。出生中位、経済中位ケースにおける最終的な所得代替率は、死亡高位の場合 52.3%(平成47(2035)年度以降)、死亡低位の場合47.9%(平成53(2041)年度以降、仮に機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて 財政を均衡させた場合)の見通しである。
- (注3)マクロ経済スライドの適用開始年度は、経済中位ケース、経済高位ケースで平成24(2012)年度、経済低位ケースで平成26(2014)年度 の見通し。

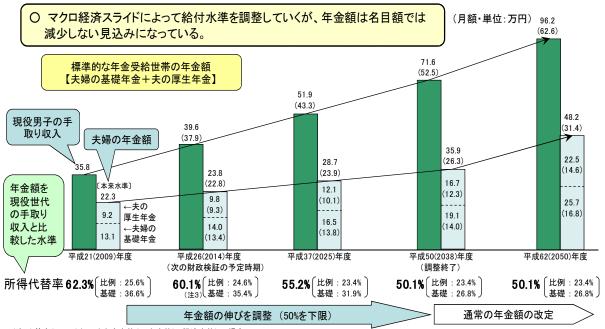
② 標準的な年金額の見通し(出生中位、経済中位のケース)

出生率が中位で経済前提が中位のケースについて、年金を受け取り始める時点 (65歳)での標準的な年金額や所得代替率の見通しを示したものが第2-5-9 図である。

マクロ経済スライドによる給付水準調整が適用されることによって所得代替率は低下するものの、経済中位ケースでは、実質賃金上昇率を長期的に年 1.5% と見込んでおり、この程度の実質賃金上昇があれば、マクロ経済スライドによる給付水準調整が行われても、物価上昇率で現在価値に割り戻した年金額は緩やかながらも増加していく見通しとなる。

マクロ経済スライドによる給付水準の調整は 2038(令和 20)年度に終了する見込みであるが、報酬比例部分については 2019(令和元)年度に終了する見込みとなっており、報酬比例部分と基礎年金部分で給付水準の調整期間が異なる見込みとなっている。

第2-5-9図 厚生年金の標準的な年金の給付水準の見込み (年金を受給し始めた時の年金額) -2009(平成21)年財政検証-



- (注1)基本ケース(人口は出生中位(死亡中位)、経済中位)の場合。
- (注2)マクロ経済スライドによる給付水準の調整は平成24(2012)年度に開始する見込み
- (注3)次の財政検証までに所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方に
 - ついて検討を行い、所要の措置を講ずることとされているが、今回の財政検証はこれに該当していない。 (次の財政検証の予定時期(平成26(2014)年度)における所得代替率は50%を下回る見込みとはなっていない。)
- (注4)報酬比例部分の給付水準の調整は、図中の調整終了年度(平成50(2038)年度)よりも早い平成31(2019)年度に終了する見込み。
- (注5)図中の数値は各時点における名目額。()内の数値は、物価で現在価値に割り戻した額。
- (注6)年金額はスライド特例によるかさ上げ分のない本来水準。平成21年度に実際に支給される基礎年金額は夫婦で13.2万円(スライド特例によりかさ上げ)。
- (注7)年金をもらい始めた年以降の年金額(名目額)は物価上昇率で改定されるが、通常は物価上昇率よりも賃金上昇率の方が大きいため、そのときどきの 現役世代の所得に対する比率は下がっていくことになる。

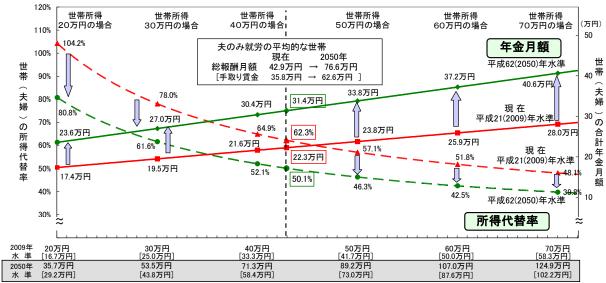
③ 世帯(夫婦)所得別の年金月額及び所得代替率

世帯の所得と年金額及び所得代替率との関係を示したものが第2-5-10 図である。世帯(夫婦)の合計所得が同じである場合、世帯類型(夫のみ就労、夫婦共働きなど)が異なっていても年金額や所得代替率は等しくなる。報酬比例部分があるため、世帯(夫婦)の合計所得が高いほど年金額は増加するが、所得の高低によらない定額の基礎年金部分があるため、その世帯における手取り賃金との比率である所得代替率は、合計所得が高いほど低下することを示している。

2009(平成 21)年水準と 2050(令和 32)年水準を比較すると、マクロ経済スライドによる給付水準調整を行うことにより、所得代替率は低下することになる。ただし、一定の経済成長(実質 1%、名目 2%程度)があれば、物価で現在の価値に割り戻した年金額についても増加することとなる。

第2-5-10 図 世帯 (夫婦) 所得別の年金月額及び所得代替率 -2009 (平成 21) 年財政検証-

- 世帯(夫婦)の合計所得が増加すると、所得代替率は低下するが、年金額は増加する。
- マクロ経済スライドによる給付水準調整を行えば、所得代替率は低下する。ただし、名目年金額は減少しない調整方法をとることとしており、一定の経済成長(実質1%、名目2%程度)があれば、物価で現在の価値に割り戻した年金額についても増加することとなる。



世帯(夫婦)の合計所得(月額) [手取り賃金(月額換算値)]

- (注1)人口は出生中位(死亡中位)、経済中位ケースの場合。
- (注2)世帯(夫婦)の合計所得の[]内は、手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)である。
- (注3)年金額は、スライド特例によるかさ上げ分のない本来水準。

3. 2014(平成 26)年財政検証とオプション試算

(1) 主な前提

① 将来推計人口(少子高齢化の状況)の前提

国立社会保障・人口問題研究所が 2012(平成 24)年1月に公表した「日本の将来推計人口」を用いている。合計特殊出生率及び死亡率について中位、高位、低位の3通りをそれぞれ設定している(第2-5-11表)。

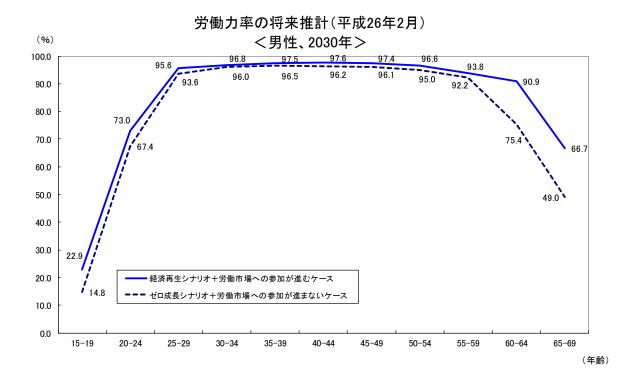
第2-5-11表 合計特殊出生率及び平均寿命(2014(平成26)年財政検証)

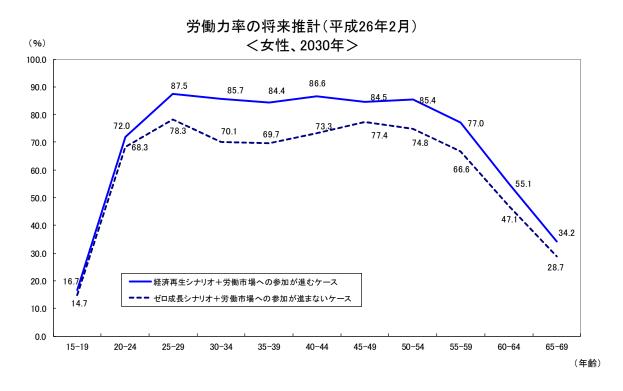
合計特	持殊出生率	平均寿命		
2010年(実績)	2060年	2010年(実績)	2060年	
1. 39 →	出生高位 1.60 出生中位 1.35 出生低位 1.12	∫男 79.55 女 86.30	死亡高位	

② 労働力率の前提

2014(平成 26)年2月に独立行政法人労働政策研究・研修機構(JILPT)がまとめた「労働力需給の推計」の「労働市場への参加が進むケース」と「労働市場への参加が進まないケース」を用いている。労働力率の動向は経済成長と密接な関係があるため経済前提に応じて使い分けている(第2-5-12図)。なお、この推計の推計期間は 2030(令和 12)年までであるため、それ以降は2030(令和 12)年の数値で一定としている。

第2-5-12 図 労働力率の前提 (2014(平成 26)年財政検証)





③ 経済前提

経済・金融の専門家で構成された「年金財政における経済前提と積立金運用のあり方に関する専門委員会」を設置し、2年半、17回にわたる公開の場における議論を経て取りまとめられた検討結果の報告(2014(平成26)年3月12日)に基

づき、幅広い8ケースの前提が設定された。

2023(令和5)年度以前の経済前提は、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」(2014(平成26)年1月20日)の「経済再生ケース」、「参考ケース」それぞれに準拠して設定している。

2024(令和6)年度以降の長期の経済前提は、専門委員会における検討結果の報告で示された範囲の中央値をとって幅の広い8ケースの経済前提を設定した(第2-5-13表)。長期の経済前提の設定にあたっては、コブ・ダグラス型生産関数を用いたマクロ経済に関する試算の枠組みに基づき、8通りのシナリオを設定して実質経済成長率等の推計を行った。

	将来の経済状況の仮定				(参考)			
			全要素生産性 (TFP)上昇率	物価上昇率	賃金上昇率 (実質〈対物価〉)	運用	経済成長率	
		労働力率				実質 〈対物価〉	スプレッド 〈対賃金〉	(実質<対物価>) 2024年度以降20~30年
ケースA		労働市場へ の参加が 進むケース	1.8%	2.0%	2.3%	3.4%	1.1%	1.4%
ケースB	内閣府試算		1.6%	1.8%	2.1%	3.3%	1.2%	1.1%
ケースC	「経済再生 ケース」に		1.4%	1.6%	1.8%	3.2%	1.4%	0.9%
ケースD:	接続するもの		1.2%	1.4%	1.6%	3.1%	1.5%	0.6%
ケースE			1.0%	1.2%	1.3%	3.0%	1.7%	0.4%
ケースF	内閣府試算	労働市場へ	1.0%	1.2%	1.3%	2.8%	1.5%	0.1%
ケースG	「参考 ケース」に	の参加が 進まない	0.7%	0.9%	1.0%	2.2%	1.2%	▲0.2%
ケースH:	接続するもの		0.5%	0.6%	0.7%	1.7%	1.0%	▲0.4%

第2-5-13表 長期の経済前提 (2014(平成 26)年財政検証)

④ その他の前提

有遺族率、障害年金発生率、納付率など、制度の状況等に関する前提は、被保険者及び年金受給者等の実績データ等を基礎として設定した。このうち国民年金保険料の納付率については、「今後の取組強化等により 2018(平成 30)年度に 65%まで向上した場合」を基本に、「現状の納付率 60%で推移した場合」についても設定した。

(2)給付水準の将来見通し

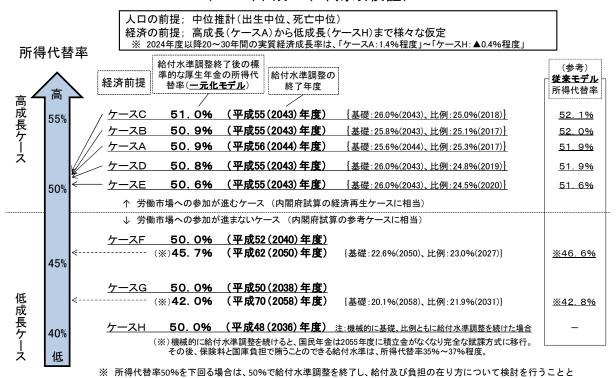
① 幅広い経済前提における所得代替率の見通し

人口が中位推計で推移した場合に、幅広く設定した経済前提に応じて、マクロ経済スライドの終了年度及び終了後の所得代替率がどのようになるかを示したものが第2-5-14図である。

8ケース設定した経済前提のうち、女性や高齢者の労働市場への参加が進み、 日本経済が再生するケース(ケースA~ケースE)では、所得代替率 50%以上を 確保する結果となった。 一方、女性や高齢者の労働市場への参加が進まず、低成長となるケース(ケースF~H)においては、財政の均衡を図るためには、給付水準の下限(所得代替率 50%)を超えて給付水準調整が必要との結果となった。特に最も低成長のケースHでは、物価や賃金の伸び率が低いためマクロ経済スライドが十分に機能せず、給付水準調整の途上である 2055(令和 37)年度に国民年金の積立金がなくなり完全な賦課方式に移行する見込みとなった。完全な賦課方式に移行した場合、保険料と国庫負担のみで賄うことのできる給付水準は所得代替率 35~37%であり、最も厳しい経済前提では給付水準はこの水準まで低下する見通しである。

また、どのケースでも報酬比例年金に比べて基礎年金の調整期間が長く、基礎年金の水準低下が大きくなっている。

第2-5-14 図 幅広い経済前提における所得代替率の見通し (2014(平成 26)年財政検証)



※ 所得でも年30%とで回る場合は、30%で幅所が年調整を終了し、幅所及の賃担の任う方について検討を行うこととされているが、仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合の数値。

2014(平成 26)年財政検証以降は、被用者年金の一元化を踏まえた一元化モデルによる所得代替率を示している。基準となる厚生年金男子の平均賃金は共済年金の男子組合員も含めて算出され、この賃金水準で計算される 2014(平成 26)年度の所得代替率は 62.7%(基礎 36.8%、比例 25.9%)となっている。なお、2014(平成 26)年財政検証より前に用いていた従来モデルでは、2014(平成 26)年度の所得代替率は 64.1%(基礎 38.2%、比例 25.9%)であり、一元化モデルに比べ、平

均手取り賃金が従来モデルよりも低く、所得代替率は見かけ上高いことに注意が 必要である。

② 人口等の前提が変動した場合の所得代替率の見通し

出生率の前提を中位推計から高位推計にすると調整期間は5~9年短縮し所得代替率は3~5%上昇する結果となり、低位推計とすると調整期間は4~14年延長し所得代替率は4~7%低下する見通しである。賦課方式を基本とする公的年金において出生率の動向が与える影響は大きいことが分かる。

死亡率の前提を高位推計、低位推計に変化させた場合は、調整期間は3~7年変化し、所得代替率は2~3%変化する見通しである。

国民年金の納付率が変化した場合については、現在 60%程度の納付率を維持したと仮定しても、2018(平成 30)年度に 65%まで上昇する前提の場合と比べ、所得代替率への影響は 0.1~ $\triangle0.1\%$ ポイントであり、影響は極めて軽微である。

③ 標準的な年金額の見通し(出生中位、経済中位のケース)

新規裁定時の標準的な年金について、購買力でみた実質額の将来見通しを示したのが、第2-5-15図である。

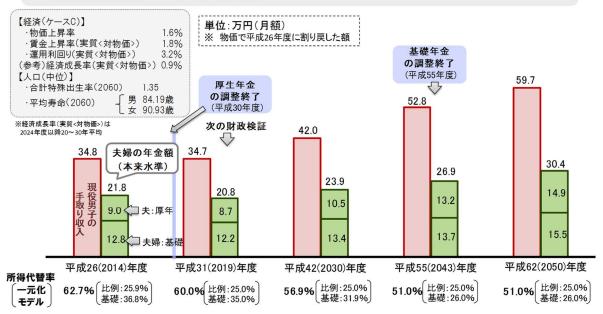
2014(平成 26)年度に 21.8 万円のモデル年金 (モデル世帯の新規裁定時の年金額)は、ケースC及びケースEでは実質額で増加し、2050(令和 32)年度で、ケースCが 30.4 万円、ケースEが 26.6 万円となるが、ケースGは、実質額が概ね横ばいとなり、給付水準調整が終了する 2058(令和 40)年度で 21.6 万円となる。年金の購買力はケースC及びケースEでは上昇し、ケースGでも概ね横ばいとなっている。

ただし、基礎年金の購買力をみるとケースC及びケースEでは 2050(令和 32) 年度でも 2014(平成 26)年度を上回る購買力を確保しているが、ケースGでは 2014(平成 26)年度に 12.8 万円の夫婦 2 人分の基礎年金は、給付水準調整が終了する 2058(令和 40)年度には 10.4 万円まで低下しており、低成長ケースでは基礎年金の購買力の低下が課題となることが示されている。

第2-5-15図 年金額の将来見通し(人口:出生中位、死亡中位) -2014(平成26)年財政検証-

【経済:ケースC】

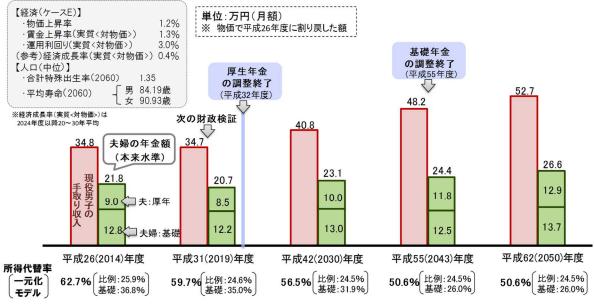
〇 マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で平成55年度』、『厚生年金で平成30年度』で終了し、それ 以後、『所得代替率51.0%』が維持される。



※ 既裁定者の年金額は物価で改定されるが、通常は物価上昇率く賃金上昇率となるため、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

【経済:ケースE】

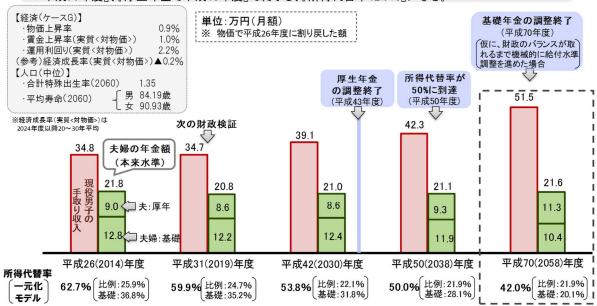
〇 マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で平成55年度』、『厚生年金で平成32年度』で終了し、それ 以後、『所得代替率50.6%』が維持される。



※ 既裁定者の年金額は物価で改定されるが、通常は物価上昇率く賃金上昇率となるため、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

【経済:ケースG】

〇 マクロ経済スライドによる調整で平成50年度に所得代替率50%に到達する。仮に、その後も機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合、マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で平成70年度』、『厚生年金で平成43年度』で終了し、『所得代替率42.0%』になる。



※ 既裁定者の年金額は物価で改定されるが、通常は物価上昇率く賃金上昇率となるため、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

④ 世帯 (夫婦) の賃金水準別の年金月額及び所得代替率

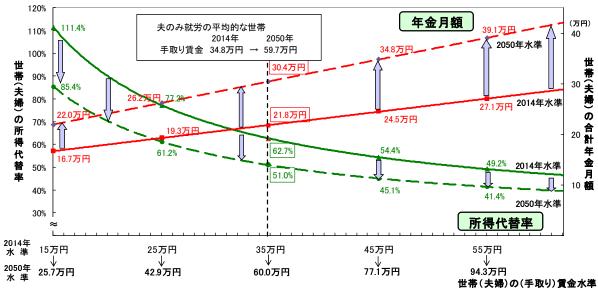
世帯の賃金水準に応じて、年金額及び所得代替率がどのような見通しとなるかを示したものが第2-5-16図である。

2014(平成 26)年水準と 2050(令和 32)年水準を比較すると、マクロ経済スライドによる給付水準調整を行うことにより、所得代替率は低下することになるが、実質賃金上昇により、ケースC及びケースEにおいては、物価上昇率を用いて現在の価値に割り戻した年金額は増加することとなる。また、この変化は賃金水準による年金額や所得代替率の違いを維持したまま、一律に変化することとなる。

第2-5-16図 賃金水準別の年金月額及び所得代替率

【経済:ケースC】

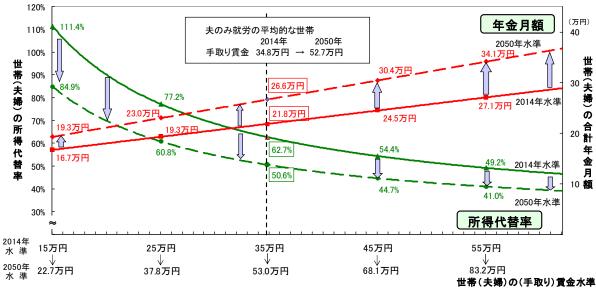
- ・ 世帯(夫婦)の賃金水準が同じであれば、40年加入の年金月額、所得代替率は同じ。
- 賃金水準が高いほど年金月額は高くなるが、所得代替率は低くなる。



- 注1:年金月額は、新規裁定者の本来水準。
- 2:2050年水準の年金月額及び手取り賃金は、物価で2014年水準に割り戻した値である。

【経済:ケースE】

- ・ 世帯(夫婦)の賃金水準が同じであれば、40年加入の年金月額、所得代替率は同じ。
- 賃金水準が高いほど年金月額は高くなるが、所得代替率は低くなる。



- 注1:年金月額は、新規裁定者の本来水準。
 - 2:2050年水準の年金月額及び手取り賃金は、物価で2014年水準に割り戻した値である。

(3) オプション試算

オプション試算は、「社会保障制度改革国民会議報告書」(2013(平成25)年8月)やこの報告書を受けて成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」(2013(平成25)年法律第112号)において指摘された年金制度の課題について、今後の検討に資するよう、一定の制度改正を仮定して実施した試算である。この試算内容がそのまま制度化されることを前提としたものではない。

具体的には、次の3種類のオプション試算を実施している。

① マクロ経済スライドの仕組みの見直し

物価、賃金の伸びが低い場合には、マクロ経済スライドは十分に発動せず、給付水準調整が遅れた場合、今の受給者の給付の低下を抑えるために、将来の受給者の給付をより抑制することとなる。どのような経済状況であったとしても、マクロ経済スライドがフルに発動する仕組みとした場合、将来の給付水準がどの程度上昇するか等について試算した。

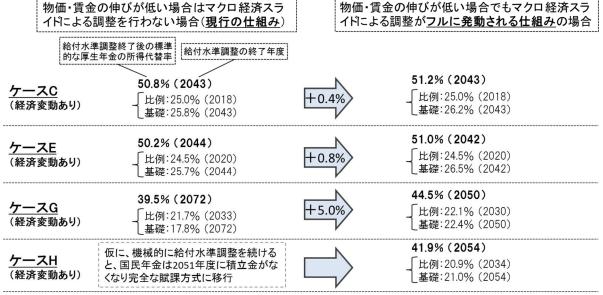
この際、経済前提については、経済の変動を仮定し、2018(平成 30)年度以降、物価や賃金が景気の波により、4年周期、変動幅±1.2%の変動を繰り返すものと仮定した。このような経済前提の下では、景気の底で物価や賃金の伸びが低いときに、現行の仕組みではマクロ経済スライドの発動が不十分となる。

この前提のもと給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率がどの程度上昇するかを試算した結果が第2-5-17図である。いずれのケースも給付水準調整終了後の給付水準は改善するが、一定の成長を仮定するケースCやケースEに比べ、低成長のケースGにおいてより改善幅が大きくなっている。

第2-5-17図 オプション試算結果(マクロ経済スライドの仕組みの見直し)

(オプション I)物価・賃金の伸びが低い場合でもマクロ経済スライドによる調整が フルに発動される仕組みとした場合

- ・経済変動があるため、物価、賃金の伸びが低い年度は、現行の仕組みではマクロ経済スライドがフルに発動しない状況を仮定。 (物価上昇率、賃金上昇率が平成30年度以降、4年周期の変化を繰り返し、変動幅を▲1.2%~+1.2%と設定)
- ・上記の経済状況において、マクロ経済スライドがフルに発動される仕組みとした場合を試算。



人口の前提; 中位推計(出生中位、死亡中位)

② 被用者保険の更なる適用拡大

社会保障・税の一体改革において 2016 (平成 28)年 10 月に適用拡大が実施されているが、これを更に拡大すると仮定した場合の試算である。適用拡大の対象範囲として、①学生、雇用契約期間 1 年未満、年収 70 万円未満の者を除く 220 万人を新たに適用する場合、②年収 70 万円未満の者を除く全ての雇用者を適用対象とし 1,200 万人を新たに適用する場合の 2 通りを仮定した。

試算結果は第2-5-18 図のとおりである。いずれの場合も、マクロ経済スライドによる調整終了後の所得代替率の改善がみられ、その改善幅は、適用拡大① で $0.5\%程度、適用拡大②では経済前提により <math>4\sim7\%ポイント程度となっており、1,200 万人ベースで適用拡大を行う適用拡大②で大幅な改善がみられた。また、いずれの場合においても基礎年金の給付水準が改善し、報酬比例年金は横ばいか若干の低下となり、1 階と 2 階の調整期間のバランスの改善が図られている。$

第2-5-18 図 オプション試算結果(被用者保険の更なる適用拡大)

(オプションⅡ -(1))被用者保険の更なる適用拡大を行った場合 週20時間以上の短時間労働者を適用(約220万人拡大)

<適用拡大の前提>

- ・定以上の収入(月5.8万円以上)のある、所定労働時間週20時間以上の短時間労働者に適用拡大(220万人ベース)
- ・月収5.8万円未満の者、学生、雇用期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者については適用拡大の対象外
- ・平成28年10月に社会保障と税の一体改革による適用拡大(25万人ペース)を実施した後、平成36年4月に更なる適用拡大を実施(220万人ペース)

【現行の仕組み(25万人)】 【適用拡大した場合(220万人)】 給付水準調整終了後の標準 的な厚生年金の所得代替率 給付水準調整の終了年度 51.5% (2042) 51.0% (2043) <u>ケースC</u> +0.5% 「比例: 24.9% (2018) 上例: 25.0% (2018) 基礎:26.5%(2042) 基礎: 26.0% (2043) 51.1% (2042) 50.6% (2043) ケースE +0.5% 「比例: 24.5% (2020) 「比例: 24.5% (2020) | 基礎:26.6% (2042) 基礎: 26.0% (2043) 42.5% (2056) 42.0% (2058) +0.5% 「比例: 21.9% (2031) ケースG 「比例:21.9% (2031) | 基礎:20.6% (2056) 基礎:20.1%(2058) 【マクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合】 42.2% (2054) 41.9% (2054) <u>ケースH</u> 比例: 20.9% (2034) +0.3% 」比例: 20.9% (2034) (経済変動あり) 基礎:21.3% (2054) 基礎:21.0%(2054)

- ※ 人口の前提; 中位推計(出生中位、死亡中位)
- 注1:現行の仕組みには、社会保障と税の一体改革によるパートの適用拡大(25万人ベース)を反映。 2:国民年金の納付率は、納付率の低い短時間労働者が厚生年金適用となるため0.3%程度上昇する前提。

(オプション Ⅱ -②)被用者保険の更なる適用拡大を行った場合 ② 一定以上の収入のある全雇用者を適用(約1.200万人拡大)

<適用拡大の前提>

- -定以上の収入(月5.8万円以上)のある、全ての雇用者に適用拡大(1,200万人ベース)
- ・雇用者の中で月収5.8万円未満の者のみ適用拡大の対象外。 学生、雇用期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者についても適用拡大の対象。 ・平成28年10月に社会保障と税の一体改革による適用拡大(25万人ベース)を実施した後、平成36年4月に更なる適用拡大を実施(1,200万人ベース)
- 【適用拡大した場合(1,200万人)】 【現行の仕組み(25万人)】 給付水準調整終了後の標準 的な厚生年金の所得代替率 給付水準調整の終了年度 57.3% (2032) 51.0% (2043) <u>ケースC</u> 「比例:24.7% (2019) 「比例: 25.0% (2018) +6.3% 基礎:32.7% (2032) └基礎:26.0% (2043) 57.5% (2029) 50.6% (2043) ケースE -比例:24.1% (2022) 「比例:24.5% (2020) +6.9% **L基礎:33.3% (2029)** | 基礎:26.0% (2043) 47.1% (2046) 42.0% (2058) 「比例:21.9% (2034) **+5.1%** ケースG 」 ↓ 上例:21.9% (2031) 基礎:20.1% (2058) 基礎:25.2% (2046) 【マクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合】 45.8% (2047) 41.9% (2054) <u>ケースH</u> 「比例:20.9% (2036) 比例: 20.9% (2034) |+3.9% (経済変動あり) 基礎:24.9% (2047)
- ※ 人口の前提; 中位推計(出生中位、死亡中位)

基礎: 21.0% (2054)

注1:現行の仕組みには、社会保障と税の一体改革によるパートの適用拡大(25万人ベース)を反映。 2:国民年金の納付率は、納付率の低い短時間労働者等が厚生年金適用となるため3.3%程度上昇する前提。

③ 保険料拠出期間と受給開始年齢の選択制

寿命が伸長する中でより長く働き保険料を拠出することを進めるため、高齢期の保険料拠出がより年金額に反映するよう、基礎年金の仕組みを改め、45年まで保険料を拠出することを可能とし、拠出期間の延びに合わせ基礎年金が増額する仕組みに改めた場合の影響を試算した。さらに、65歳を超えて働く者が繰り下げ受給を選んだ際、繰り下げ受給が年金額の増加に結びつくよう、65歳以上の在職老齢年金を廃止することも仮定した。

試算結果は第2-5-19 図のとおりである。保険料拠出が 40 年から 45 年に 5 年間延びた影響により、おおむね 45/40 給付水準が上昇する結果となっている。これによりケースGやケースHのような低成長ケースにおいても 40%台後半の給付水準を確保することができる見通しとなった。

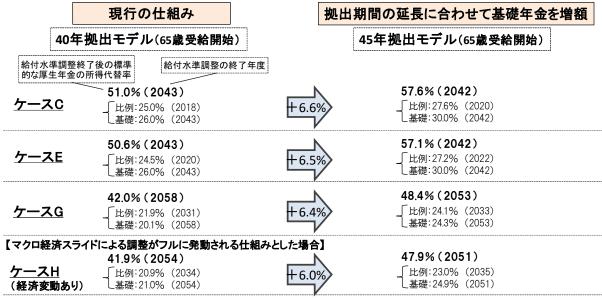
また、以上の制度改正を前提とした上で、個人の選択として 65 歳以降も就労し、それに合わせて受給開始年齢を繰り下げた場合に、どの程度の給付水準を確保できるかも試算した結果も第2-5-19 図に示している。

第2-5-19 図 オプション試算結果

(オプションⅢ)高齢期の保険料拠出がより年金額に反映する仕組みとした場合

<年金制度の見直しの前提>

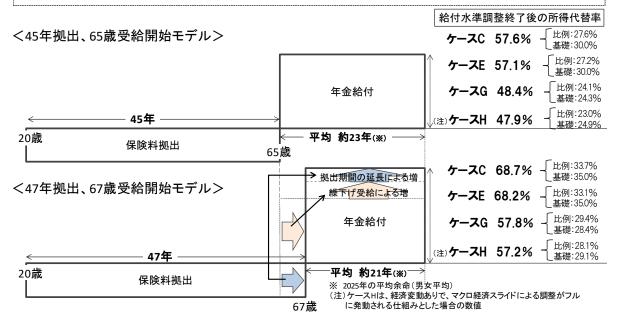
- 〇基礎年金給付算定の時の納付年数の上限を現在の40年(20~60歳)から45年(20~65歳)に延長し、納付年数が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みに変更。
 - ・平成30年度より納付年数の上限を3年毎に1年延長。
- ・スライド調整率は、現行の仕組みの場合と同じものを用いている。
- 〇65歳以上の在職老齢年金を廃止。



※ 人口の前提; 中位推計(出生中位、死亡中位)

(オプションⅢ)退職年齢と受給開始年齢を65歳以上とした場合の給付水準の上昇

- 65歳以上の就労者の増加が見込まれることから、65歳を超えて就労した者が、厚生年金の適用となり、これに伴い受給開始 年齢の繰下げを選択した場合、給付水準がどれだけ上昇するかを試算。
- 高齢で働く者の保険料拠出がより年金額に反映するよう、次の制度改正を前提とした。
- ・基礎年金給付算定の時の納付年数の上限を現在の40年(20~60歳)から45年(20~65歳)に延長し、納付年数が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みに変更。
- ・65歳以上の在職老齢年金を廃止。



4. 2014(平成 26)年以降の制度改正

2014(平成 26)年以降の年金制度改正として、年金財政に影響を与えるものとして、「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」(2016(平成 28)年法律第 114 号)が挙げられる。この法律の概要は第2-5-20図のとおりであるが、これにより、短時間労働者への厚生年金の適用拡大を促進するものとして、500人以下の企業も労使の合意に基づき企業単位で適用拡大を可能とする改正が 2017(平成 29)年4月に施行されている。また、同法により、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料の免除及びこれに伴う国民年金保険料の引上げ(月額 100円(2004(平成 16)年度価格)、2019(令和元)年4月施行)や、年金額の改定ルールの見直しとして、①マクロ経済スライドについて、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を含めて調整(2018(平成 30)年4月施行)、②賃金変動に合わせて年金額を改定する考え方の徹底(2021(令和3)年4月施行)といった改正が行われている。

第2-5-20 図 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等 の一部を改正する法律の概要

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の概要

公的年金制度について、制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保等を図るため、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく社会経済情勢の変化に対応した保障機能の強化、より安全で効率的な年金積立金の管理及び運用のための年金積立金管理運用独立行政法人の組織等の見直し等の所要の措置を講ずる。

概要

1. 短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進(平成29年4月施行)

500人以下の企業も、労使の合意に基づき、企業単位で短時間労働者への適用拡大を可能とする。 (国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする。)

※平成28年10月から、501人以上の企業等で働く短時間労働者への適用拡大を開始している。

2. 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料の免除(平成31年4月施行)

次世代育成支援のため、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料を免除し、免除期間は満額の基礎年金を保障。 この財源として、国民年金保険料を月額100円程度引上げ。

- 3. 年金額の改定ルールの見直し((1)は平成30年4月、(2)は令和3年4月施行)
 - 公的年金制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額の改定に際して、以下の措置を講じる。
 - (1) マクロ経済スライドについて、年金の名目額が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を含めて調整。
 - (2) 賃金変動が物価変動を下回る場合に賃金変動に合わせて年金額を改定する考え方を徹底。

4. 年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)の組織等の見直し(平成29年10月(一部平成29年3月)施行)

合議制の経営委員会を設け、基本ポートフォリオ等の重要な方針に係る意思決定を行うとともに、執行機関の業務執行 に対する監督を行うほか、年金積立金の運用に関し、リスク管理の方法の多様化など運用方法を追加する措置を講ずる。

5. 日本年金機構の国庫納付規定の整備(平成28年12月27日施行)

日本年金機構に不要財産が生じた場合における国庫納付に係る規定を設ける。

国民年金・厚生年金の財政方式

1. 財政方式の考え方

年金制度では、制度が発足した当初は、受給者が少なく、受給者1人当たりの年金額も加入期間が短いことから一般的に少額である。したがって、年金給付費は、制度発足当初は比較的少額であるものの、時間の経過とともに急速に増大する。このような状況下で、長期的な財政均衡を図るため、どのような制度運営を行うかということが財政方式と呼ばれるものである。厚生年金・国民年金における財政方式は次のように捉えることができる。2004(平成16)年改正前においては、給付水準があらかじめ決められた中で、保険料(率)をどう設定するかということが財政方式の主要な論点であった。しかし、2004(平成16)年改正以降においては、将来の保険料(率)があらかじめ固定されている中で、給付水準がどの程度確保されるのかという将来見通しを示すことにより、年金制度の運営にあたっての指針を与えることが財政方式の主要な論点であると考えられる。このような問題を考える際、積立水準をどう設定するかがひとつの重要な点であり、これに関し、以下に説明する賦課方式と積立方式の議論がなされることが多い。

(1) 賦課方式

賦課方式とは、年金給付に必要な費用を、その都度、被保険者(加入者)からの保険料で賄っていく財政方式である。保険料(率)は受給者と被保険者(加入者)の人数比に依存するので、将来に向けて、受給者数や被保険者(加入者)数が変化していけば、その影響をそのまま受けることとなる。したがって、我が国のように少子高齢化が進行すれば、人口構成の変化に伴い、保険料(率)は上昇することとなる。

一方、賃金や物価の上昇に対応して年金額を改定した場合には、保険料収入も 賃金の上昇に従って大きくなるという意味で、保険料(率)はあまり影響を受け ないこととなる。また、積立金を保有していないことから、金利変動があったと しても保険料(率)は影響を受けない。

賦課方式の場合、制度発足当初は、一般的に、受給者数の被保険者(加入者)数に対する比率が小さいことから低い保険料(率)ですむものの、時間の経過とともに年金給付費は増加し、保険料(率)もそれにあわせて引上げていくことと

なる。さらに、実際には、制度発足当初において高い年齢で制度に加入した者については少額の保険料負担で一定水準の年金給付を支給することが多いことから、生涯を通じた平均的な給付額と保険料負担額の比率については、世代によって差が生じることとなる。

(2) 積立方式

積立方式とは、将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ保険料で積み立てていく財政方式である。積立方式の場合、将来、受給者・被保険者(加入者)の年齢構成や利回り等が見通しどおりに推移する限り、人口の高齢化が進んでも保険料(率)を変更する必要は生じない。

最終的には、年金給付を保険料と積立金からの運用収入により賄う仕組みであり、保険料(率)は実質的な利回り(利回りと年金改定率の差)に依存する。このことから、将来に向けて、予想していた以上に賃金や物価が上昇し、それに伴い年金額が改定された場合でも、その上昇に見合った利回りの上昇があれば、保険料(率)はあまり影響を受けないこととなる。もっとも、利回りの上昇が賃金や物価の上昇に及ばない場合には、その差から積立不足が生じ、この不足分については、例えばそれ以降の被保険者(加入者)が保険料により負担することとなる。

年金給付費は、一般的に、制度発足後、時間の経過とともに増加するが、積立方式の場合、制度発足当初から将来の給付に見合った水準の保険料(率)としていることから、当初の保険料(率)は賦課方式の場合よりも高いが、見通し通り推移すれば保険料(率)を引上げていく必要はなく、最終的には、積立金からの運用収入の分だけ保険料(率)は賦課方式の場合よりも低くなることとなる。また、生涯を通じた平均的な給付額と保険料負担額の比率が、世代により大きく異なることはない。

第2-6-1表 財政方式(賦課方式と積立方式)についての理念的な分類

積立方式 (funding)

賦課方式 (pay-as-you-go)

≪理論的な定義≫

将来の給付に必要な費用(の現在価値)に相当する積立金を保有し、これを 原資に給付を賄う方式

≪一般的に指摘される特徴≫

○ 支払った保険料が積立金として蓄積 され、そこから得られる運用収入も活用 した年金給付

≪直面した(している)問題≫

○ 経済環境が大きく変化した場合(急激なインフレや資本市場の変動)に、給付の価値が目減りしたり、積立金が不足して年金の運営が困難になる

≪理論的な定義≫

その時々の給付に必要な費用を、その時々の保険料で賄う方式

≪一般的に指摘される特徴≫

○ 給付の財源を後代の負担に求めることで、経済環境の変化(インフレや賃金水準の上昇)に対して、実質的な価値を維持した年金給付

≪直面した(している)問題≫

○ 保険料を支払う側(現役世代)と給付を 受ける側(高齢世代)のバランスが変わる と制度を変更して保険料負担の増加や給 付の削減を行うことが必要になる

(注) しばしば積立方式は「自分の納めた保険料が積み立てられて、運用収益とともに自分に年金給付として戻ってくる 仕組み」と説明されることがあるが、これは「拠出建て(確定拠出)」の年金の説明である。

2. 国民年金・厚生年金の財政方式の推移

厚生年金の場合、1942(昭和17)年の制度発足当初(当時は労働者年金保険)には、財政方式として積立方式の一つである平準保険料方式が採用された。ここでの平準保険料(率)とは、将来にわたって一定(率)で収支均衡が図られるような保険料(率)のことである。しかし、戦後の1948(昭和23)年、急激なインフレのなかで、インフレによる積立金の目減りや負担能力などを考慮し、平準保険料率よりも低い暫定的な保険料率が設定された。その後、1954(昭和29)年に抜本的な法律改正が行われた際にも、急激な保険料負担の増加を避けるため、再度、平準保険料率よりも低い保険料率が設定された。ただし、この時以降、保険料率を将来に向けて段階的に引上げていく段階保険料方式を採用し、財政再計算においては、単に当面の保険料率を設定するだけではなく保険料率の将来見通しを作成することとなった。

1973(昭和48)年に、物価や賃金の上昇に応じ、年金額の改定を行う仕組み (物価スライド・賃金再評価)が導入されたが、これ以降の財政再計算においては、スライドを考慮した将来見通しを作成し、この将来見通しに基づいて保険料

率を設定することとなった。国民年金の場合も、制度発足当初の1961(昭和36)年、財政方式としては平準保険料方式が採用されたが、その後は厚生年金と同様、段階保険料方式がとられることとなった。なお、基礎年金給付を行うのに必要な費用は、毎年度、各公的年金制度からの拠出金で賦課方式的に賄うこととなっているが、厚生年金、国民年金(自営業者等の第1号被保険者に係る国民年金勘定)等の各制度は、将来の支出に備え、完全な賦課方式ではなく段階保険料方式によりその費用を準備してきている。

保険料 (率)

段階保険料方式

平準保険料方式

1人当たりの年金額も増大する

時間

(注)制度発足当初は年金受給者は _____ 次第に年金受給者は増え、

少なく、年金額も低い

第2-6-2図 財政方式と保険料(率)のイメージ

第2-6-3表 厚生年金の財政方式の推移

	保険料率		平準保険料率		斗率	最終保険料率	D4 74 45 45		
保険料改定時期	男子	(%) 女子	坑内員	(%) 男子 女子 坑内員		坑内員	(%)	財政方式	
1942(昭和17)年 6月	6. 4	-	8.0	6.4	-			平準保険 料方式	
1944(昭和19)年10月	11.0	11.0	15.0	11.0	11.0	15.0		11	
1947(昭和22)年 9月	9. 4		12.6	9.4	6.8	12.6		"	
1948(昭和23)年 8月	3. 0	3. 0	3. 5	9.4	5.5	12.3		JJ	インフレによる積立金 の減少等を考慮して、 暫定保険料率を設定
1954(昭和29)年 5月 (注2)	3. 0	3. 0	3.5	5. 0 4. 1	3. 6 3. 1			段階保険 料方式	急激な保険料の増を避けるため、保険料率の 特来見通しを作成し、 段階的保険料方式を採用 少なくとも5年ごとの 財政再計算を行うこと を法定
1960(昭和35)年 5月	3. 5	3.0	4.2	4.4	3.1	5.2		11	
1965(昭和40)年 5月	5. 5	3. 9	6.7	6.9	5.3	15.8		11	保険料は段階的に引き 上げられることが法定
1969(昭和44)年11月	6. 2	4.6	7.4	8.5		20.4		11	
1973(昭和48)年 4月	7. 6	5.8	8.8	10.5			年財政再計算 19.6[2010(平成22)]	スをた通づ保式ラ考将しく険料に良基階方	物価スライド制・標準・標金スライド)制の再評価(うないでは)制の専評価(うないでは)を関係を関係では、対象をはないでは、対象をはないでは、対象には、対象には、対象には、対象には、対象には、対象には、対象には、対象に
1976(昭和51)年 8月	9. 1	7. 3	10.3	13. 9			年財政再計算 20.7[2010(平成22)]	"	
1980(昭和55)年10月	10.6	8. 9	11.8	19. 1			年財政再計算 35.4[2021(平成33)]	"	
1985(昭和60)年10月	12. 4	11.3	13.6	1			年財政再計算 28.9[2021(平成33)]	"	
1990(平成 2)年 1月	14. 3	13. 8	16. 1	-	_	平成元	年財政再計算 65歳支給:26.1 60歳支給:31.5 [2020(令和 2)]	11	
1994(平成 6)年11月	16.	5	18. 3	-	-		年財政再計算 29.8[2024(令和 6)]	11	
1996(平成 8)年10月	平成 8)年10月 17.35		19. 15	平成11		平成11	年財政再計算 国庫負担1/2:19.8	JJ	
2003(平成15)年 4月	13. 58		14. 96			-	[2019(令和元)] 国庫負担1/3:21.6 [2024(令和 6)]	,,	
2004(平成16)年10月	13.	934	15. 208	• 201	だにわた 7(平成	こる保隆 29) 年る	年財政再計算 検料水準を設定 まで毎年0.354%ずつ引 度以降18.3%で固定	上げ	

注1)昭和44年財政再計算以前の最終保険料率及び平準保険料率は、財政再計算の計算基準時点における物価水準、賃金水準や給付水準等が将来に向かって一定との仮定の下に計算されている。

注2) 1954 (昭和29) 年5月の平準保険料率の上段は、予定利回りを当初10年間につき5%、それ以降につき4.5% としたもので、下段は、予定利回りを全期間につき5.5% としたもの

注3) 平成11年財政再計算以降の最終保険料率、および2003 (平成15) 年4月以降の保険料率は総報酬ベース、それ以外は標準報酬月額ベース

第2-6-4表 国民年金の財政方式の推移

保険料改定時期	保険料	平準保険料	段階保険料		財政方式	
1961(昭和36)年 4月	20歳~34歳:100円 35歳以上:150円	128. 3円	_	平準保険 料方式	少なくとも5年ご との財政再計算を 行うことを法定	
1967(昭和42)年 1月	20歳~34歳:200円 35歳以上:250円	403円	召和41年財政再計算 1981(昭和56)年度以降		急激な保険料の増 を避けるため、保 険料の将来見通し を作成し、段階保 険料方式を採用	
1969(昭和44)年 1月	20歳~34歳:250円 35歳以上:300円	403 円	508円		保険料は段階的に 引き上げられるこ とが法定	
1970(昭和45)年 7月	450円	Β.	召和44年財政再計算			
1972(昭和47)年 7月	550円	862円	2010(平成22)年度以降 1,640円	"		
1974(昭和49)年 1月	900円	В	召和48年財政再計算	を考慮した将来見	保険料はスライド	
1975(昭和50)年 1月	1, 100円	(2,661円)	2010(平成22)年度 35,800円(名目額)	づく段階 保険料方	を考慮した将来見 通しに基づいて算 定(平準保険料は 参考として算定)	
1976(昭和51)年 4月	1,400円	В	召和51年財政再計算			
1977(昭和52)年 4月	2,200円		2010(平成22)年度	,,		
1978(昭和53)年 4月	2,730円	(5,040円)	8,650円(昭和51年度価格)	"		
1979(昭和54)年 4月	3,300円					
1980(昭和55)年 4月	3,770円	B	召和55年財政再計算			
1981(昭和56)年 4月	4,500円					
1982(昭和57)年 4月	5, 220円		2013(平成25)年度以降	,,		
1983(昭和58)年 4月	5,830円	(7,980円)	2013 (平成25) 平度50降 15,700円 (昭和55年度価格)	"		
1984(昭和59)年 4月	6, 220円					
1985(昭和60)年 4月	6,740円					
1986(昭和61)年 4月	7, 100円	B	召和59年財政再計算			
1987(昭和62)年 4月	7, 400円		2007(平成19) 年度以降	"		
1988(昭和63)年 4月	7, 700円	(10,989円)	13,000円 (昭和59年度価格)	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
1989(平成元)年 4月	8,000円		10,000 1 (20,100) 20,100			
1990(平成 2)年 4月	8, 400円	Σ	P成元年財政再計算			
1991(平成 3)年 4月	9,000円					
1992(平成 4)年 4月	9, 700円	_	2010(平成22)年度以降	"		
1993(平成 5)年 4月	10,500円		16,100円 (平成元年度価格)			
1994(平成 6)年 4月	11, 100円					
1995(平成 7)年 4月	11,700円	3	平成6年財政再計算			
1996(平成 8)年 4月	12, 300円	_	2015(平成27)年度以降	"		
1997(平成 9)年 4月	12,800円		21,700円 (平成6年度価格)			
1998(平成10)年 4月	13, 300円	-	平成11年財政再計算 2020(令和 2)年度以降 国庫負担1/2:18,500 国庫負担1/3:25,200 (平成11年度価格)	"		
2005(平成17)年 4月	13, 580円	平成16年財政再計算 ・将来にわたる保険料水準を設定 ・2017(平成29)年まで毎年280円(平成16年度価格)ずつ引上げ ・2017(平成29)年度以降16,900円(平成16年度価格)で固定(注2)				

注1)昭和44年財政再計算以前の段階保険料及び平準保険料は、財政再計算の計算基準時点における物価水準、賃金 水準や給付水準等が将来に向かって一定との仮定の下に計算されている。

注2)2019(平成31)年4月から、国民年金1号被保険者に対して、産前産後期間の保険料免除制度が施行されることに伴い、2019(平成31)年4月より、保険料が100円(平成16年度価格)引き上がる。

3. 段階保険料方式の考え方

厚生年金及び国民年金においては、保険料水準を将来に向けて、段階的に引上 げていくこととしていた。このように、保険料水準を将来に向けて段階的に引上 げていくことをあらかじめ想定して将来見通しを作成し、財政運営を行う財政方 式のことを段階保険料方式という。

2004(平成 16)年年金制度改正では、保険料水準を段階的に引上げて、2017(平成 29)年度以降、一定の水準で固定し、給付水準を自動調整するという保険料固定方式がとられたが、この財政方式についても、保険料水準の引上げをあらかじめ想定し財政運営を行うという観点からは、段階保険料方式の一形態と考えることができる。

段階保険料方式は、制度の成熟や少子高齢化の進行に並行して保険料(率)が引上がる場合は、賦課方式の要素を持つと言える。一方、制度の成熟段階で積立金を形成し、将来、これを活用することにより一定の保険料水準で運営を行うところは積立方式の要素を持つ。

積立金の水準をみると、段階保険料方式は、制度発足当初、低い保険料水準に抑えられていることから、積立方式と比べ、積立金の形成が緩やかなものとなる。

どれだけの積立金が形成されるかについては、保険料水準の引上げペースにより決定されることとなり、賦課方式の保険料水準に近いペースで引上げればほとんど積立金は形成されず、より早く引上げればより大きな積立金が形成されることとなる。積立水準からみてどちらの方式に近いかは、成熟段階の保険料と引上げペースに大きく依存する。

厚生年金、国民年金は、現在の積立金の水準からみれば賦課方式を基本とした方式であり、また、2004(平成16)年年金制度改正では、100年後の積立金を支出の1年分とする財政方式が取られたことから、今後も積立金水準から見ると、賦課方式を基本とした財政方式といえる。

また、2004(平成 16)年年金制度改正では、2017(平成 29)年度以後、保険料水準を一定としたところである。給付水準については、今回の財政検証では、今後30年程度で調整を終了する見通しとなっているが、給付水準調整を終了した後は、その後も少子高齢化が進展し、人口構成の変化が続くにもかかわらず、一定の給付水準を保つことができる見通しとなっている。このようなことが可能となるのは、積立金を活用しているからであり、当初から全く積立金を保有しない完全な賦課方式であった場合には不可能なことである。

公的年金の財政方式にとって、積立方式、賦課方式のどちらが適切なのかということを論じるのではなく、どのように組み合わせ、両者の長所を生かしていくかという視点が重要である。

厚生年金、国民年金は積立金水準としては、賦課方式に近い積立金水準を維持することで、積立方式における運用リスクを軽減する一方、一定の積立金を保有し活用することで、将来の保険料水準や給付水準を平準化するとともに、賦課方式における少子高齢化に伴う急激な負担の上昇や給付の低下を回避する財政方式をとっている。

4. 段階保険料方式と後代負担

厚生年金、国民年金は、上記のように歴史的には制度発足当初から段階保険料 方式がとられていたというわけではない。制度発足当初は、平準保険料方式によ り計算された保険料(率)が設定されていた。しかしながら、当時の給付水準 は、現在と比べ低い水準にあったことから、当然、保険料水準も現在の給付水準 から計算されるものより低い水準で保険料(率)が設定されていた。

その後、厚生年金については、1948(昭和23)年、急激なインフレのなかで、 インフレによる積立金の目減りや負担能力などを考慮し、平準保険料率よりも低い暫定的な保険料率が設定され、賦課方式に近い保険料水準に引き下げられた。

また、厚生年金、国民年金は、制度発足後の制度改正、特に、1973(昭和 48)年改正で物価スライド・賃金再評価が導入されたことにより、大幅な給付改善が行われたが、給付改善により新たに発生した費用は、後代負担により賄うこととされた。

このようなことから、過去、公的年金は必要な負担を求めてきておらず、「給付改善の費用等を後代負担に回してきた」と言われることがあるが、ここで、「必要な費用負担」といわれるのは、積立方式的な財政運営を行った場合に「必要な費用負担」であることに注意が必要である。

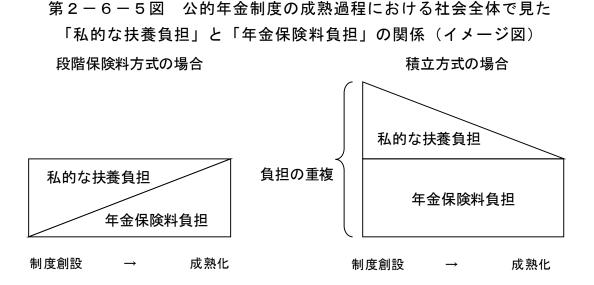
厚生年金、国民年金は、近年まで、おおむね積立金を積み増してきており、過去の保険料は、現行の保険料水準よりは低いものの、賦課方式のもと必要な保険料水準よりは高い保険料負担を求めてきたことになる。

また、過去の保険料水準が低かった理由として負担能力との関係が取り上げられることがある。過去の負担能力を考える上で、当時の経済状況や生活水準を考慮することは当然であるが、その他、私的扶養との関係についても考慮する必要がある。

年金制度発足当初の現役世代は、その親世代は、公的年金を受給していないか、 受給していてもわずかな金額である。このような状況では、現役世代は、親世代 を私的に扶養する必要があり、私的に親を扶養しながら、公的年金の保険料をま るまる納める必要が生じることとなる。

賦課方式的な考え方では、親世代が受け取る年金に相当する分しか、保険料を払う必要はないことから負担の重複という問題は生じないが、積立方式的な考え方では、私的に親を扶養しながら自分の老後のための保険料を拠出することとなり、私的扶養も含めて考えると負担の重複が発生することとなる。

すなわち、親世代が十分な年金を受給できない制度成熟期間中においては、私的扶養との関係から、負担能力が低下することとなることに留意して考える必要がある。



5. 公的年金における世代間の給付と負担の関係

我が国の公的年金は賦課方式を基本とした財政方式となっているが、このような財政方式においては、世代によって保険料負担の累計額と年金給付の累計額の関係が異なることとなるため、世代間の不公平を指摘されることがしばしばある。

公的年金における世代間の公平性については、平成 25 年 8 月に取りまとめられた社会保障制度改革国民会議の報告書においても考え方の整理が行われており、①私的扶養との代替性、②保険機能の評価の 2 点について考慮が必要との指摘がなされている。以下、この 2 点について、解説する。

(1) 私的扶養との代替性

年金制度が創設されるまでは、老親の扶養は家族内で(多くは同居により) 行われていた。産業構造の変化による雇用労働者の増加と都市化、核家族化が 進む中で、公的年金制度が整備され、制度が成熟化するにつれて、老親の扶養 が私的な扶養から年金制度を通じた社会的な扶養に徐々に置き換わっていっ たと考えられる。

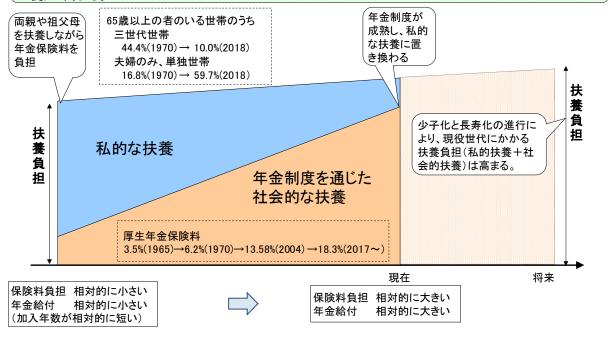
既に高齢世代となっている世代が現役期に負担した保険料の水準は現在より低かったが、彼らが現役の頃は制度も未成熟で給付水準もそれほど高くなく、三世代同居にみられるように私的な扶養と社会的な扶養が混在した状態にあった。すなわち、私的な扶養負担を行いながら社会的な扶養のための年金保険料を拠出していたと考えることができる。

国民年金制度が創設されてから既に半世紀以上を経過し、今日では年金制度も成熟化し、かつての私的な扶養が社会的な扶養に相当程度置き換わった状態にある。公的年金の保険料負担と年金給付の比較だけをもって世代間の公平を論じることは、私的扶養による貢献を考慮しておらず、社会の変化を踏まえない一面的な見方といえる。

なお、今日の社会で進行している長寿化と少子化はいずれも、社会的な扶養、私的な扶養の別を問わず、現役世代にかかる老親の扶養負担そのものを高める方向に作用する。つまり、仮に年金制度がなくても、少子化の進行で子どもの数が減少する一方、長寿化が進行して老親が長生きするようになれば、子ども1人当たりの扶養負担が高まることとなる。公的年金において給付と負担の関係が少子高齢化により厳しくなることは、少子高齢化により高まった老親の扶養負担を私的扶養に替わって社会的扶養である公的年金が担っているためとも言える。

第2-6-6図 私的な扶養から社会的な扶養への移行について

- 高齢者の扶養のかたちは、年金制度の成熟に伴い、私的な扶養から年金制度を通じた社会的な扶養へ徐々に置き換わってきた。
- 少子高齢化が進行すれば、年金制度の有無に関わらず、現役世代の扶養負担(私的扶養+社会的扶養)は高まる。



(2) 公的年金の保険機能の評価

公的年金の重要な意義は、長い人生において発生するリスクに対応し安心を 得ることにある。例えば、

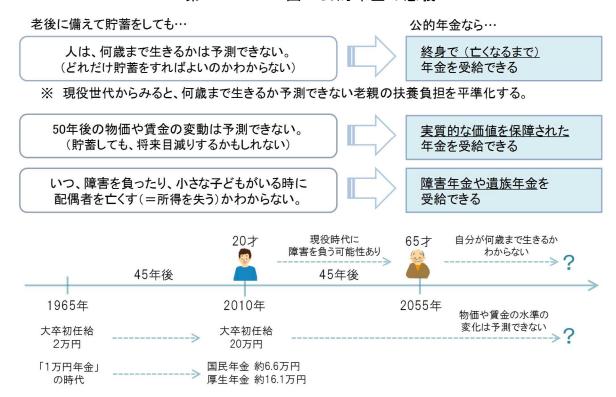
- 引退するときいつまで長生きできるか前もって分からないが、どれだけ長生きしても老齢年金を終身受けることができる(終身の保障)
- ・ 終身の保障を現役世代からみると、老親が長生きした場合にも社会的扶養により支えてくれる(扶養負担の平準化)
- ・ 物価や賃金の変動に応じて給付額がスライドされるため、実質的な価値を 保障された年金を受けることができる(実質価値の保障)
- ・ けがや病気などで障害を負って働けなくなった場合は、障害年金を受け取ることができる。また、一家の大黒柱が子どもを残して亡くなってしまい収入が得られなくなった場合は、遺族年金を受けることができる(遺族・障害など現役期からの保障)

といったリスクに対応することで、生涯を通じた安心のメリットがある。これ

は、保険機能によるリスクヘッジによるメリットといえるものであり、年金の 本質的な機能である。

このように、社会保険のひとつである公的年金は、あくまでも保険であり、 預金・株式等の金融商品による貯蓄とは異なる。したがって、公的年金における世代ごとの給付と負担の関係について、機械的に払った保険料に対して平均 的にどれだけの給付が受け取れるか機械的に「計算」されることがあるが、それは、あくまでも「平均値」としての期待値を示したものに過ぎず、公的年金 制度があることでリスクが軽減されることによるメリット(期待効用の増加) について考慮されていない。

第2-6-7図 公的年金の意義



払った保険料に対して平均的にどれだけの給付が受けられるかという指標は、 金融商品と同様の見方により、拠出に対するリターンの平均がどの程度である かを見るものであるが、これは、年金の本質的機能であるリスクヘッジによる 安心のメリットを全く考慮しておらず、これだけで年金制度の価値を判断でき るものではない。

すなわち、仮に給付総額の期待値が、払った保険料総額を下回るとの計算結果となったとしても、安心のメリットという年金の本質的機能が考慮されていないことから、これをもって年金制度に加入する価値がないと判断できるものではない。

なお、先述の社会保障制度改革国民会議の報告書においては、世代間の公平論 に関しての留意点を論じた上で、

『一方で、世代間の不公平の主張の背景には、給付は高齢世代中心で負担は現役世代中心という日本の社会保障の構造や、必要な給付の見直しに対する抵抗感の強さ、制度に対する信頼感の低下や不安感の増加があることも忘れてはならない。(中略)日本においても、次世代支援など未来への投資の拡充による「全世代対応型」への転換を進めるとともに、持続可能性と将来の給付の確保に必要な措置を着実に進めるメカニズムを制度に組み込んでいくことも求められるところである。』(社会保障制度改革国民会議報告書)

との指摘も行っており、年金制度の中における世代間の給付と負担の関係の比較のみで年金制度の評価を行うことは問題視しつつも、社会保障全体として必要な見直しが進まないことで世代間の不公平の度合いが増すことは強く戒めている。

(補論) 積立方式と人口構造の変化について

伝統的な説明では、給付に必要な費用をあらかじめ積立金として保有している「積立方式」の方が「賦課方式」よりも人口構造の変化の影響を受けにくいとされていた。

※ サミュエルソン=アーロンのパラドックス

人口成長率 + 所得増加率 > 利回り ・・・ 賦課方式が有利 人口成長率 + 所得増加率 < 利回り ・・・ 積立方式が有利

そうした議論をもとに、高度成長期には賦課方式が有利であったが、低成長 経済への移行・少子高齢化の進行により積立方式が有利な状況になったと主張 された(フェルドシュタインなど)。

しかし、1990 年代(世界銀行が年金の積立方式化・民営化を推奨した時期) 以降、積立方式も賦課方式と同様に人口構造の変化の影響から逃れられるもの ではないとの理解が世界の年金論議において共有されるようになっている。

- ※ 積立方式が有利という主張への批判(J・E・スティグリッツやニコラス・バーなど)
 - 少子高齢化の影響で生産力が低下すると、結果的に利回りが低下すると の指摘
 - 積立方式への移行費用 (既に受給世代となっている者への給付費用) が 考慮されておらず、これを考慮に入れると、賦課方式・積立方式どちらで も負担の面では同等となるとの指摘

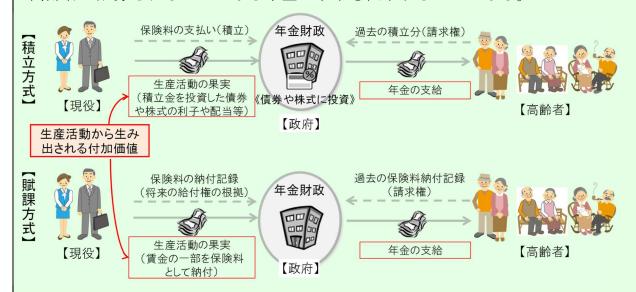
2013(平成 25)年1月にIMFの主催で開催された「世界危機後のアジアにおける財政的に持続可能かつ公平な年金制度の設計」と題した会合においても、

- ① 年金制度で鍵になる変数は将来の生産物であり、積立方式と賦課方式は、単に、将来の生産物に対する請求権を制度化するための財政的な仕組みが異なるにすぎず、積立方式は、人口構造の変化の問題を自動的に解決するわけではないこと
- ② 年金財政問題の解決策は、(i) 平均年金月額の引下げ、(ii) 支給開始年齢の引上げ、(iii) 保険料の引上げ、(iv) 国民総生産の増大政策の4つしかなく、これらのアプローチが含まれていない年金財政改善方策はいずれも幻想にすぎないこと

がプレゼンテーションされている。

なお、積立方式の年金とは、積立金を債券や株式の形で投資し、利子や配当等の資本収益によりその時々の経済成長の果実を年金という形で高齢者に配分するやり方であるが、年金の財政方式が積立方式であろうが賦課方式であろうが、その時々に現役世代が生み出した付加価値を、現役世代と高齢者で分かち合う構造には変わりがない。

したがって、積立方式であったとしても、現役世代の人口減少の結果、その 時々の生み出す付加価値が減少するならば、利子や配当等の資本収益も減少し、 高齢者に配分されることとなる年金の水準も低下することになる。



現在、世界の年金論議は、「積立方式」か「賦課方式」のどちらが望ましいか、「積立方式」に移行すべきか、という議論ではなく、経済や社会の変化の影響をそれぞれに異なる経路で受けることとなる両方式をどう組み合わせて制度をデザインするか、という議論に移っている。

[OECD]

賦課方式主体で運営されている公的年金が持続可能性確保のために給付水準を削減 することは避けられないとし、それを積立方式の私的年金で補完する対策の重要性を 指摘している。

Pensions at a Glance 2011 より抜粋

公的年金は、OECD諸国における高齢者の所得保障の基軸であり、平均で高齢者所得の60%を占めている。残りの40%は、「私的年金やその他の貯蓄」と「勤労収入」が均等に占めている。老後の所得の提供という公共部門の役割は、未だに非常に重要であるが、将来的に減少する。就労期間の延長と私的年金は、必然的にそのギャップを埋めなければならない。(中略)長期的な展望に立つと、公的制度と私的制度を、また財政的には賦課方式と積立方式を組み合わせた「多様化した」年金制度が最も現実的な見込みであるだけでなく、最善の政策である。

【世界銀行】

1994年に民営の拠出建て積立制度への移行を推奨したレポートを発表したが、2005年に発表されたレポートでは、考え方を修正し、賦課方式の年金や概念上の拠出建て方式も選択肢に加えた多柱型(multi-pillar)の制度設計構想を打ち出している。